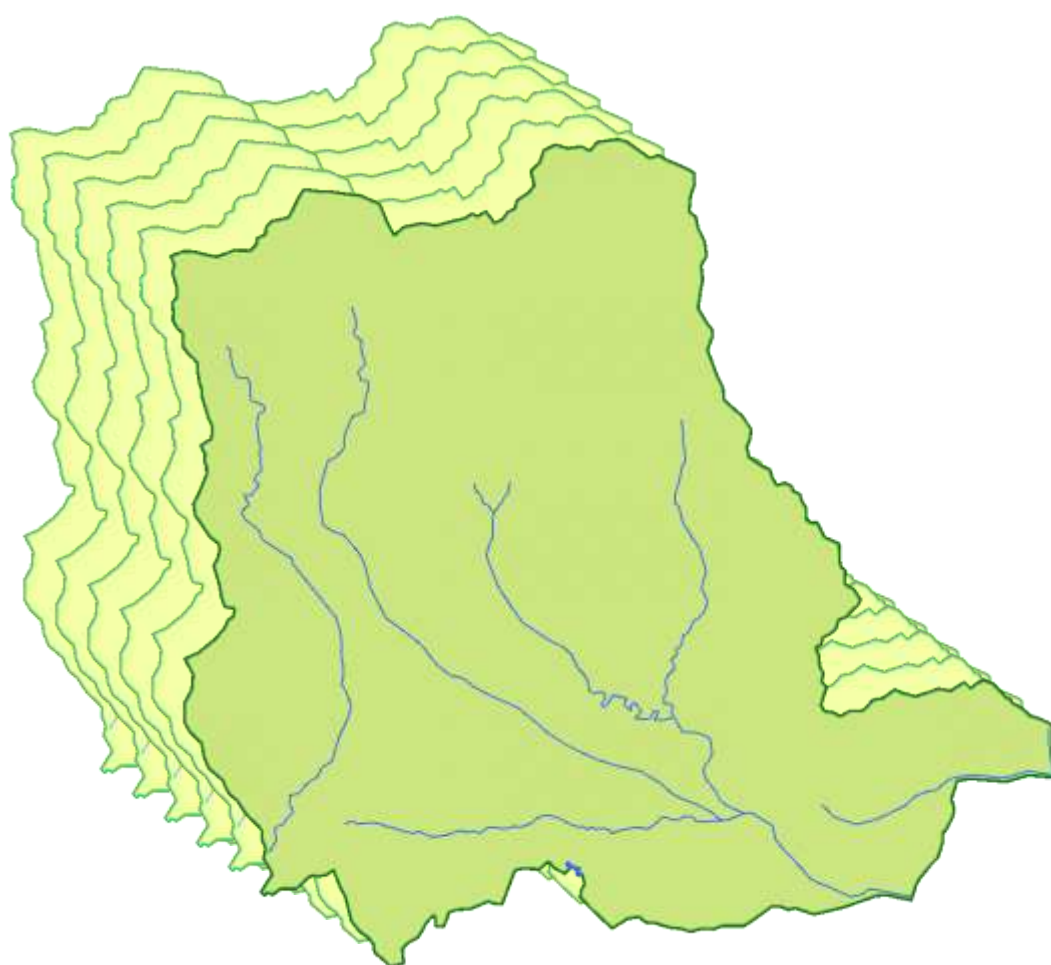


秦野市公共施設の再配置に関する方針

“未来につなぐ市民力と職員力のたすき”



平成 22 年(2010 年)10 月
秦野市

方針の策定にあたって

一昨年の秋以降、景気の低迷は続き、国においては、平成 21 年度の国債発行額が過去最高を記録するなど、私たちの将来の暮らしに不安が募っています。また、本市も法人市民税が大幅に減少するなど、今までにも増して厳しい行財政運営を行わなければならない状態が続いています。

このような状況の中、税の使い方の決定に対しては、納税者のより一層厳しい視線が注がれ、国による事業仕分けへの注目度にも見られるように、その使われ方を決めるに当たっては、十分な情報の公開と説明責任を果たすことが強く求められています。

本市は、昨年 10 月、公共施設の全体像を明らかにするとともに、公共施設の置かれている現状と課題に関するデータを市民の皆様と共有するため、「秦野市公共施設白書」を公表しました。それ以来、市内外の各方面から様々な反応をいただいておりますが、あらためて公共施設というものは、市民生活と深く結びついているということを実感しました。

しかし、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる公共施設は、経済成長と人口増加を背景として、全国で増加を続けてきました。このことは、本市も例外ではありませんが、あらためて言うまでもなく、高齢化社会の到来とそれに伴い大きな経済成長が見込めなくなる現状では、これらの公共施設を現在の姿のままで維持し続けることは、今後の市政運営にとって大きな負担となり、真に必要な行政サービスにまで、悪影響を及ぼすであろうことも事実です。

この現状に目をつぶり、現在の市民だけに今までと同じサービスを提供し続け、結論を先送りにすることは、次世代の市民に多くの負担を押し付けることとなります。

しかしながら、今ある公共施設の数量だけに着目し、単にそれを減らせばいいというものではありません。公共施設にはそれぞれ果たしてきた役割があり、その中には、今後も維持し続けなければならない機能が多いことも事実です。現在の市民へのサービス低下を最小限に抑え、将来の市民にもできるだけ多くの公共施設サービスを享受してもらう「公共施設の再配置」を実現するためには、多くの知恵と工夫が必要になります。

そこで、私は、この方針に「未来につなぐ市民力と職員力のたすき」という副題を付けましたが、「たすき」という言葉には二つの思いを込めました。一つは、駅伝で使われるたすき、そしてもう一つは、たすき掛けのたすきです。

前者に込めた思いの意味は、私は、今縁あって市政のかじ取り役とし

てのたすきを受け継いでいます。このたすきを次の走者に引き渡すことは、私の最も大切な使命であり、そのためには、どんなに苦しくても、歯を食いしばって耐えなければならないこともあると思っています。まさに「公共施設の再配置」を進めることは、最大の難所を走り抜けるといっても過言ではなく、これを乗り切り、未来にしっかりとたすきをつながなければならないという覚悟で望むということです。

そして後者に込めた思いの意味は、公共施設のあり方の根本的な見直しを行う「公共施設の再配置」は、公共施設を利用し、支えている市民や多くの知恵と力を持つ法人が発揮する「市民力」と、本市の職員一人ひとりが持つ「職員力」、この二つの力がまさにたすきがけのように交差し合い、お互いに力を発揮し合ってこそ実現できると考えていることです。

「公共施設の再配置」が進むことは、施設の利用者の皆様にとっては、万事が今までどおりとはいけなくなり、少なからず御不便や御心配をおかけする場合もあるかと思えます。

しかし、「足るを知る」という仏教の教えがあります。「人間の欲にはきりが無い。欲望を満たすことを考え続けるよりも、あるがままを受け入れて、それに素直に感謝することに本当の幸せがあるのではないか」という意味ですが、公共施設を工夫しながら使っていくことにより、将来にわたり必要となる施設サービスを持続可能なサービスとするためには、まさにこの気持ちを持つことが必要なのではないのでしょうか。

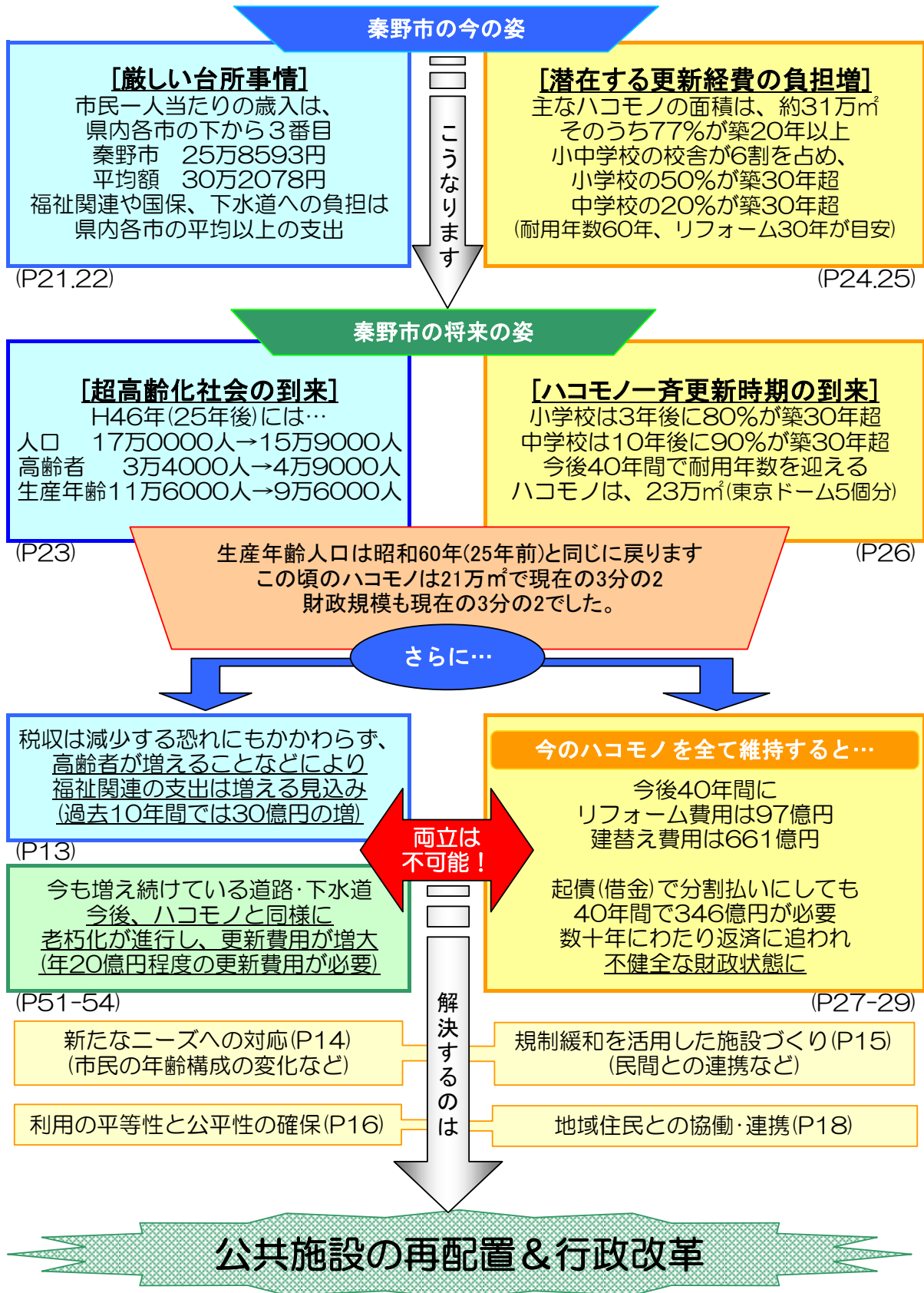
ここに、「秦野市公共施設の再配置に関する方針“未来につなぐ市民力と職員力のたすき”」を定めます。今後、この方針に沿って、多くの「市民力」と「職員力」にも支えていただきながら、「公共施設の再配置」を進めていきたいと考えていますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

平成22(2010)年10月

秦野市長 古谷 義幸

方針の策定にあたって	1
方針のフロー	4
第1章 ハコモノを直す [公共施設の再配置について]	7
1 「公共施設の再配置」とは	8
2 何を再配置するのか	9
3 なぜ再配置が必要なのか	11
第2章 ハコモノを視る [公共施設の現状と課題]	19
1 人も建物も年をとる [老朽化の進行と一斉更新時期の到来]	20
2 サービスとは何か [公設公営の弊害と縦割りの管理]	30
3 「ハコモノ」主義は当たり前 [ハコモノ主義の弊害]	34
4 税金は安くない [受益者負担の適正化]	41
5 ハコモノもメタボになる [対症療法的な維持補修]	48
6 足元を見れば [インフラの老朽化]	51
第3章 ハコモノを描く [公共施設の再配置に関する方針]	55
方針1 基本方針	56
方針2 施設更新の優先度	56
方針3 数値目標	60
方針4 再配置の視点	66
視点1 「備えあればうれいなし」	67
視点2 「三人寄れば文殊の知恵」	68
視点3 「三方一両得」	69
視点4 「無い袖は振れぬ」	71
視点5 「転ばぬ先の杖」	74
第4章 ハコモノを練る [公共施設再配置計画(仮称)の策定]	79
1 構造及び期間	80
2 計画のコンセプト	81
3 第1期基本計画	81
4 実行プラン	82
5 計画の位置付け	82
附属資料	85
I 方針検討の経過	86
II 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会	88
1 委員名簿	88
2 検討委員会開催経過	89
3 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会設置要綱	94
III 方針の内容に対する市民の意見	97
1 パブリック・コメント手続きの結果	97
2 地区別市政懇談会の結果	105

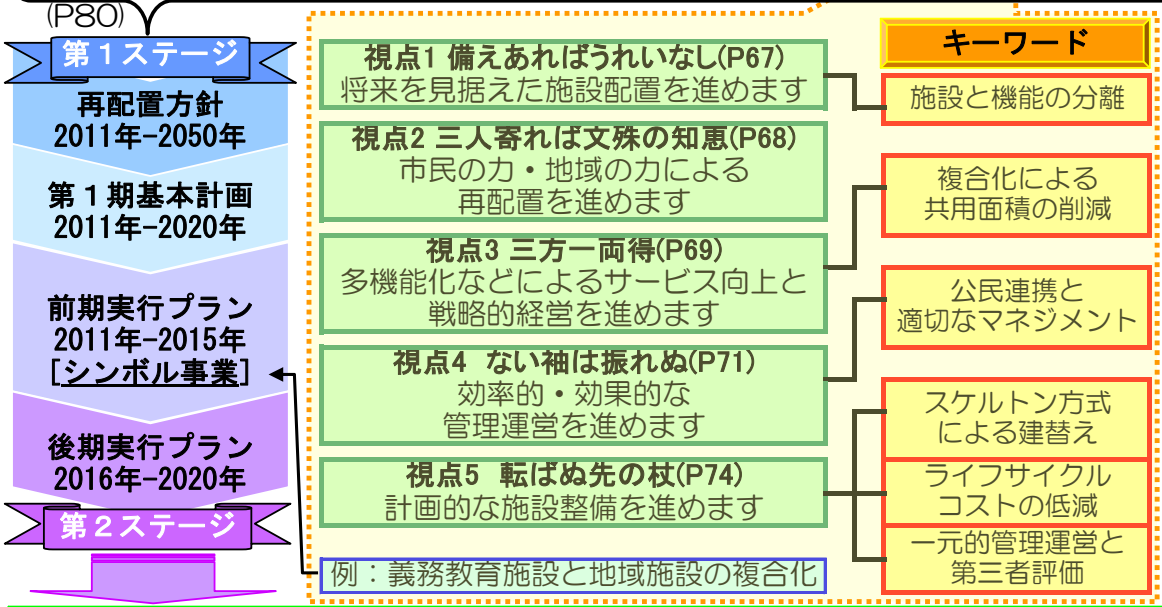
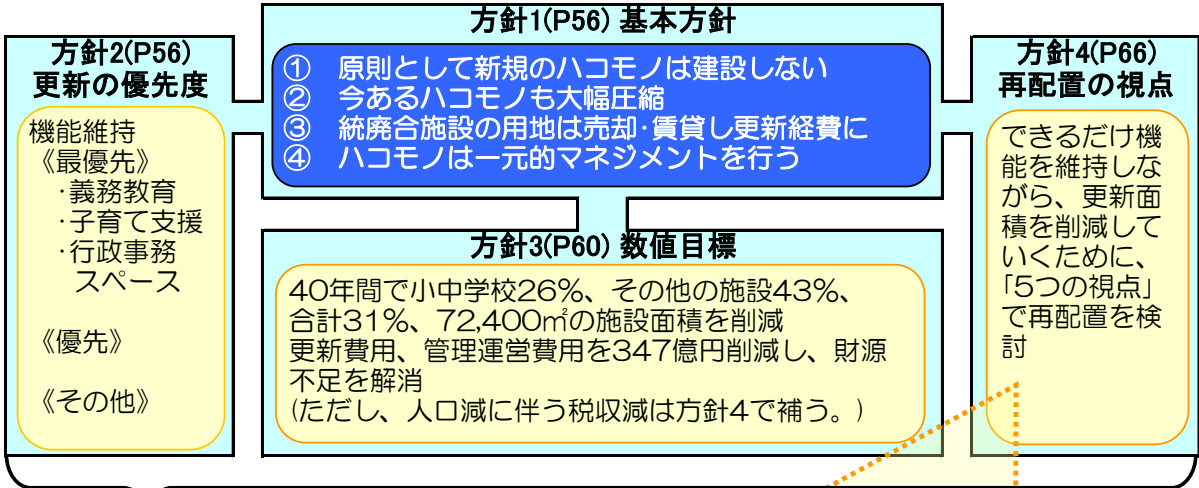
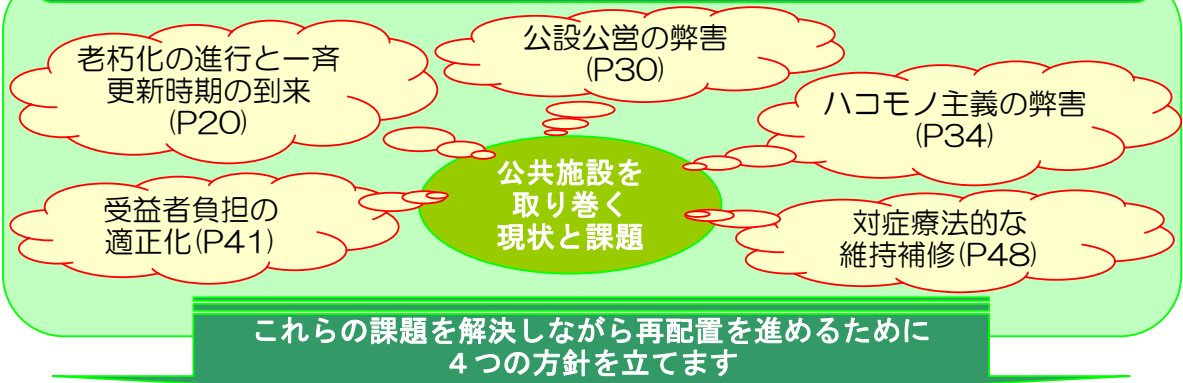
[秦野市公共施設の再配置に関する方針のフロー] なぜ「公共施設の再配置」が必要なのか



(図中のPOOは、詳細が記載してあるページを表します。)

どうやって「公共施設の再配置」を進めるのか

公共施設の総量維持は不可能です！
 だからといって多くの機能がなくなってもいい訳ではない
 将来にわたり必要となるサービスができる限り維持しなければならない



計画を実現し、持続可能な施設サービスと
 安心・安全な暮らしを将来の市民にも

(図中のPOOは、詳細が記載してあるページを表します。)

秦野市の一日・市民の暮らし

 <p>人口密度(21.10.1) 1k㎡あたり1,643人</p>	 <p>世帯数(21.10.1) 1世帯あたり2.45人</p>	 <p>出生 1日に3.48人</p>	 <p>死亡 1日に3.26人</p>
 <p>転入 1日に18.55人</p>	 <p>転出 1日に17.69人</p>	 <p>結婚 1日に2.22件</p>	 <p>離婚 1日に0.77件</p>
 <p>鉄道乗降人員 1日に124,399人</p>	 <p>バス輸送人員 1日に26,812人</p>	 <p>ごみ排出量 1日に143t</p>	 <p>市職員 市民151人に1人</p>
 <p>犯罪 1日に4.62件</p>	 <p>救急出動 1日に17.18件</p>	 <p>火災 6.52日に1件</p>	 <p>交通事故 1日に1.95件</p>
 <p>図書貸出数 1日に1,520冊</p>	 <p>市予算(一般会計当初) 市民1人あたり 239,702円</p>	 <p>市民税 市民1人あたり 158,283円</p>	 <p>乗用車 1世帯あたり0.81台</p>

(平成21(2009)年度版統計はだのより抜粋)

第1章 ハコモノを直す

[公共施設の再配置について]

- 1 「公共施設の再配置」とは P8
- 2 何を再配置するのか P9
- 3 なぜ再配置が必要なのか P11



1 「公共施設の再配置」と

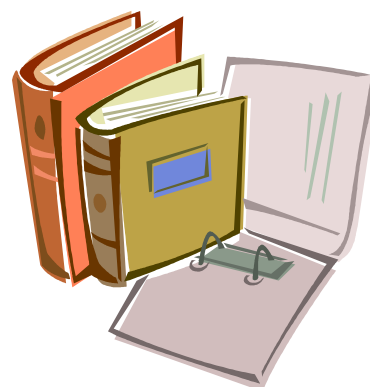
本市は、公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することを「公共施設の再配置」と定義し、市民とともに将来の公共施設のあるべき姿を考え、ともに再配置を進めていくために、平成20(2008)年4月に企画総務部内に特命の組織である「公共施設再配置計画担当」を設置し、平成21(2009)年10月には、「秦野市公共施設白書」を公表しました。

この白書では、今まで積極的に公開される機会の少なかった公共施設に関するコスト情報を明らかにしました。この理由の第一には、少子高齢化社会を迎え、厳しい財政状況が続く中で、公共施設で提供するサービスのうち、必要性の高いサービスを将来にわたり持続可能なものとしていくためには、公共施設を利用し、また税や使用料の負担、管理運営への協力や参画などにより支えている多くの市民と行政が、ともに公共施設の将来のあるべき姿を議論していく必要があると考えたからです。

そして、平成21(2009)年12月に、第三者である学識経験者や有識者で構成する「秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会」を設置し、この白書を基礎資料としながら、本市の「公共施設の再配置」に関する議論を行ってきました。

その結果、平成22(2010)年6月30日に、「秦野市の公共施設再配置に関する方針(案)【委員会からの提言】“ハコに頼らない新しい行政サービスを!”」が委員会から提出されましたが、この提言内容を尊重しながら、「秦野市公共施設の再配置に関する方針“未来につなぐ市民力と職員力のたすき”」をここに定めます。

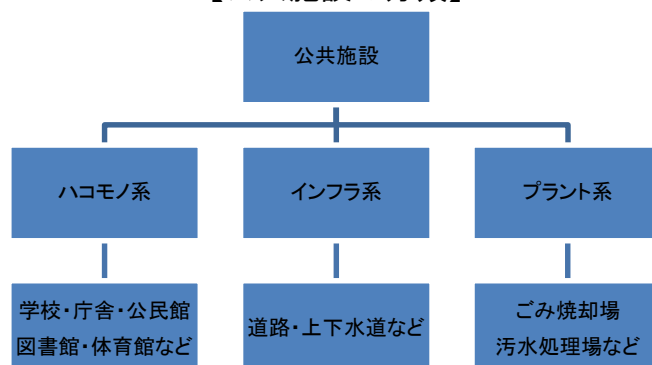
また、今後は、この方針に沿って「秦野市公共施設再配置計画(仮称)」を策定し、「公共施設の再配置」を進めていくこととします。



2 何を再配置するの

「公共施設」と一口に言っても、様々なものがあります。市役所、学校、公民館などのいわゆる「ハコモノ」と呼ばれる建物や、道路、公園、水道、下水道などのいわゆる「インフラ」、ごみ焼却場等の「プラント」も「公共施設」に含まれます。

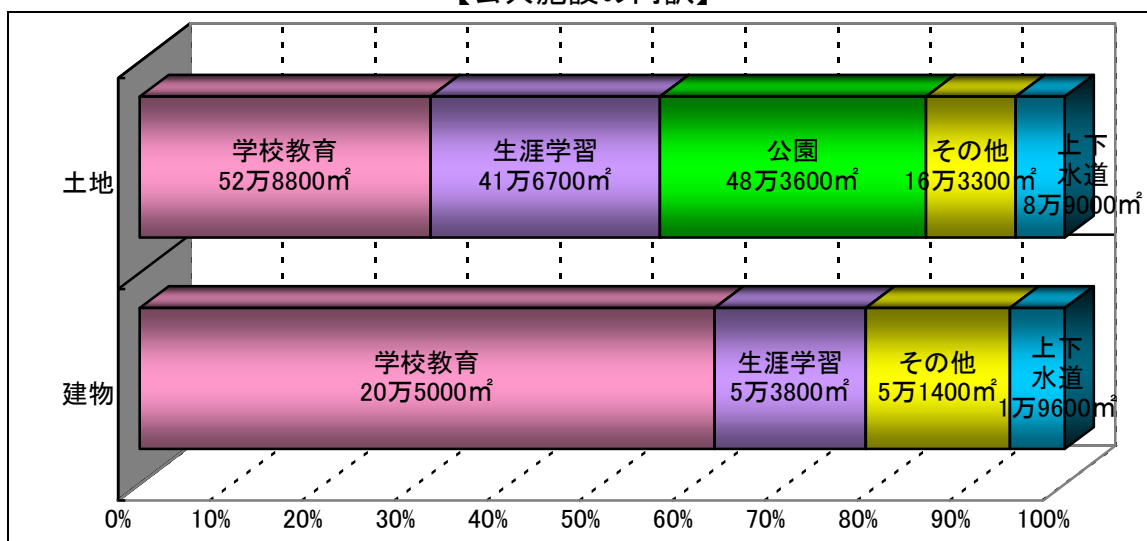
【公共施設の種類】



これらの中から、公共施設白書の作成に当たっては、道路、橋りょう、上下水道の管やポンプ場などのインフラ及びごみ収集所等の小規模な公共施設を除く次ページの施設について現状を調査し、課題を抽出しました。

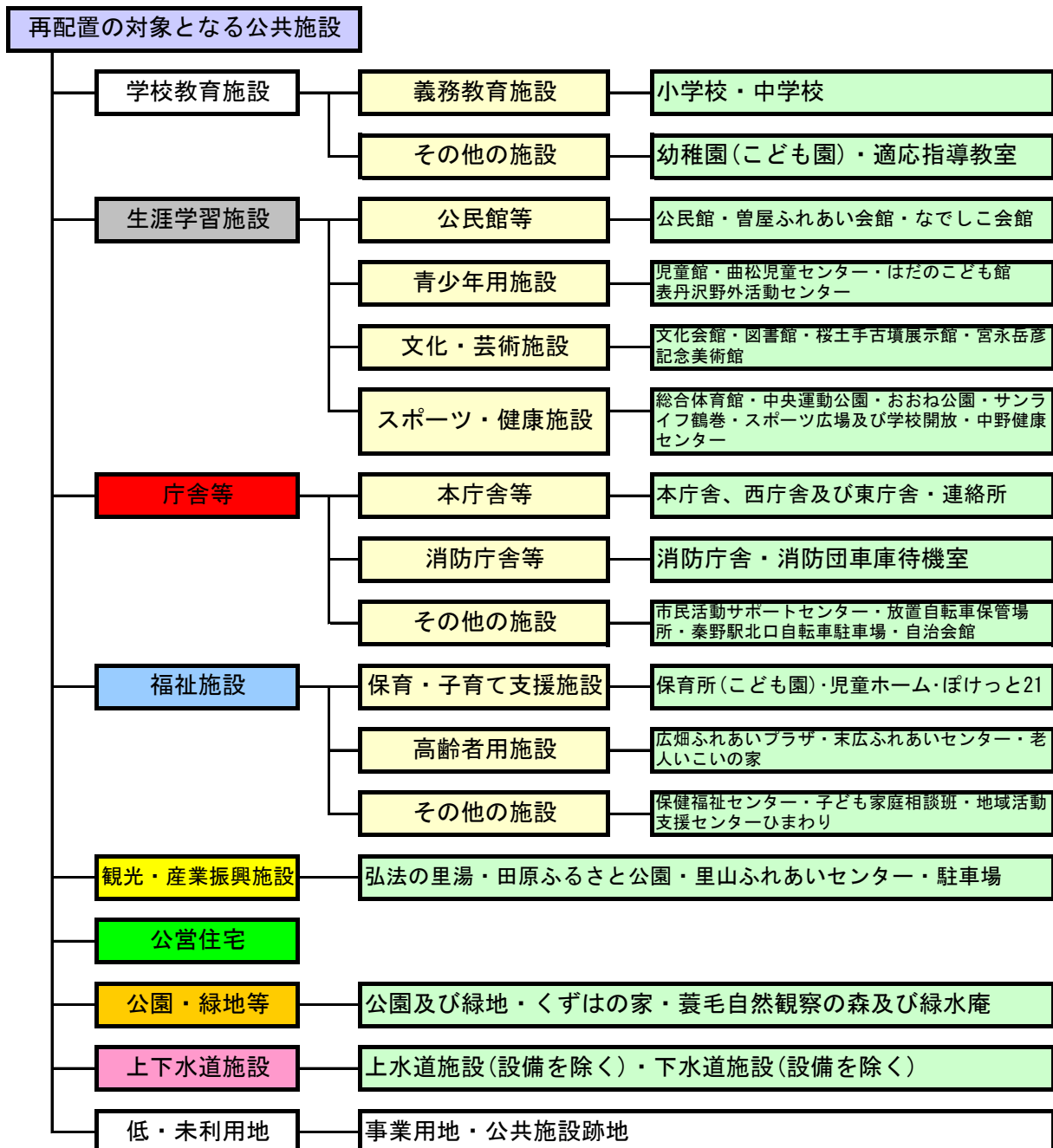
これらの施設の総数は 457 施設、土地の総面積はおよそ 168 万平方メートル、建物の総面積はおよそ 33 万平方メートルとなりましたが(平成 20(2008)年 4 月 1 日現在)、次図に表したとおり、このうち、土地、建物ともに学校教育施設が占める割合が最も多く、土地にあっては全体のおよそ 31 パーセントに当たる約 53 万平方メートルを、建物にあっては、およそ 62 パーセントに当たる約 21 万平方メートルを占めています。

【公共施設の内訳】



「公共施設の再配置」は、これらの施設を対象に進めていくものとしませんが、「公共施設の再配置」を検討するに当たっては、今後ハコモノと同様に更新時期を迎え、大きな財政負担を伴うことになる道路、橋りょう、下水道などのインフラ、また、本市では一部事務組合^(※)により伊勢原市と共同設置しているごみ焼却場等のプラントの整備計画にも十分注視していくものとしします。

【再配置を検討する公共施設】



※ 市町村(普通地方公共団体)と同じ地方公共団体の一つ(特別地方公共団体)で、複数の自治体が事務を共同処理することを目的に、地方自治法に基づき設置する組合です。

3 なぜ再配置が必要なのか

一つ目の理由は…

少子高齢化による人口減少社会へ対応するためです。

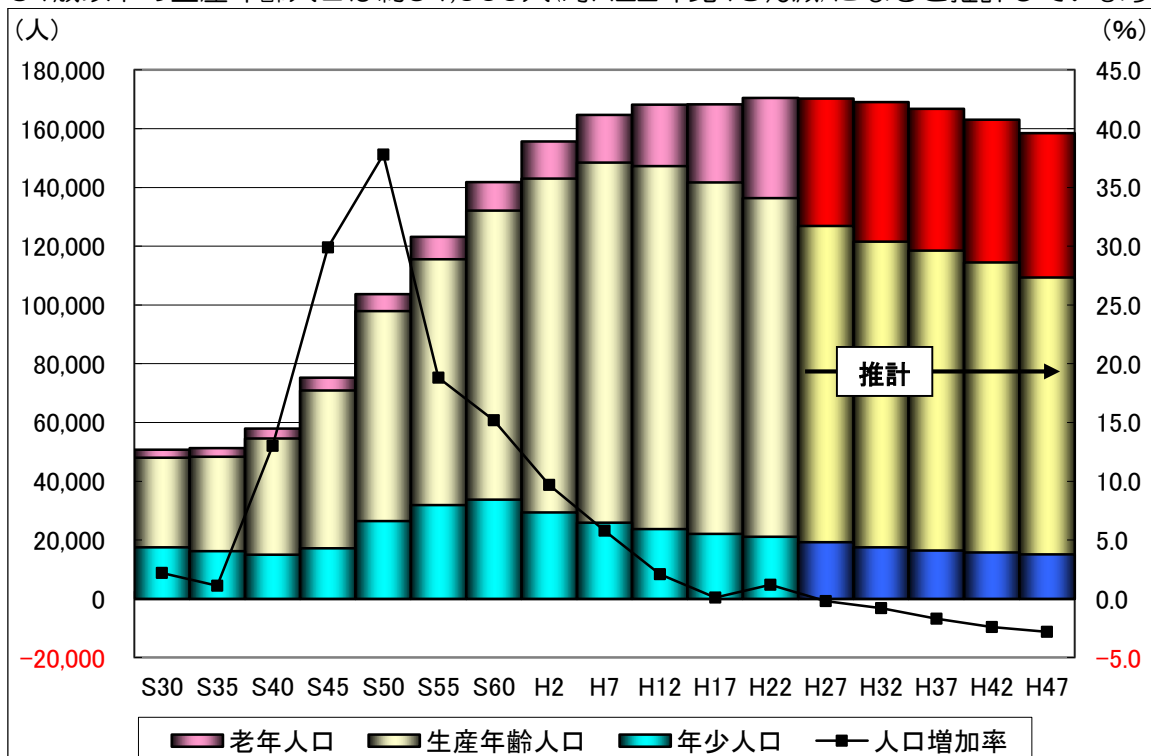
公共施設の再配置を進めなければならない理由として、第一に挙げられるのは、人口構造の変化とそれに伴う財政構造の変化への対応にあるといえます。

将来的な人口規模の縮小や少子高齢化の急速な進展による人口構成の変化により、行政サービスの提供そのものに大きな変革が求められます。公共施設においても、こうした動向を踏まえた必要な施設サービスの質と量を見据え、規模の適正化や用途の転換等を行う必要があります。

また、人口減少、少子高齢化によって税収が減少することにより、非常に厳しい財政状況が見込まれ、より効率的な行財政運営が求められます。こうした状況から、公共施設の管理運営や整備に多くの予算を振り向けることは困難な状況にあり、今まで以上の効率的な管理運営や計画的な整備によって、財政負担を軽減する必要があります。

【人口及び対5年前人口増加率の推移】

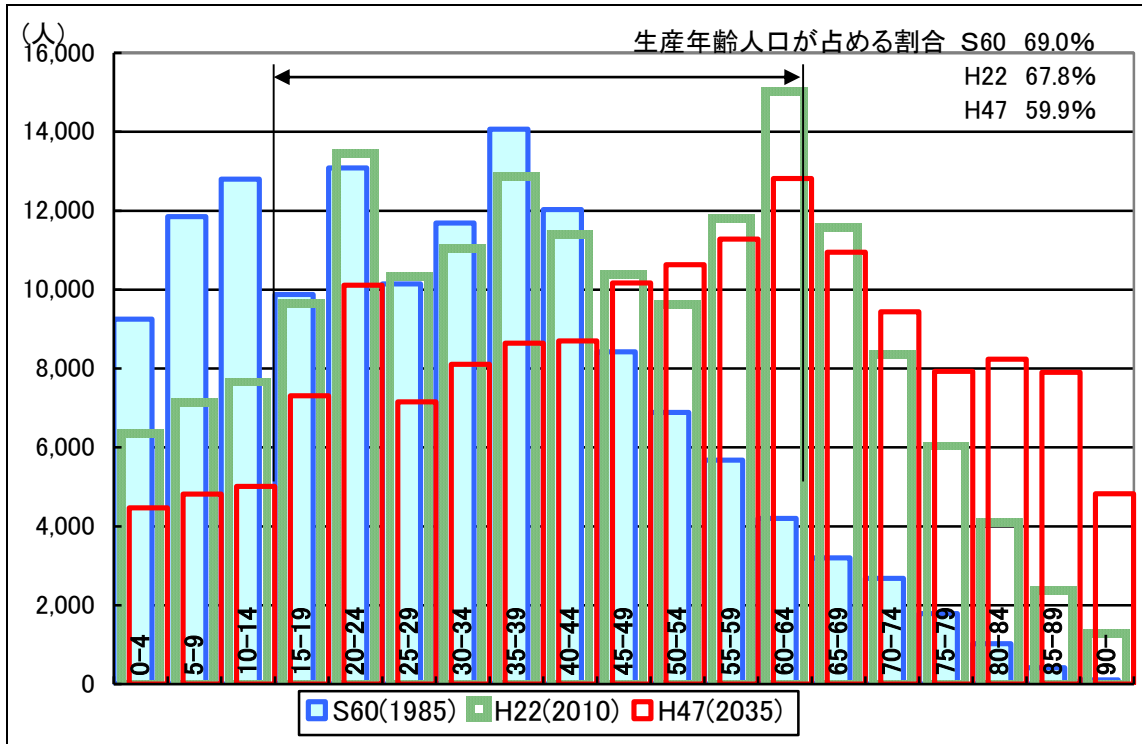
平成47年(2035年)には、人口は約158,000人(対H22年比約7%減)、15歳以上64歳以下の生産年齢人口は約94,000人(対H22年比18%減)になると推計しています。



※ 推計は、平成20年度秦野市総合計画策定基礎調査の結果です。

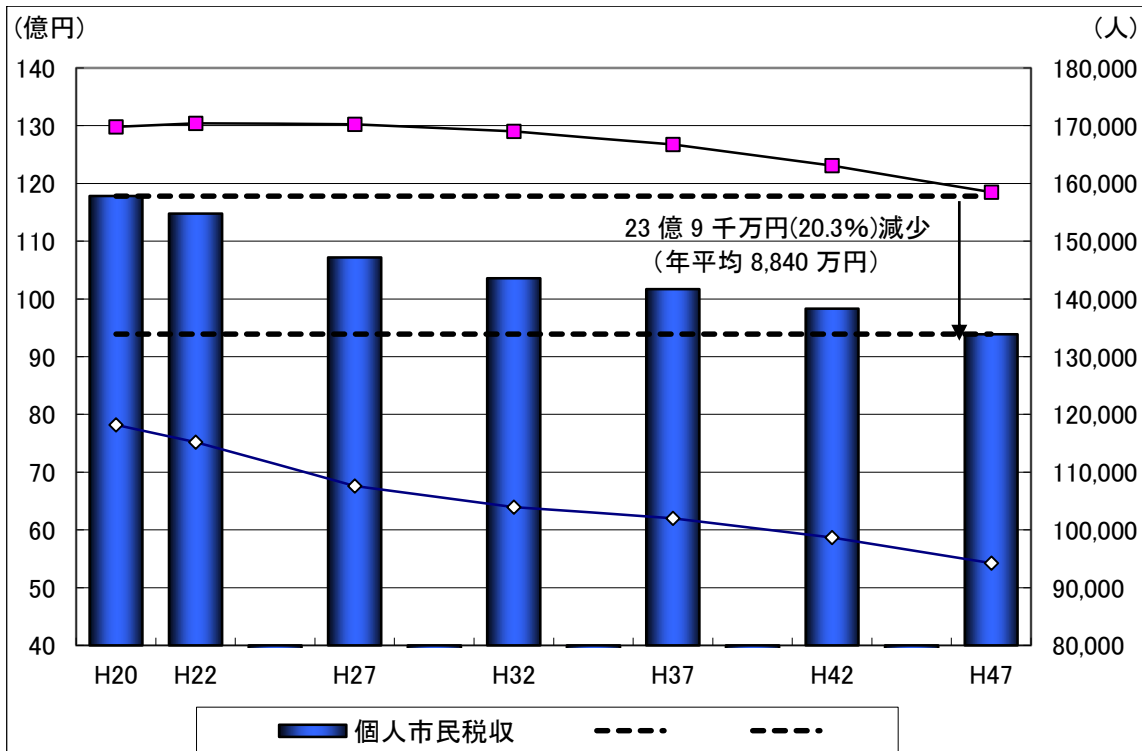
【5歳階級別人口の推移】

今後人口構造は大きく変化し、人口が集中する年齢層は、生産年齢から高齢者に移動していきます。



【人口推計に基づく個人市民税収の予測】

生産年齢人口の減少に合わせ、税収も減ることが予想されます。



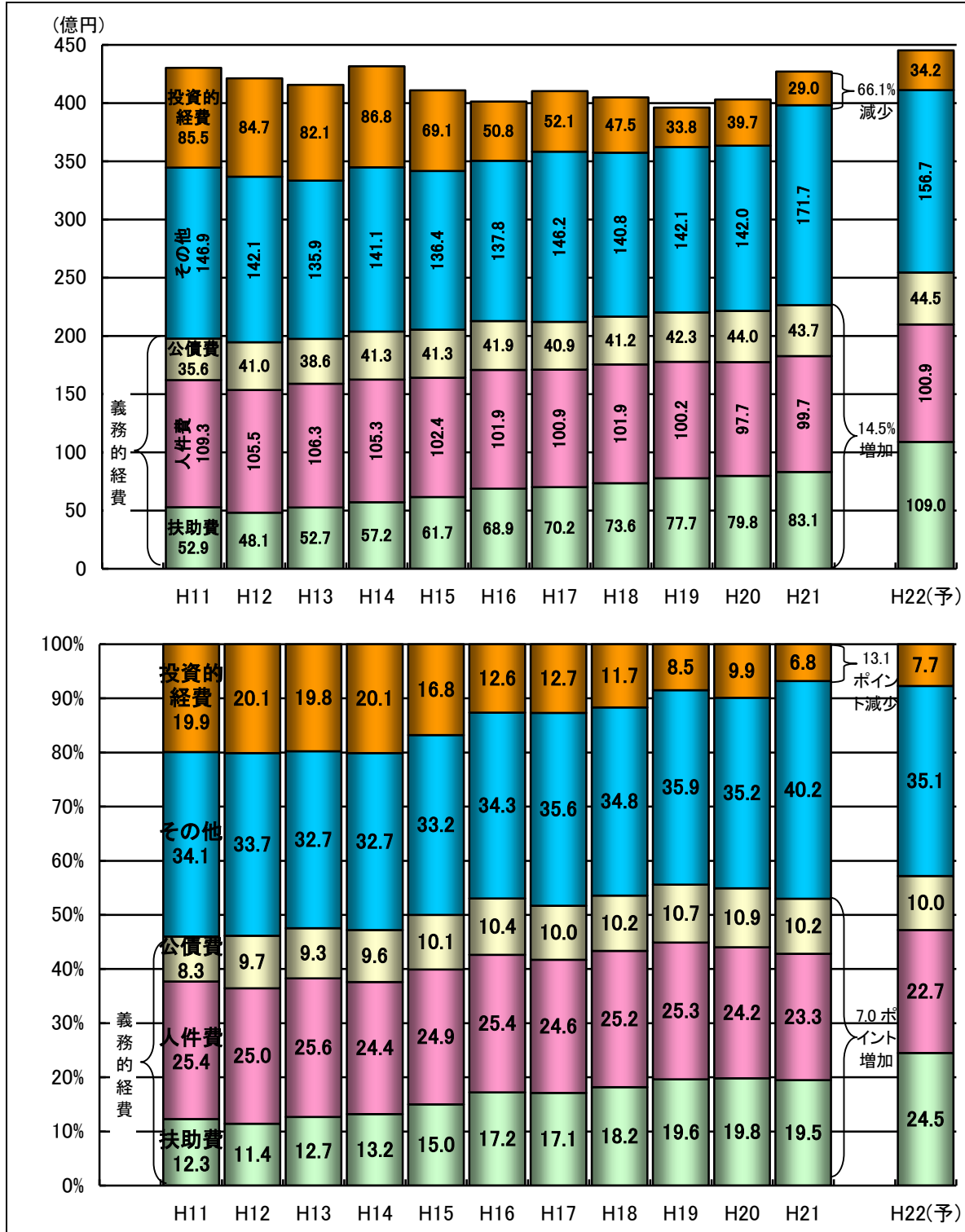
※ H20 個人市民税収入調定額を生産年齢人口で割り、その額が維持されるとの仮定のもと、各

年度の生産年齢人口の予測値を乗じた額であり、経済情勢等の動向は加味されていません。

【歳出の性質別内訳の推移】

平成 21(2008)年度までの 10 年間に、義務的経費^(※1)は 14.5%増加し、歳出に占める割合も 7.0 ポイント増加しました。これに対して、投資的経費^(※2)は 66.1%減少し、歳出に占める割合も 13.1 ポイント減少しました。

このことは、財政の硬直化が進み、市政運営の自由度が狭められていることを表していますが、高齢化が進む今後は、ますますこの傾向が強まっていく恐れがあります。



※1 義務的経費とは、扶助費(福祉関係の経費)、人件費、公債費(借金の返済費)を合計したもので、支出が義務付けられているものをいいます。

※2 投資的経費とは、公共施設の整備など、支出の効果が短期的に終わらないものをいいます。



新たなニーズへ対応するためです。

二つ目に挙げられることは、市民ニーズの変化に対応しなければならないということです。

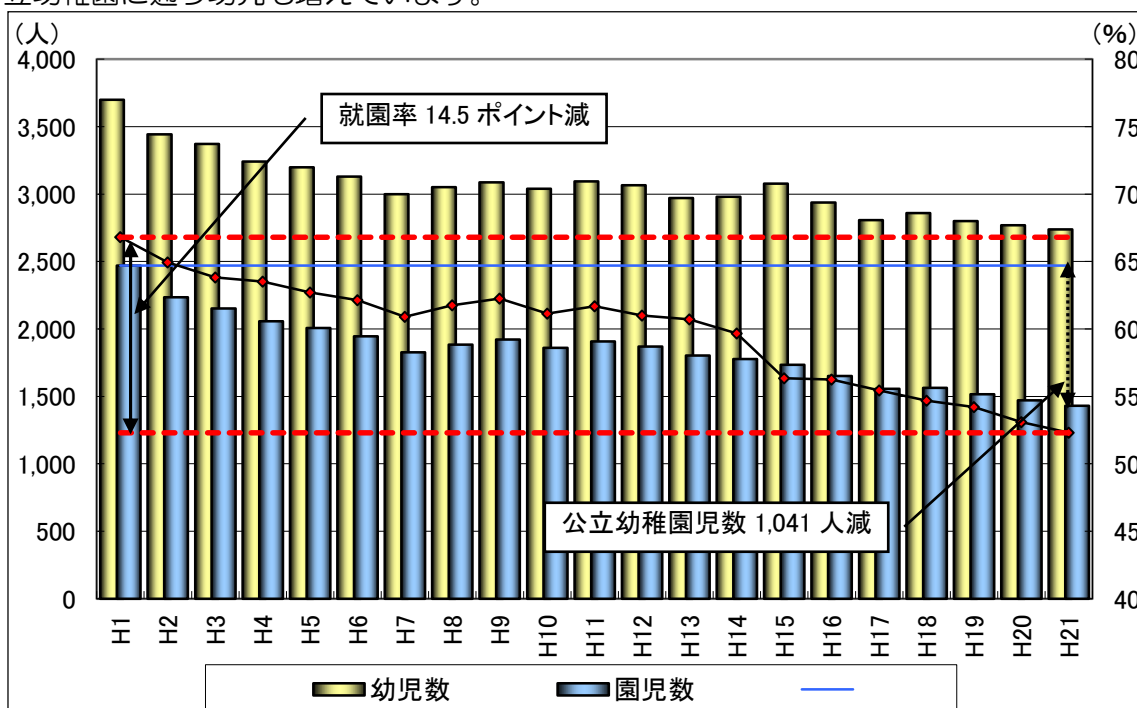
時代とともに、市民のゆとりや豊かさに対する価値観や判断基準は大きく変化し、公共サービスとして受けた分野とその内容の見直しが求められています。

今後の公共施設は、地域資源としての施設の役割、あり方を明確に位置付けた上で、縦割りの法令等の分類や仕分けからではなく、利用者サイドの視点から、一つの施設に複数の目的・機能を担わせるという柔軟な発想が必要です。

また、このことを可能とする公共施設整備・維持のための新たな枠組みを構築することが必要となります。

【幼児数並びに公立幼稚園の園児数及び就園率の推移】

市立幼稚園の園児数減少の要因は、少子化だけではありません。就園率は、20年の間に14.5ポイント減少しています。保育園に通う幼児が増えたことありますが、私立幼稚園に通う幼児も増えています。



※ 幼児数は、5月1日現在の4・5歳児の数。就園率は旧園区内の4・5歳児が公立幼稚園に就園している割合を現します。

三つ目の理由は…

規制緩和等を活用した施設づくりを進めるためです。

そして三つ目には、限られた資源と財源を活かしながら、市民ニーズに合致したサービスを提供するための施設づくりを進めなければならないことが挙げられます。

地方分権の流れの中で規制緩和が進み、公共施設においては、いままで地方公共団体にしか認められていなかった管理運営について、民間活力を利用して行えるようにする指定管理者制度の導入や、教育分野と福祉分野に分かれていた幼稚園と保育園を、一体化した施設として運営を行うための認定こども園の設置が可能となりました。

また、施設の整備に当たっては、PFI^(※1)方式を活用する自治体も増えるなど、官と民の連携によるサービスの拡充を図るため、もっぱら行政が担ってきたサービスの分野に民間事業者が参入する機会が広がるなど、PPP^(※2)の概念が急速に広まりつつあります。

今後、財政状況が悪化していく中で、真に必要となる公共施設サービスを維持していくためには、公設公営にこだわることなく、これらの制度や概念を積極的に取り入れていく必要があります。



※1 「PFI」とは、公共施設建設・維持管理などの公共サービスに、民間の資金・経営能力・技術力を活用する手法。国や地方公共団体が直接実施するよりも民の力を活用するほうが効率的かつ効果的な事業について実施する。1992年にイギリスで道路建設などに導入されたのが発祥で、我が国では1999年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」が制定された。公民連携の中核的事業手法である。

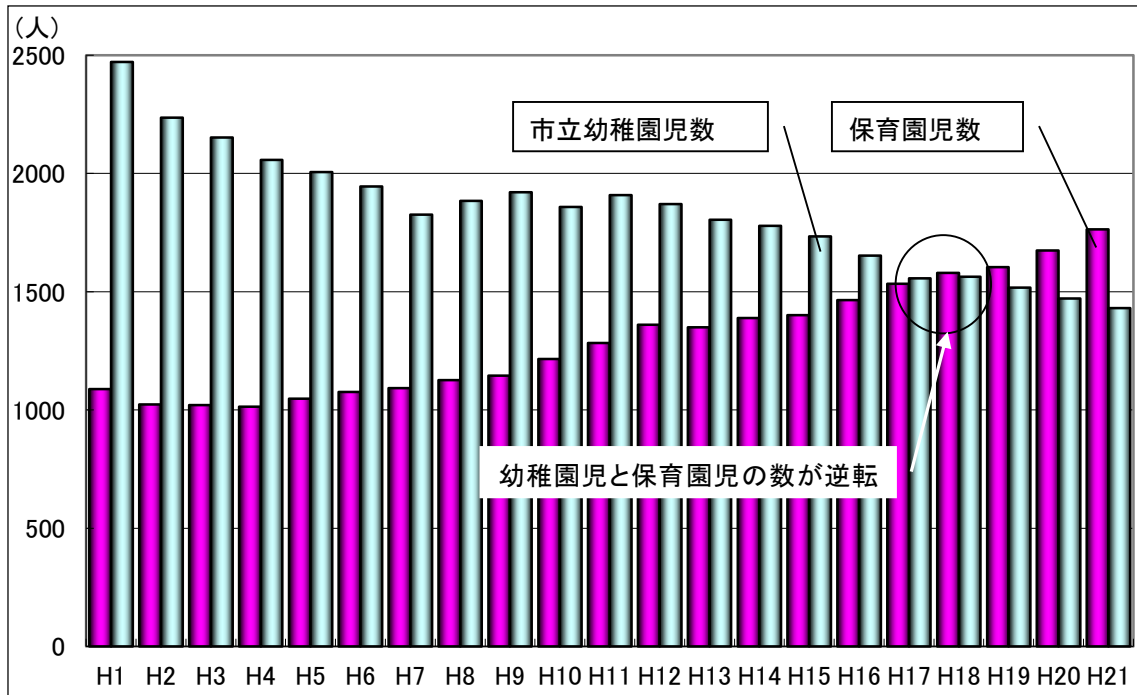
※2 「PPP」とは、公共サービスを、「官(Public)」と「民(Private)」が役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実・向上を図ることを実現する概念・手法の総

称。公共サービスの提供主体が市場の中で競争していく仕組みに転換し、最も効率良く質の高い公共サービスを提供 (Value for Money, VFM) することを目指している。

(東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻HPより)

【幼稚園と保育園の園児数の推移】

県下で最も充実した公立幼稚園数を誇っていますが、20年間で市立幼稚園の園児数は42%減少し、保育園児数は62%増加しました。平成18(2006)年には、初めて保育園児数が市立幼稚園児数を上回り、現在もその差は拡大し続けています。



※ 幼稚園:5月1日現在の4・5歳児 保育園:民間を含めた4月1日現在の0~5歳児の合計

四つ目の理由は…

利用機会の平等性と負担の公平性を確保するためです。

そして四つ目として、限られた財源を使用して提供している公共施設サービスの恩恵は、できるだけ多くの市民に、均等に還元しなければならないことが挙げられます。

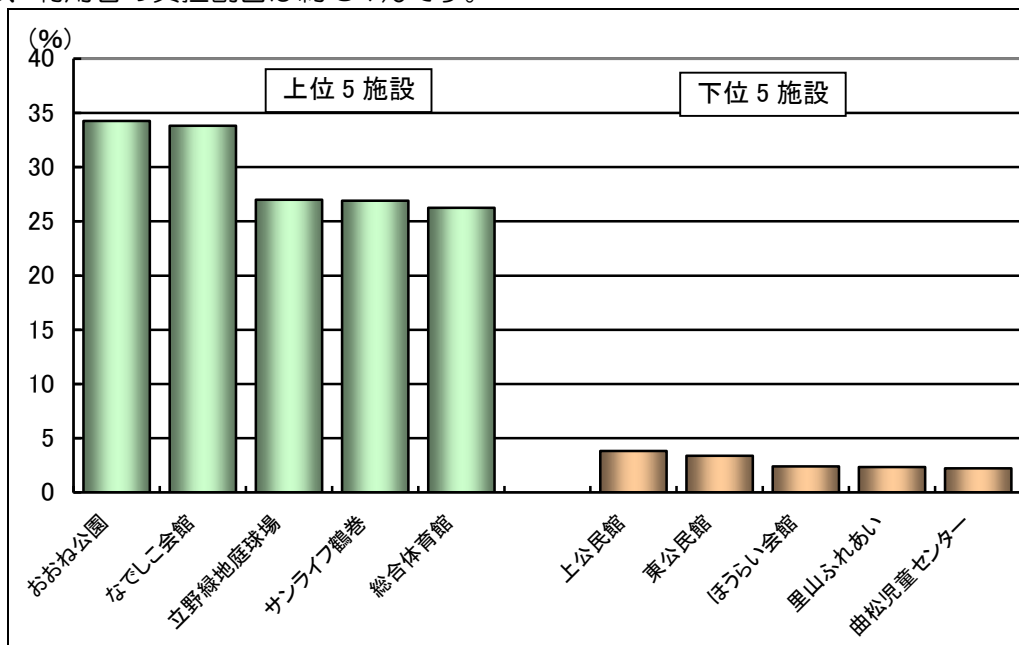
公共施設におけるサービスの提供には、利用機会の平等性と受益者負担の公平性が求められます。

身近な地域の活動拠点の過不足や全市的な利用を図る施設の存在をはじめ、道路や公共交通等の交通利便性など総合的な観点から、施設配置のバランスを検証する必要があります。

また、施設使用料等の受益者負担は、施設の利用頻度が低い市民からも納得が得られるような、公平で適正なものとするのが求められます。

【使用料収入が管理運営費に占める割合】

使用料を徴収している施設の中で、管理運営費用に占める使用料収入の割合が高い施設と低い施設では、両者の間には 10 倍以上の差があります。また最も高いおおね公園でも、利用者の負担割合は約 34%です。

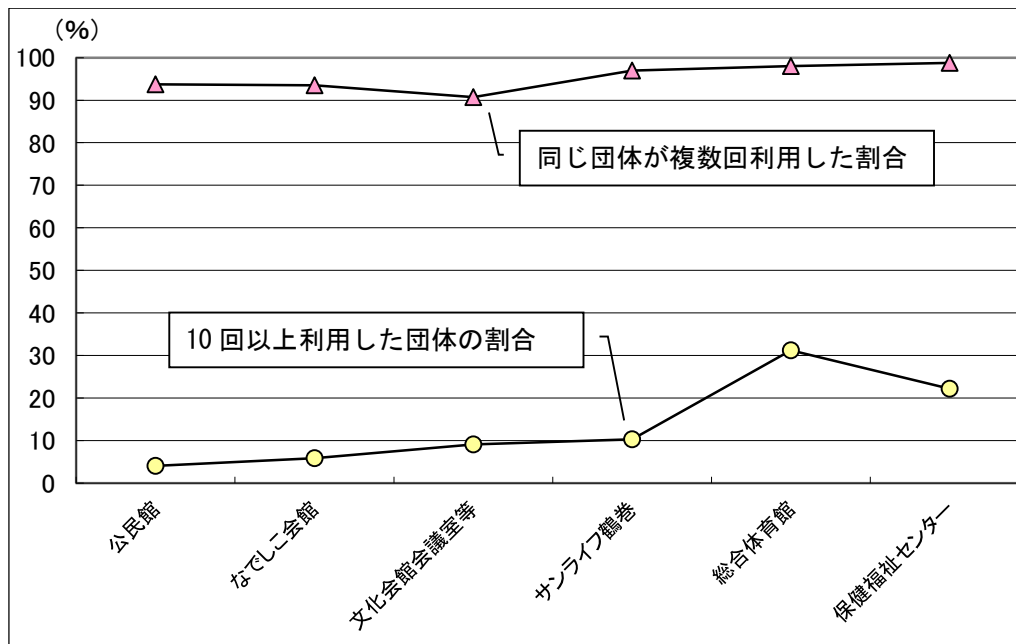


※1 平成 19 年度の単年度収支の実績です。

※2 ほうらい会館の管理運営には、使用料以外に約 38% (H19 実績) の県からの補助金収入が充てられています。

【公共施設の反復利用の状況】

不特定の利用者に開放する公共施設の大半は、利用者が固定化し、3 か月の間に複数回利用する者の割合は、大半の施設で 90% を超えます。中でも、総合体育館や保健福祉センターはこの傾向が強く、ほぼ週に 1 回の利用となる 10 回以上利用した者の割合は、体育館では 30%、保健福祉センターでは 20% を超えています。



※ H20.9～11の3か月間の集計です。

五つ目の理由は…

地域住民等との協働・連携を進めるためです。

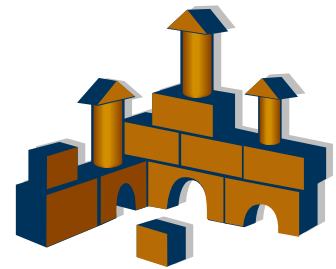
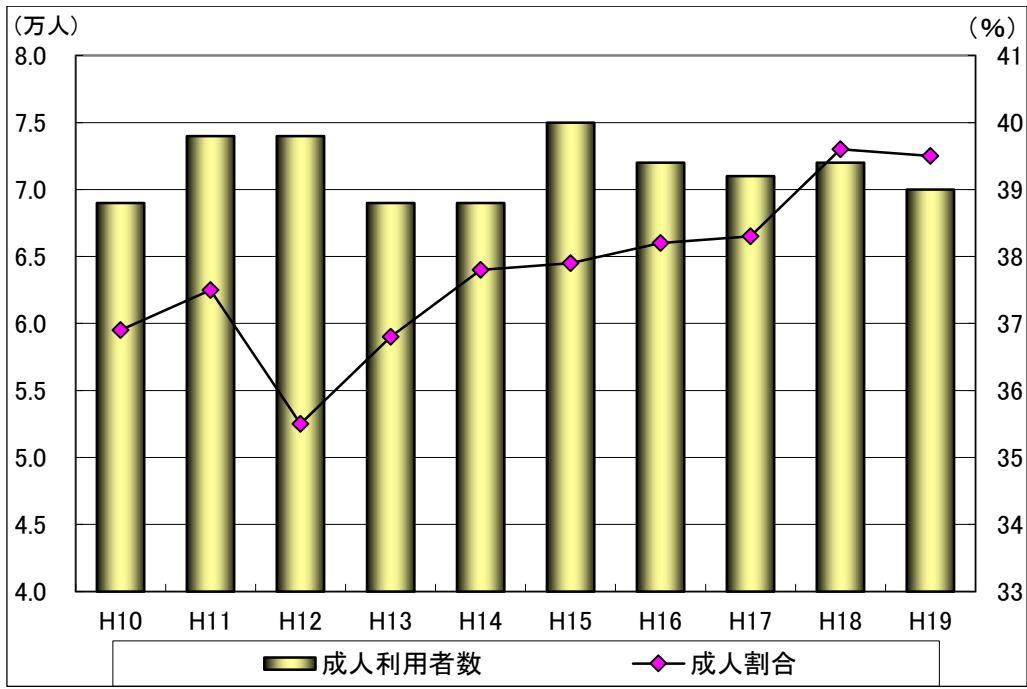
最後に挙げられるのは、人口減少社会における新たな公共のあり方として、協働の推進を図る必要があることです。

多様化する市民ニーズに対応するためには、多くの行政分野において、地域住民等と行政との協働・連携による取組みをより一層進める必要があります。

公共施設においても、地域交流の促進につながる施設運営やサービス提供といった分野については、地域住民や団体が主体となる運営を進め、地域住民がサービスの利用者としてだけでなく、サービスの提供者として、楽しさや生きがい、喜びを実感できる施設づくりが求められます。

【児童館の成人利用状況】

年少人口が減少し、子どもの遊びが多様化しているにもかかわらず、児童館の利用者は減少傾向にありません。その理由は、地域活動や趣味のサークル活動を行う成人の利用者が4割近くを占めていることにあります。



第2章 ハコモノを視る

[公共施設の現状と課題]

- 1 人も建物も年をとる[老朽化の進行と一斉更新時期の到来] P20
- 2 サービスとは何か[公設公営の弊害と縦割りの管理] P30
- 3 「ハコモノ」主義は当たり前[ハコモノ主義の弊害] P34
- 4 税金は安くない[受益者負担の適正化] P41
- 5 ハコモノもメタボになる[対症療法的な維持補修] P48
- 6 足元を見れば[インフラの老朽化] P51



1 人も建物も年をとる

[老朽化の進行と一斉更新時期の到来]

今から 30 数年前、昭和 40 年代後半から 50 年代の前半にかけて、本市の人口は大きく増えました。そのころ、市内では住宅団地の造成が相次ぎ、市内の会社や工場、横浜や東京で働く大勢の方たちが引っ越してきました。

このころは、子供たちの数も税収もどんどん増えて、小中学校の建設が相次ぎました。また、それが一段落すると、皆さんが余暇を過ごすための公民館や運動施設なども、たくさん建設されました。

今、本市の都市化と発展に大きく貢献していただいた世代の皆さんは、多くが高齢者となりましたが、多くの方に愛され使われてきた公共施設も一緒に年齢を重ねてきました。

本市の財政規模は、次ページの図に表したとおり、市制施行以来、人口の増加とともに増え続け、一般会計^(※1)歳出額は、それぞれ昭和 52(1977)年度に 100 億円、昭和 54(1979)年度に 200 億円、平成元(1989)年度に 300 億円、平成 5(1993)年度に 400 億円を超えました。

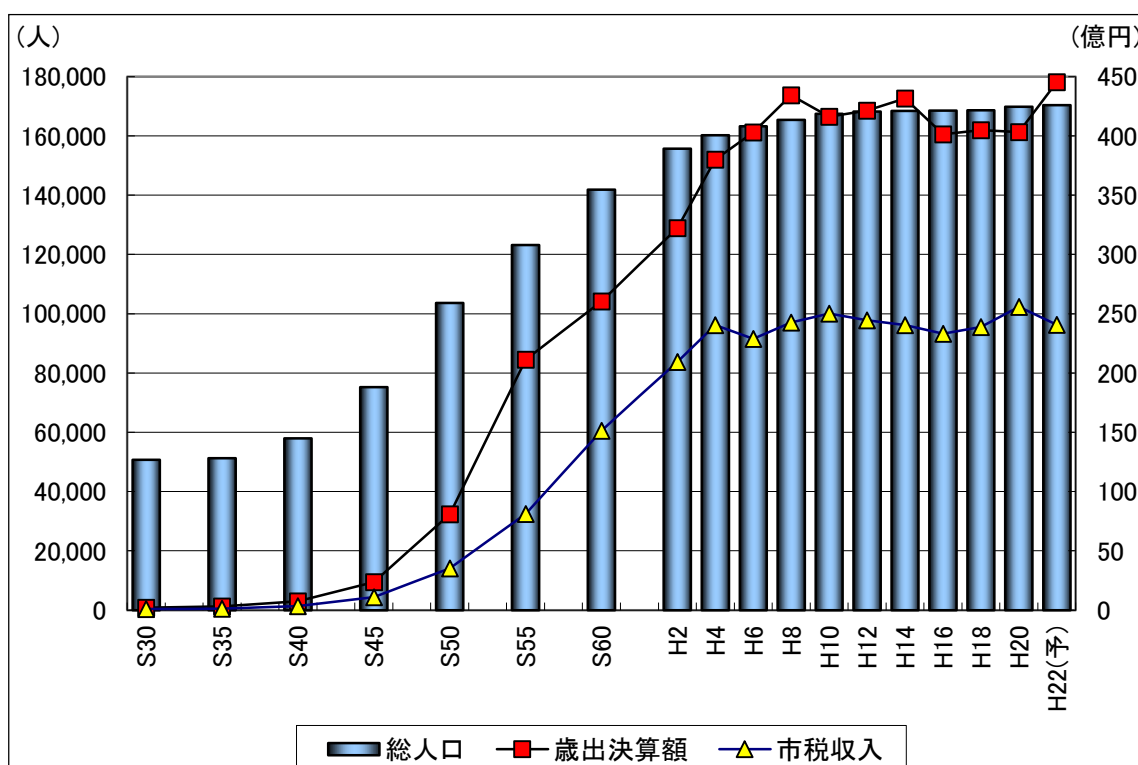
平成 8(1996)年度には最高額である約 434 億円となりましたが、いみじくもこの年は、生産年齢人口の割合も 74.4 パーセントと過去最も高かった年に当たります。この年を境に、一般会計歳出決算額は次第に減少する傾向を示し始め、平成 19(2007)年度には 15 年ぶりに 400 億円を下回りました。

また、市税収入に目を向けてみると、平成元(1989)年度に初めて 200 億円を超えましたが、その後は、平成 9(1997)年度の約 256 億円をピークに徐々に減少傾向となりました。平成 19(2007)年度には、再び 250 億円を超えて約 258 億円となり、過去最高を記録していますが、これは、三位一体(さんみいったい)改革に伴う税源移譲^(※2)の影響を受けたものであり、国から市に対する支出も同時に減っています。

※1 「一般会計」とは、特別会計(年金や使用料などを財源として、一つの事業のために独立して運営する会計)を除く、福祉や教育、消防など広く市民を対象として行われる事業に使われる会計をいいます。

※2 「三位一体の改革」とは、「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの三つを一体として行う改革です。このうち、税源移譲とは、納税者が国へ納める税を減らし、都道府県や市町村に納める税を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。平成 18 年度税制改正において、国から地方へ 3 兆円の税源移譲が実現することとなりました。(総務省 HP より)

【人口と一般会計歳出決算額等の推移】



※ 平成 16 年度における減税補填債借換え分を除く。

続いて、本市の財政状況について、平成 20(2008)年度決算額を用いて、歳入面から県下各市(横浜、川崎市を除く)の状況と比較し次表に表しました。

市民一人当たりの歳入は 258,593 円/人で、県下平均 302,078 円/人より 14.4 パーセント少なく 17 市中 15 番目となります。ちなみに、県下平均と同じ歳入があると仮定すると、歳入は、約 70 億円増額することとなりますが、言い換えれば、70 億円足りない状況の中で、行政運営を行わなければならないということになります。

また、自主財源収入(市税、使用料、負担金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等)は 185,786 円/人で、県下平均 214,194 円/人より 13.3 パーセント少なく 16 番目、自主財源比率は 71.8 パーセントで、県下平均 70.9 パーセントより 0.9 ポイント高く 10 番目、市税収入は 158,283 円/人で、県下平均 175,494 円/人より 9.8 パーセント少なく 14 番目、依存財源収入は 72,807 円/人で、県下平均 87,885 円/人より 17.2 パーセント少なく 15 番目となっています。

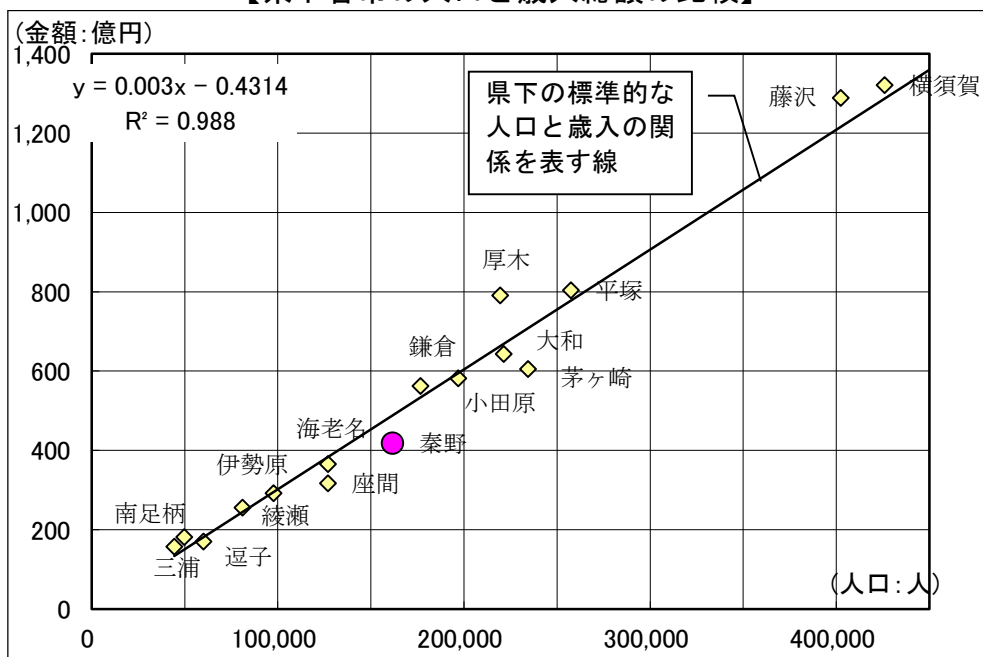
いずれの比較においても、県下の平均的な収入を下回っていますが、これに対して、扶助費(福祉関連経費)や繰出金(下水道や国民健康保険への負担)の支出は平均額を上回り、次ページの図からもわかるとおり、県下でも厳しい財政運営を強いられていることがわかります。この傾向は、昨今の経済情勢によるものではなく、恒常的なものであり、なおさら公共施設の更新問題に他市に先駆けて取り組む必要があることがわかります。

【平成 20 年度における県下各市の市民一人当たりの歳入】

順位	歳入総額		自主財源収入		自主財源比率		市税収入		依存財源収入	
	市名	円	市名	円	市名	%	市名	円	市名	円
1	三浦	363,771	厚木	283,350	鎌倉	78.8	厚木	240,198	三浦	151,410
2	厚木	360,181	南足柄	257,756	厚木	78.7	鎌倉	210,111	横須賀	108,501
3	南足柄	354,790	鎌倉	250,893	茅ヶ崎	75.1	南足柄	197,177	南足柄	97,034
4	藤沢	320,452	藤沢	233,082	小田原	73.0	藤沢	190,613	大和	95,727
5	鎌倉	318,492	平塚	225,564	海老名	72.8	平塚	182,770	綾瀬	95,238
6	綾瀬	315,603	綾瀬	220,365	藤沢	72.7	逗子	177,188	相模原	94,019
7	平塚	312,192	小田原	215,566	逗子	72.7	海老名	176,640	伊勢原	91,309
8	横須賀	310,112	三浦	212,361	南足柄	72.7	綾瀬	175,268	藤沢	87,370
9	伊勢原	298,884	海老名	209,590	平塚	72.3	伊勢原	175,242	平塚	86,628
10	相模原	295,604	伊勢原	207,576	秦野	71.8	小田原	173,916	小田原	79,915
11	小田原	295,481	逗子	206,262	綾瀬	69.8	相模原	165,689	海老名	78,395
12	大和	290,433	横須賀	201,611	伊勢原	69.5	大和	164,654	逗子	77,446
13	海老名	287,985	相模原	201,585	座間	69.1	横須賀	158,650	座間	77,178
14	逗子	283,709	大和	194,706	相模原	68.2	秦野	158,283	厚木	76,831
15	秦野	258,593	茅ヶ崎	193,894	大和	67.0	茅ヶ崎	155,685	秦野	72,807
16	茅ヶ崎	258,123	秦野	185,786	横須賀	65.0	座間	146,778	鎌倉	67,599
17	座間	249,527	座間	172,348	三浦	58.4	三浦	141,954	茅ヶ崎	64,229
-	平均	302,078	平均	214,194	平均	70.9	平均	175,494	平均	87,885

※ 点線は、平均値の位置を表します。

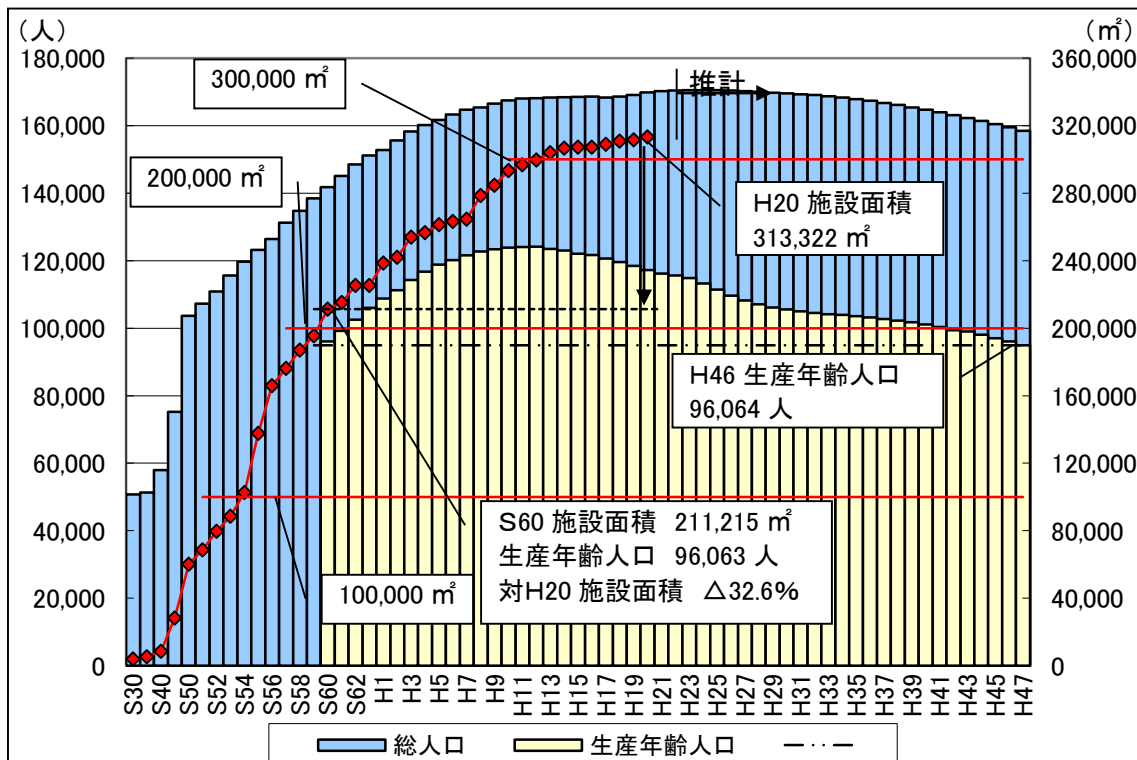
【県下各市の人口と歳入総額の比較】



「ハコモノ」といわれる公共施設に目を向けてみると、次図に表したとおり、人口(市税収入)の増加に合わせてるように整備が進められてきたことがわかります。

市制が施行された昭和 30(1955)年度には、主要なハコモノの床面積は、わずか 4,200 平方メートルでした。しかし、その後の高度経済成長と急激な人口増加を受け、初めて人口が 10 万人を超えた昭和 50(1975)年度には、床面積も 5 万平方メートルを超え、昭和 54(1979)年度に 10 万平方メートル、昭和 60(1985)年度に 20 万平方メートルと、わずか 10 年の間に、人口は 1.4 倍、ハコモノの床面積は 4 倍にもなりました。その後は、やや増加のスピードは鈍るものの、平成 13(2001)年度には 30 万平方メートルを超え、ほぼ現在の形が出来上がったといえます。

【人口と公共施設累計面積の推移】



※ 平成 21 年 4 月 1 日現在

しかし、今後は、人口が減り始めます。中でも少子高齢化の影響により、生産年齢人口が大きく減り始めます。これは、現行の税制の下では、市税収入の伸びが期待できないどころか、減少していく可能性があることを意味しています。

これに加え、社会全体が高齢化していけば、福祉関連の支出は増加することが予想され、「ハコモノ」をはじめとする公共施設にかけられる予算は、ますます圧縮することが余儀なくされることとなります。

ちなみに、次ページの表に表したとおり、本市では、平成 46(2034)年における生産年齢人口は、96,000 人程度になると推測しています。この数は、昭和

60(1985)年の数字とほぼ同じですが、この頃のハコモノの床面積は、21 万平方メートル強、現在の面積 31 万平方メートル強のおよそ 3 分の 2 であり、財政規模も同じく 3 分の 2 程度でした。このことから比較すれば、現在の面積を維持しようとするのが、秦野市にとってどれくらいの高負担となるのかが分かります。

また、これに加え、生産年齢人口は同規模でも、昭和 60(1985)年当時とは高齢者の数が大きく異なります。生産年齢人口 10 人に対して高齢者が一人であったものが、平成 46(2034)年には、生産年齢人口 2 人に対して高齢者が一人となります。このことから、例え財政規模が同じであったとしても、医療や社会保障など、その歳出構造は大きく異なっているであろうことが容易に想像できます。

【過去の面積等との比較】

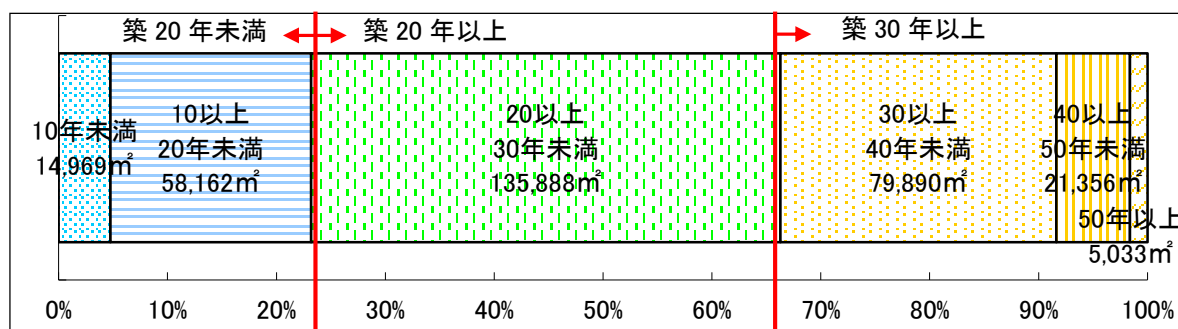
区分	年	昭和 60 年 (1985 年)	平成 21 年 (2009 年)	平成 46 年 (2034 年)
主なハコモノ面積		211,215 m ²	313,322 m ²	—
歳入予算規模		254 億円	407 億円	—
生産年齢人口		96,063 人	116,120 人	96,064 人
高齢者人口		9,207 人	32,652 人	48,959 人
生産年齢 : 高齢者		10.4 : 1	3.6 : 1	2.0 : 1

こうした状況の下、平成 20(2008)年 4 月 1 日現在、本市が保有している公共施設の建物は、そのうちの約 77 パーセントが築 20 年以上を経過し、今後維持補修に多額の投資が必要になることに加え、一斉に更新を迎える時期が到来します。

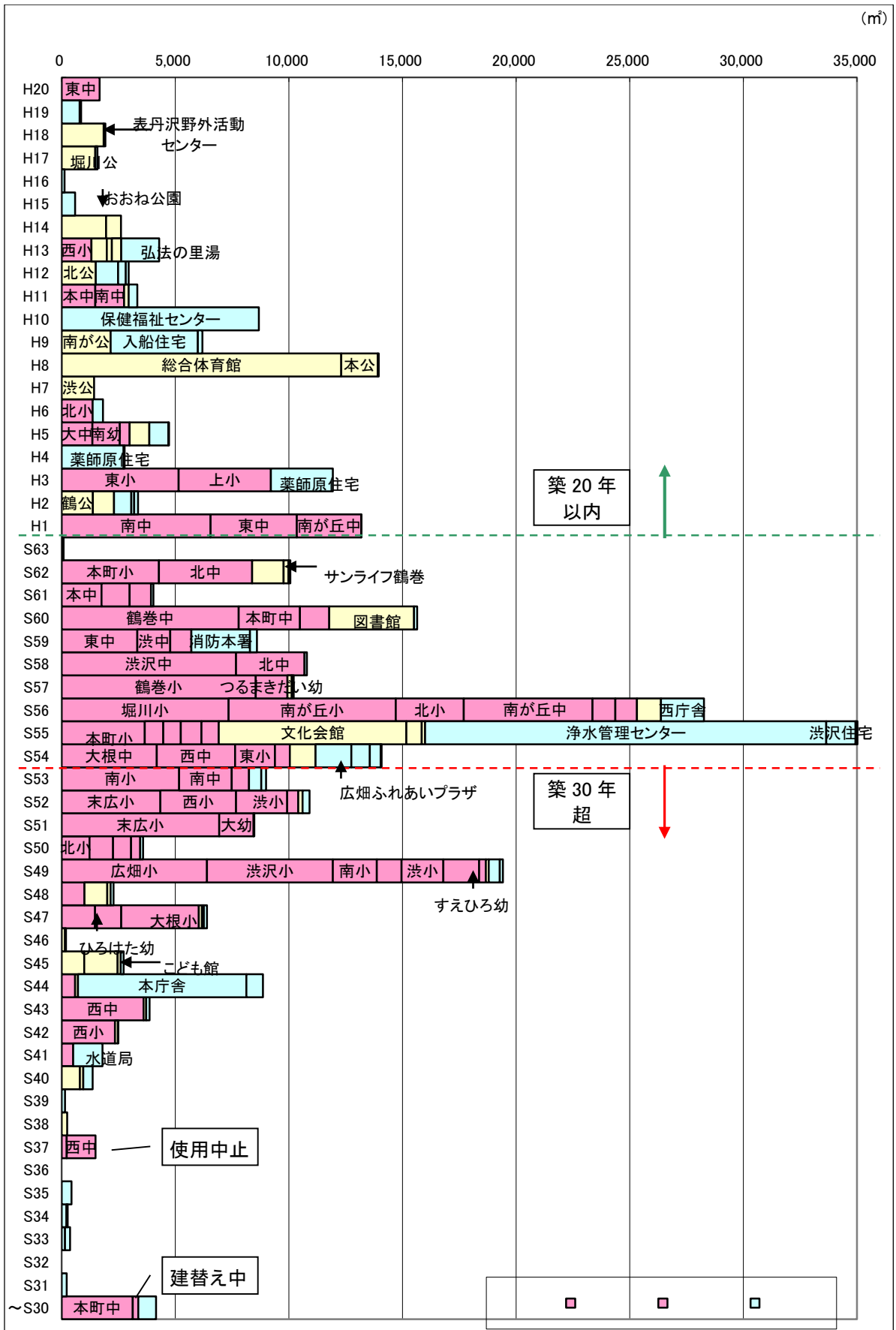
特に公共施設の建物のうち、小中学校の建物が約 57 パーセントを占めていますが、小学校は、すでにそのおよそ 50 パーセントの建物が築後 30 年を超え、今後 3 年経過後には、その割合は 80 パーセントを超えることとなります。

また、中学校では、現時点で築後 30 年を超えている建物は、全体の 20 パーセント弱ですが、今後 10 年経過後には、その割合は 90 パーセントを超え、一気に老朽化が進むこととなります。

【公共施設の建物の築年数】



【施設の建築年】



※ 平成 21 年 4 月 1 日現在

義務教育施設は、地方公共団体が整備することを法律により義務付けられた公共施設の一つであり、また義務教育は、市民の誰もが等しくその恩恵を受けるものでもあります。したがって、そのための施設を良好な状態で維持することは、他のハコモノ施設の維持に優先されるべきものですが、本市に限らず、その量は、ハコモノの総量の相当量を占めています。

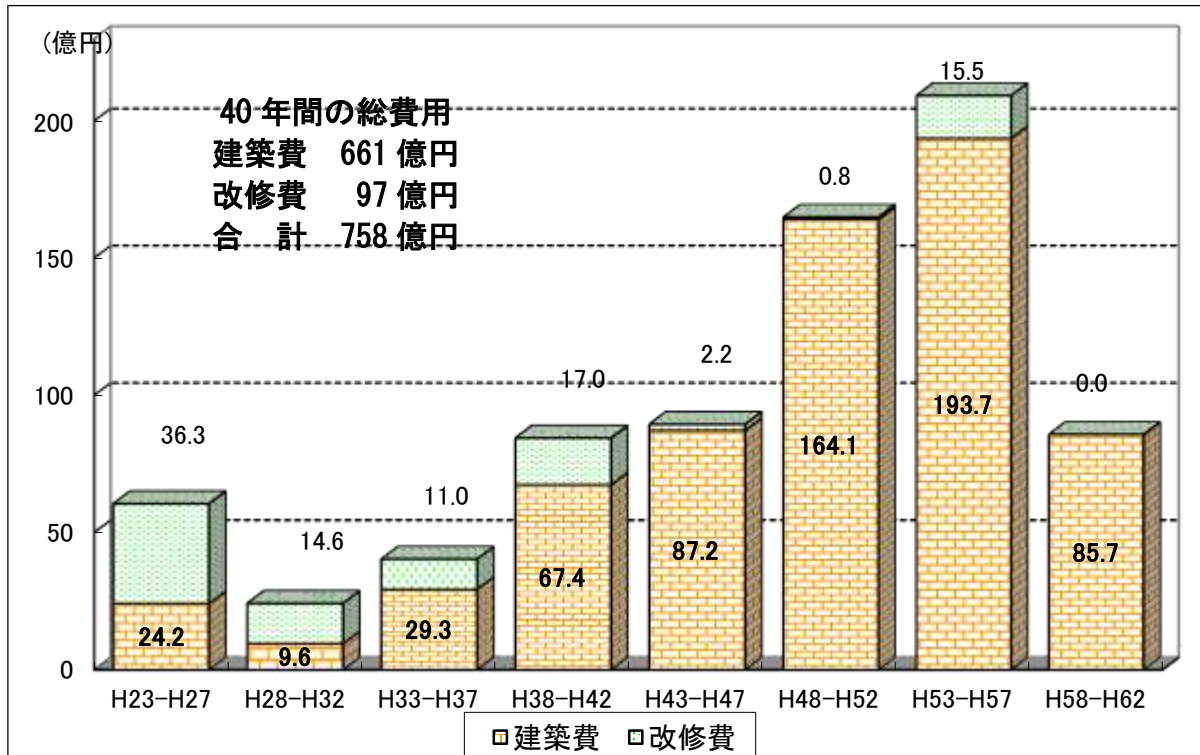
このことから、この先いかにハコモノの更新費用を捻出していくかが重要な問題であるということは、あらためて認識する必要があります。

このまま現在の公共施設数を維持し、主要な建物を耐用年数に応じて建替えを行うと仮定して、建築費用と大規模改修費用を試算し、次図に表しました。

小中学校を児童生徒数の減少に合わせて縮小しても、新総合計画が始まる平成23(2011)年度以降40年間の間、5年ごとに約10億円から約190億円の建設事業費が必要となり、特に建替えのピークを迎える平成48(2036)年度からの10年間は、年平均約36億円の建設費が必要になるとの結果が出ました。

さらに改修費についても、築後30年で一律に大規模改修を行うと仮定すると、中学校の新築ラッシュから30年を経過する平成23(2011)年度からの5年間はピークになり、通常の維持補修に加え、年間7億円以上の改修費が必要になるとの結果が出ました。

【公共施設の建替え・大規模改修費用の試算】



※1 主要な建物について、木造築30年、鉄骨造築45年、鉄筋コンクリート造60年で建替え、鉄筋コンクリート造の建物のみ築30年で大規模改修を実施と仮定

※2 すでに建替え時期を迎えている建物は、すべてをH23(2011)～H27(2015)の数値に算入

※3 建替えは、解体費込みで35万円/㎡、大規模改修は、5万円/㎡で実施と仮定

この建替え等の負担を平準化するため、建設については、従来どおり起債(市の借入金)を、また学校の改修については学校建設公社(49 ページの脚注を参照)を活用(他の施設は、単年度における一般財源(使用料や国・県からの補助金を除いた財源)で負担)した場合の各年度の負担額は、次表及び次ページの図のとおりです。

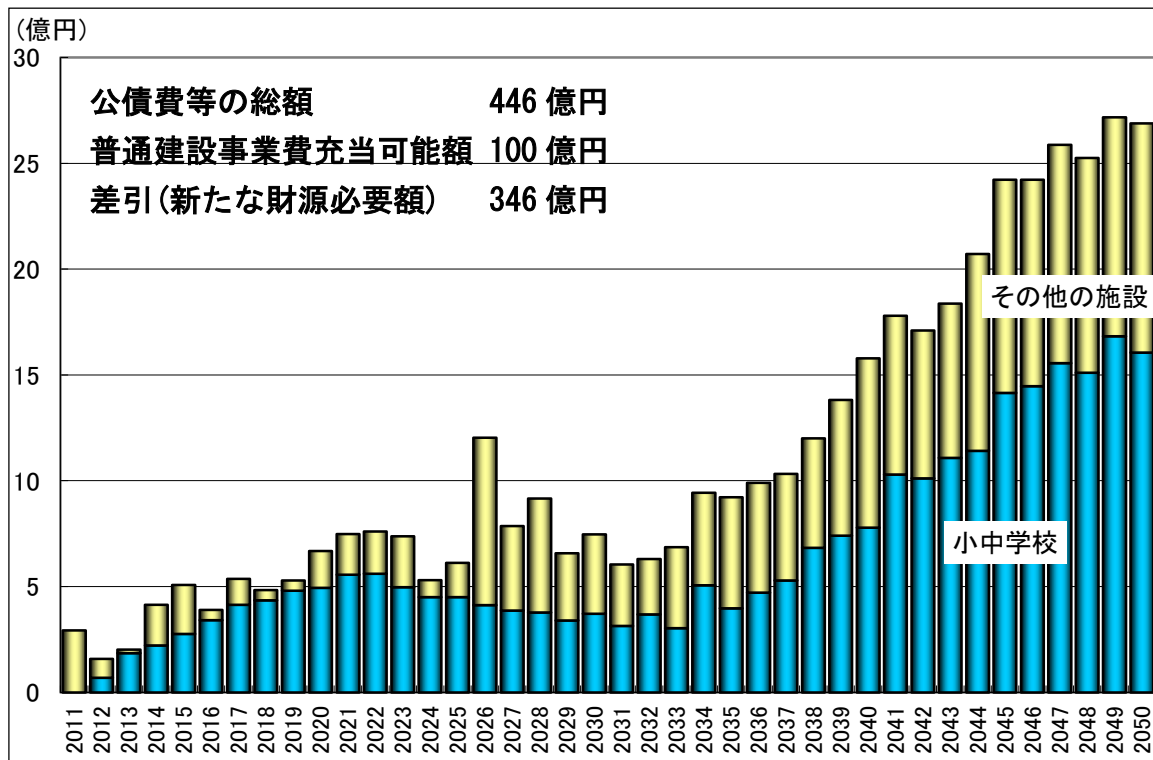
小中学校を児童生徒の減少にあわせて縮小して建て替えても、この先 40 年間における公債費(借入金の返済に充てる費用)等の総額は、446 億円となります。ここから近 5 年間でハコモノの更新に充てていた経費が今後も充てられると仮定して、その年平均額 2.5 億円の 40 年分である 100 億円を差し引くと、総額で 346 億円の新たな負担が生じることとなります。

特徴的なのは、当初はあまり大きな負担に見えませんが、後半になるほど負担は大きくなり、最後の10年間は、最初の10年間の4倍以上の負担となることです。また、この表と図ではこの先 40 年までを表していますが、これは、ちょうど 40 年先に公債費負担のピークを迎えるためであり、起債は 25 年間かけて償還することから、その先も 20 年程度大きい負担が続いていくことに注意しなければなりません。

【起債等を利用した場合の公共施設建替え等費用の負担(単位：億円)】

年 区分	H23 2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	H32 2020	10年 計	
小中学校	0	0.7	1.9	2.2	2.8	3.4	4.1	4.4	4.8	4.9	29.2	
全施設	2.9	1.6	2.0	4.2	5.1	3.9	5.4	4.8	5.3	6.7	41.8	
年 区分	H33 2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	H42 2030	10年 計	20年 計
小中学校	5.6	5.6	5.0	4.5	4.5	4.1	3.9	3.8	3.4	3.7	44.1	73.2
全施設	7.5	7.6	7.4	5.3	6.1	12.0	7.9	9.2	6.6	7.5	77.0	118.8
年 区分	H43 2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	H52 2040	10年 計	30年 計
小中学校	3.1	3.7	3.0	5.1	4.0	4.7	5.3	6.8	7.4	7.8	50.9	124.2
全施設	6.0	6.3	6.9	9.4	9.2	9.9	10.3	12.0	13.8	15.8	99.7	218.5
年 区分	H53 2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	H62 2050	10年 計	40年 計
小中学校	10.3	10.1	11.1	11.4	14.2	14.5	15.6	15.1	16.8	16.1	135.1	259.2
全施設	17.8	17.1	18.4	20.7	24.2	24.2	25.9	25.3	27.2	26.9	227.6	446.1

【公債費等の推移】



- ※1 木造築 30 年、鉄骨造築 45 年、鉄筋コンクリート造築 60 年で建替えと仮定
- ※2 建替え後は、全て鉄筋コンクリート造。費用は、35 万円/㎡(既存建物撤去費用込み)で算定
- ※3 平成 22(2010)年以前に※1 による建替え時期が到来しているものは、すべて平成 23(2011)年に建替えと仮定
- ※4 小中学校の建設面積は、児童生徒数の減少を加味し、校舎の必要面積を縮小して算定
- ※5 小中学校の建設は、起債(年利 2.0%で 25 年償還)及び国庫補助金を活用。またその他の施設の建設は、起債のみ活用。また、小中学校の改修は学校建設公社(年利 2.0%で 10 年償還)を活用し、その他の施設の改修は、単年度での市一般会計による施行と仮定

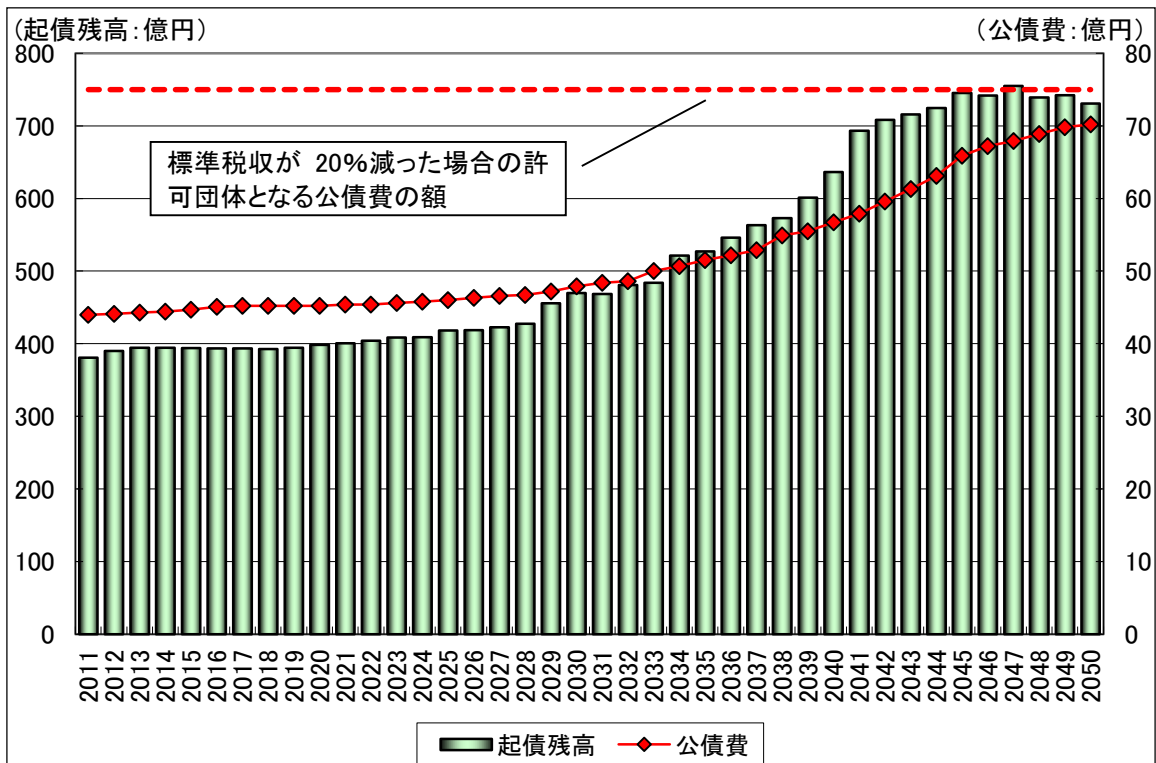
また、この負担が将来の秦野市民にとって何を意味するのかについて伝えるため、各年度末の起債残高(事業に充てた市の借入金の償還残額)と公債費(借入金の返済に充てる費用)の額を表したものが次ページの図になります。

起債残高は、最高で平成 21(2009)年度末の残高の 2.1 倍に当たる約 755 億円に、また公債費の額は、平成 21(2009)年度決算額の 1.6 倍に当たる約 70 億円となります。仮に、将来の生産年齢人口の減少により、標準税収入(地方公共団体の標準的な税収入額)が 20 パーセント減っていることを仮定すると、この公債費の額は、起債に当たって都道府県知事の許可が必要となる起債許可団体となる額(約 75 億円)に近いものとなります。もしこの額を超えれば、本市の財政状況は健全な状態ではないとされて早期是正措置をとらなければならなくなり、自由な財政運営が妨げられることとなります。

起債は、ハコモノ施設の建設だけに充てているものではありません。後述するインフラの更新問題や未だ経験したことのない超高齢社会が到来することを考えれば、現在以上にハコモノ施設以外に充てる起債が増加することも十分に考えられるため、

今すぐに対策に着手しておく必要があります。

【起債残高と公債費の予測額】



※ 近年本市では、ハコモノの建設が多く行われていないため、現在の起債残高は、ハコモノ建設以外にかかった費用が大半を占めていることから、その額と公債費の額は、今後も同額で推移し、そこに新たにハコモノ更新のための起債が加わると仮定した数値です。



2 サービスとは何か

[公設公営の弊害と縦割りの管理]

市民の皆さんに古くからなじみのある施設（公民館や児童館）には、住み込みで管理をしている職員がいて、〇〇のおじさん、〇〇のおばさんといって、利用者に親しまれていたことを思い出す方もいらっしゃると思います。

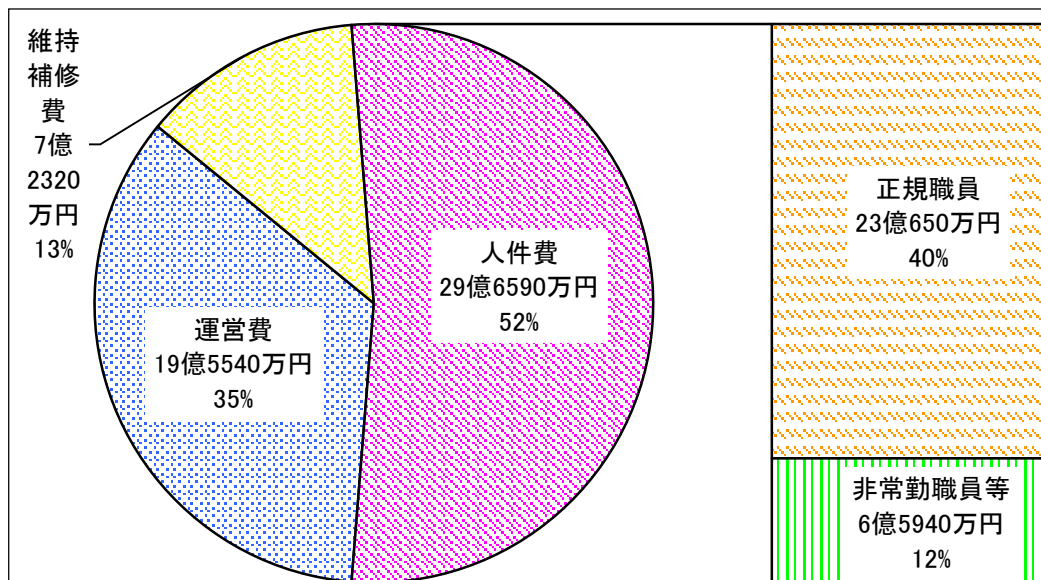
ハコモノは、いわゆる管理人としての業務まで公務員であることが当たり前の時代でした。現代では、さすがにそうした施設はなくなりましたが、それでも、ハコモノの大半は、その管理運営に大勢の市の職員があたっています。

「もちはもち屋」ということわざがありますが、はたして「ハコモノは公務員」と多くの市民の皆さんに感じていただけているでしょうか。

現在、本市の公共施設の大部分は、市が整備(公設)し、個別に業務の委託はあるものの、市が管理運営(公営)を行っています。

平成 19(2007)年度における公共施設(道路、下水道等のインフラを除く)の管理運営費は、一般会計で約 56 億 4 千万円であり、そのうちのおよそ 52 パーセントに当たる 29 億 7 千万円が人件費に充てられています。

【公共施設の管理運営費用の内訳】



※ 正規職員の人件費は、管理運営にかかった労力に平均給与(雇用主負担の社会保険を含む)を乗じたものであり、非常勤等職員の人件費は実額です。

公共施設は、生産施設ではなく、サービス施設であることから、人件費がその管理運営費用に大きな割合を占める傾向があることは仕方のないことですが、そのために維持補修もままならず、施設を良好な状態で維持できていないところがあると

すれば、それは本末転倒であり、公共施設サービスが誰のためのものであるのか、疑問を感じる事となります。

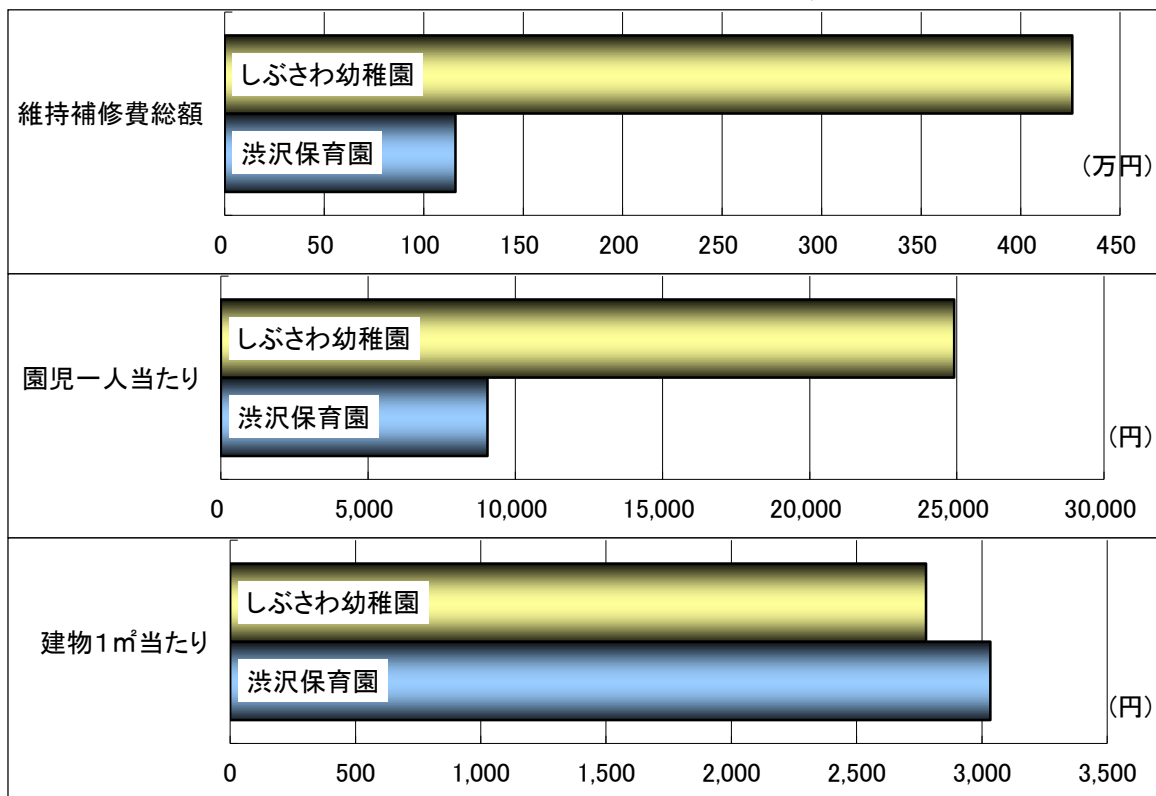
公共施設のサービス内容を見れば、すでに民間で同じサービスを行っているものも数多くあり、その全てが、公務員の身分を持った職員によらなければ管理運営ができないかといえ、そうではありません。

現行の地方公務員制度の中では、公務員の身分を持ったままでは人件費の削減にも限りがあります。前述したとおり、公共施設の分野においても規制緩和が進み、民間の力を活用しやすくなっています。その施設更新の手法も含め、民間の資金、ノウハウを積極的に活用することにより、同じサービスを低負担で実施し、又は同負担でより質の高いサービスの提供を図ることが可能となる施設は数多くあると考えます。

また、現在、本市の公共施設は、行政財産として各所管課が管理運営を行っていますが、管理運営に関するノウハウや予算などは、担当部署の持つ人的及び物的能力に依存していることから、施設の状態に格差が生じてしまう場合があると思われます。

一例として、市立しづさわ幼稚園(S51(1976)・52(1977)建設 1,534 m² : H19(2007)園児数 171 人)と市立渋沢保育園(S53(1978)建設 382 m² : H19(2007)園児数 128 人)について、平成 19(2007)年度における維持補修費を比較したものが次図となります(どちらも特段大きな工事は行っていません。)

【しづさわ幼稚園と渋沢保育園の維持補修費の比較】



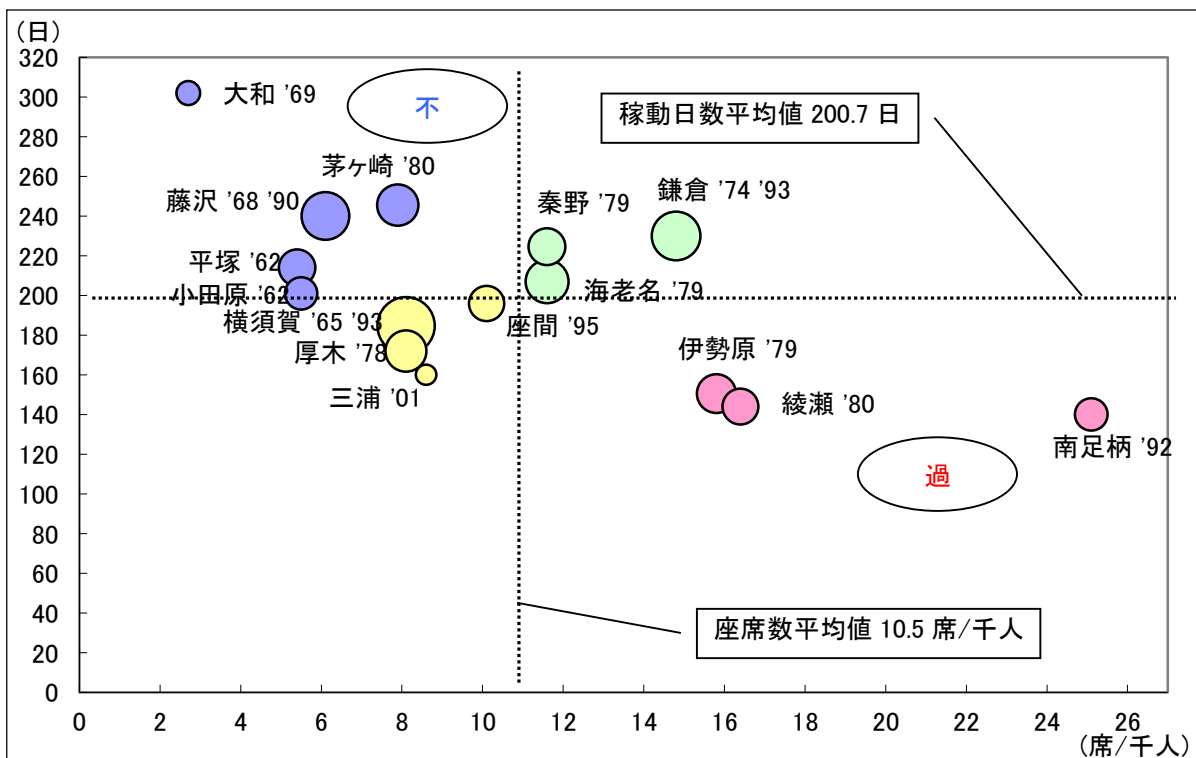
幼稚園では空きスペースが大きいことに加え、保育園には空調設備等があることから、建物面積1平方メートル当たりの維持補修費は、保育園のほうがやや高くなります。しかし、園児一人当たりの額では、学校建設公社(49 ページの脚注を参照)を活用して定期的に維持補修を行っていること、及び施設管理の専任組織が教育委員会にあること等の理由から、幼稚園では保育園を大きく上回る結果となっています。

このような状態を解消し、全ての公共施設において均質なサービスを提供するとともに、管理運営に要する資源の集約によるスケールメリットを活かすためには、一元的な管理運営を行う組織・体制づくりが必要となります。

さらに、施設の管理運営の効率性に関する共通の指標を構築すれば、本市の、あるいは他市の同種の施設との比較も容易となり、施設の存続や管理運営面の改善に関して客観的な判断を行えることとなります。

一例として、平成 16(2004)年度における各市の市民会館等のホール(固定席300 席以上。該当するホールのない逗子市を除きます。)について、人口 1 千人当たりの座席数を横軸にとり、ホールの稼働日数(複数のホールがある場合は平均値)を縦軸に表しました。

【市民会館等のホールの稼働状況】



※ 円の大きさは、合計の座席数を、市名のあとの数字は建築年を現します。なお、建築年が二つ記載されている場合は、対象となる会館が二つあることを現します。

その結果、県下各市のホールは、それぞれ縦軸と横軸の平均値を境にすると、前ページの図のとおり 4 つに分類することができます。これを見れば、規模が人口規模と比較して過大か否か、規模に見合った稼働状況にあるかなどが客観的に比較できることとなりますが、さらに共通の指標により評価を数値化できれば、その比較の対象は飛躍的に広がります。

公共施設の再配置に当たっては、このような客観的な比較こそが市民への説明の際に必要となるものであり、また、管理運営方法の改善に当たって大いに役に立つところであると考えられます。

そして、本市では、インターネットによる施設予約システムを取り入れていますが、貸館業務を行っているにもかかわらず、そこに組み入れられていない施設もあります。さらに、施設によっては、ホームページ等の情報が極端に少なく、利用率向上の妨げになっていると思われる場合もあります。

このように施設情報の提供方法や予約システムなどのソフト面についても、各施設間の格差が生まれないようにするため、所管課任せにしない一元的なチェック体制づくりと運営が必要であり、これらの一元的な管理運営体制を構築していくことは、今後策定していく公共施設再配置計画(仮称)の実行に当たっても重要なことであると考えられます。



3 「ハコモノ」主義は当たり前

[ハコモノ主義の弊害]

市民の皆さんの要望に応え、市民生活を豊かにしていくため、また行政目的を達成するために、「ハコモノ」と呼ばれるたくさんの公共施設を作ってきました。また、以前は、国や県も補助金などにより、それを支えてくれました。

「〇〇館」を市に一つ、「□□館」を地域に一つ、福祉のために「△△センター」というように、市民の皆さんもそれが当然として要望し、行政側もその期待に応えることが当然として努力を重ねてきました。

でも今、ふと周りを見回してみると、名前や市役所の担当課は違うのに、利用方法や事業内容が同じような施設や、利用者が少なく、決まった曜日や時間にだけ使われているような施設もあることに気がつきます。

公共施設は、それぞれ行政目的を持って建設されてきたものですが、所管部局が掲げる利用目的は異なるものの、施設(部屋)の機能や利用内容が重複しているものが多くあります。

かつては、行政サービスを実現させるための手段として、また、市に一つ、地域に一つといった市民の要望に応えるため、税金を使い、また借金をして「ハコモノ」を建てるのが日本全国で当たり前のように行われてきました。

そして、これらの公共施設は、公共施設であるがゆえに、稼働状況や採算に目が向けられることもあまりありませんでした。

しかし、これらの考え方は、右肩上がりの経済成長と人口増加を背景にしていたからこそ成り立ってきたものであり、人口減少社会が到来している中では、発想を切り替えなければなりません。

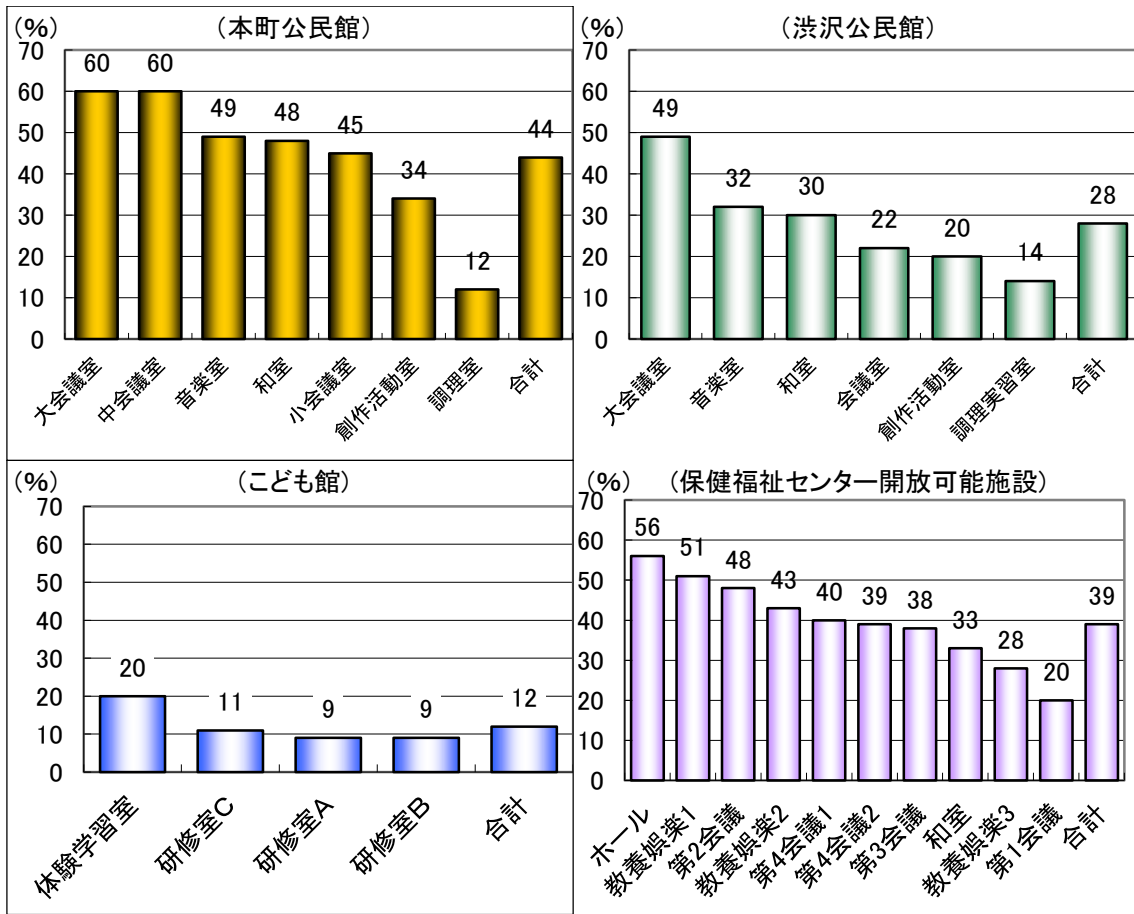
次ページの図を見てもわかるとおり、各施設の稼働率^(※)には大きなばらつきがあります。

同じ使用料であるのに、いつも予約が取れない施設がある一方で、ほとんど利用されていないような部屋や時間帯のある施設もあります。定期的な利用者にとっては便利なことかもしれませんが、このような非効率的な状態が存在していることこそが、「ハコモノ主義」がもたらしたものであるといっても過言ではないと考えます。

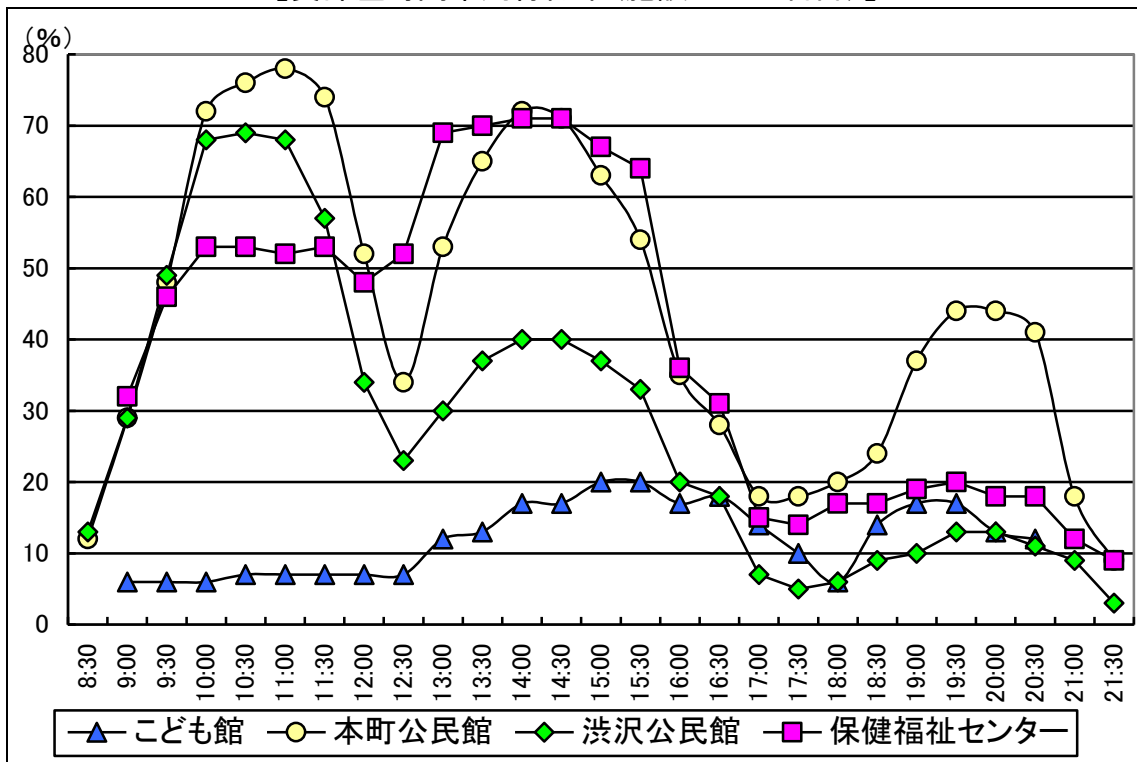
今後、公共施設の総量は維持できなくなります。できるだけ多くの機能をより少ない負担で残していかなければならない今、個人個人の都合ばかりを主張するのではなく、公共施設にかかわる全ての人がこのことに気づく必要があります。

※ 実利用時間÷年間利用可能時間×100

【貸部屋の種類別稼働率】



【貸部屋時間帯別稼働率(施設ごとの合計)】



※ こども館はH20・7・17～8・6、公民館、保福センターはH21・2・16～3・9の予約状況から算定


【地区別の公共施設の配置】

地区名	本町	南	東	北
中学校	校名 生徒数 余剰率(※) 本町 731人 12.9%	南 418人 34.0%	南が丘 336人 40.4%	東 367人 24.5%
小学校	校名 児童数 余剰率 本町 691人 8.6%	末広 772人 12.9%	南 1080人 -4.1%	南が丘 618人 14.9%
幼稚園	園名 園児数 余剰率 本町 141人 1.6%	すえひろ 141人 -5.7%	南 121人 19.4%	みなみがおか 83人 32.0%
保育所 子育て 支援施設	園名 園児数 (利用者数) 児童 ホーム ひばりが 丘 第一	ぼけっと 21 児童 ホーム 本町 105人	児童 ホーム 南 みどり 69人 -6.6%	児童 ホーム 児童 ホーム 児童 ホーム
庁舎等	施設名 消防本署		消防 南分署 南秦野	消防 南分署 若木
公民館等	館名 利用者数 貸部屋数 ほうらい会館 19778人 5室	本町 80695人 7室	南 35059人 6室	南が丘 45708人 7室
児童館等	館名 利用者数 床面積 ひばりが丘 13595人 235㎡	ほうらい 会館に含む	はだのこども館 13654人 5室	平沢 10194人 141㎡
高齢者用 施設	館名 利用者数 床面積	末広ふれあいセンター 44660人 585㎡	いずみ 6418人 147㎡	西大竹 7181人 147㎡
その他 貸館等 生涯学習 機能	館名 利用者数 貸部屋数 曾屋ふれあい会館 35524人 4室		すずはり荘 4365人 174㎡	谷戸 4031人 121㎡
運動施設	施設名 利用者数 中野健康センター 25078人	末広自由広場 6562人	なでしこ会館(賃借) 42716人 4室	谷戸 4031人 121㎡
全市域 対応施設	施設名 利用者数 浄水管理センター 本庁舎等 水道局舎 くずはの家 8854人	市民活動サポートセンター (はだのこども館内) 2434人	保健福祉センター 203421人	谷戸 4031人 121㎡
			文化会館 197236人	戸川 9403人 213㎡
			図書館 245782人	横野 7090人 147㎡
			中央運動公園 155193人	三屋台 9918人 194㎡
			総合体育館 312717人	あずま荘 4469人 125㎡
			障害者地域活動支援 センターひまわり 6000人	くずは荘 3342人 99㎡
				表丹沢野外活動 センター 20294人
				里山ふれあい センター 4425人

凡例
 H21・4・1現在、耐用年数(鉄筋コンクリート造60年・鉄骨造45年・木造30年)を経過している施設
 H32年度までに耐用年数を迎える施設
 ※ 余剰率=(保有面積-基準面積)/基準面積×100
 ●—● 隣接する施設(敷地を接する施設)
 ●.....● 近接する施設(道路を隔てて敷地が接する施設)

大根		鶴巻		西		上		地区	区分
大根 489人 21.4%		鶴巻 403人 26.6%		西 744人 7.6%		上 123人 15.9%		中学校	校名 生徒数 余利率(%)
大根 706人 23.8%		鶴巻 854人 10.5%		西 992人 13.7%		上 123人 15.9%		小学校	校名 児童数 余利率
大根 83人 36.4%		鶴巻 67人 32.3%		西 158人 -16.6%		上 22人 8.1%		幼稚園	園名 園児数 余利率
ぼけっと 21 児童ホーム 5391人		鶴巻 93人 児童ホーム		西 児童ホーム		上 児童ホーム		保育所 子育て 支援施設	園名 園児数 (利用者数)
消防大根分署		消防鶴巻分署		消防西分署		消防上分署		庁舎等	施設名
東海大学前駅連絡所		連絡所		西 43145人 6室		上 20601人 5室		公民館等	館名 利用者数 貸部屋数
北矢名 7289人 143㎡		鶴巻 7837人 公民館に含む		西 沼代 13341人 198㎡		上 柳川 4648人 127㎡		児童館等	館名 利用者数 床面積
おおね荘 公民館に含む		サンライフ 鶴巻 58591人 5室		西 堀山下 11185人 132㎡		上 かわじ荘 5404人 133㎡		高齢者用 施設	館名 利用者数 床面積
広畑 8433人 188㎡		センターに含む 5室		西 堀川 12423人 207㎡		上 かわじ荘 5404人 133㎡		その他 貸館等 生涯学習 機能	館名 利用者数 貸部屋数
広畑ふれあい プラザ 71023人 1576㎡		榊窪スポーツ広場 25618人		西 堀川 12423人 207㎡		上 かわじ荘 5404人 133㎡		運動施設	施設名 利用者数
おおね公園 159743人		榊窪スポーツ広場 25618人		西 堀川 12423人 207㎡		上 かわじ荘 5404人 133㎡		全市域 対応施設	施設名 利用者数
弘法の里湯 143827人		榊窪スポーツ広場 25618人		西 堀川 12423人 207㎡		上 かわじ荘 5404人 133㎡			
宮永岳彦 記念美術館 19648人		榊窪スポーツ広場 25618人		西 堀川 12423人 207㎡		上 かわじ荘 5404人 133㎡			

H21・4・1現在、築30年以上の施設(RC・S造のみ。一部該当を含む。)

 H32年度までに築30年を迎える施設

また、現在の施設や部屋の中には、同じ使用者が同じ活動をして、施設利用の予約方法や、有料と無料の扱いが異なるなど、結果として、利用者間の公平性等に疑問が生じている場合も少なくありません。

また、建替えや大規模改修時には、極力近隣の同機能を持つ施設やスペースを集約することにより施設の稼働率を上げ、より効率的な管理運営を行っていく必要があります。そのためには、地域の拠点となる施設である学校や公民館などの土地や建物については、既成概念にとらわれない一層の複合化を進め、限られた資源を最大限に有効活用することも必要です。

次に本市のハコモノが十分に活かされているか否かを議論するための事例の一つとして、過去に小学校区に 1 館を目指して整備が進められてきた公民館のデータを他市と比較してみることにします。

ここでは、本市に先駆けて公共施設白書を作成している藤沢市と千葉県習志野市のデータを比較の対象として用いました。

次表に表したとおり、公民館の数では、藤沢市が最も多くなりますが、1 館当たりの人口は本市が最も少なく、また、市民一人当たりの床面積もわずかな差ではありますが、本市が最も広くなります。このことはすなわち、本市の公民館は、この 3 市の中では市民が使える量が最も大きいということになります。

【市勢及び公民館数量の比較】

市名	藤沢市	習志野市	秦野市
人口 (H17 国勢調査)	396,014 人	158,785 人	168,317 人
可住地面積 (※1)	63.58 km ²	21.00 km ²	49.09 km ²
普通会計歳出決算額	1199 億 8100 万円	406 億 3800 万円	396 億 300 万円
公民館数	15 館	7 館	11 館
1 館当たりの人口	26,401 人/館	22,684 人/館	15,302 人/館
公民館延べ床面積	31,172 m ² (2,078 m ² /館)	6,852 m ² (979 m ² /館)	14,593 m ² (1,327 m ² /館)
市民一人当たりの床面積	0.08 m ²	0.04 m ²	0.09 m ²

※1 市域の面積から湖沼や森林など、人が住めない部分の面積を引いたもの

※2 藤沢市及び習志野市の利用状況データは H18 実績。秦野市は H19 実績

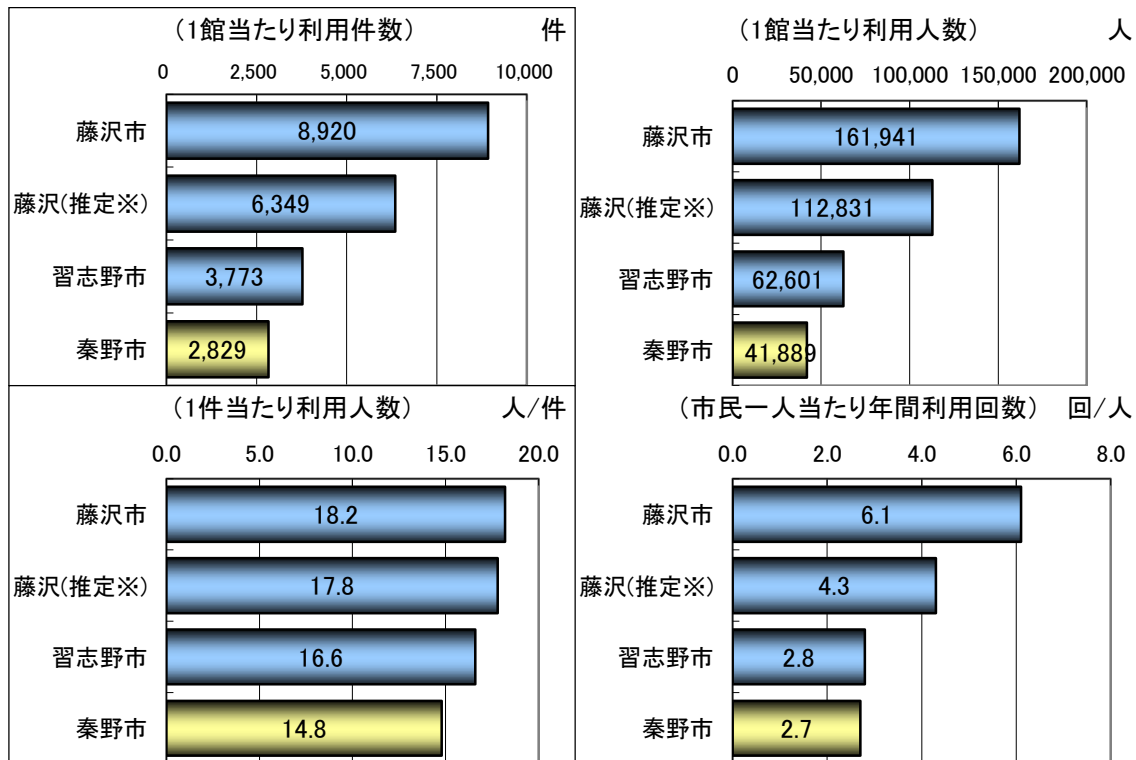
では、利用状況の比較ではどうなるでしょうか。

次ページの図を見ると、1 館当たりの利用件数及び人数ともに、藤沢市の値が最も多く、次いで習志野市、本市の順となっています。1 件当たりの利用人数に大きな差はないので、この差は、そのまま市民の利用頻度の差となって現れ、市民一人

当たりの年間利用回数も藤沢市が最も多く、次いでわずかな差ながら習志野市及び本市の順となっています。

これでは、本市がこの3市の中で最も利用しやすいだけの公民館の数量を用意した意味が薄れてしまっていますし、いくら公民館が足りない、部屋が足りないという声が上がっても、説得力がありません。

【公民館の利用状況の比較】



また、管理運営状況の比較をしてみます。

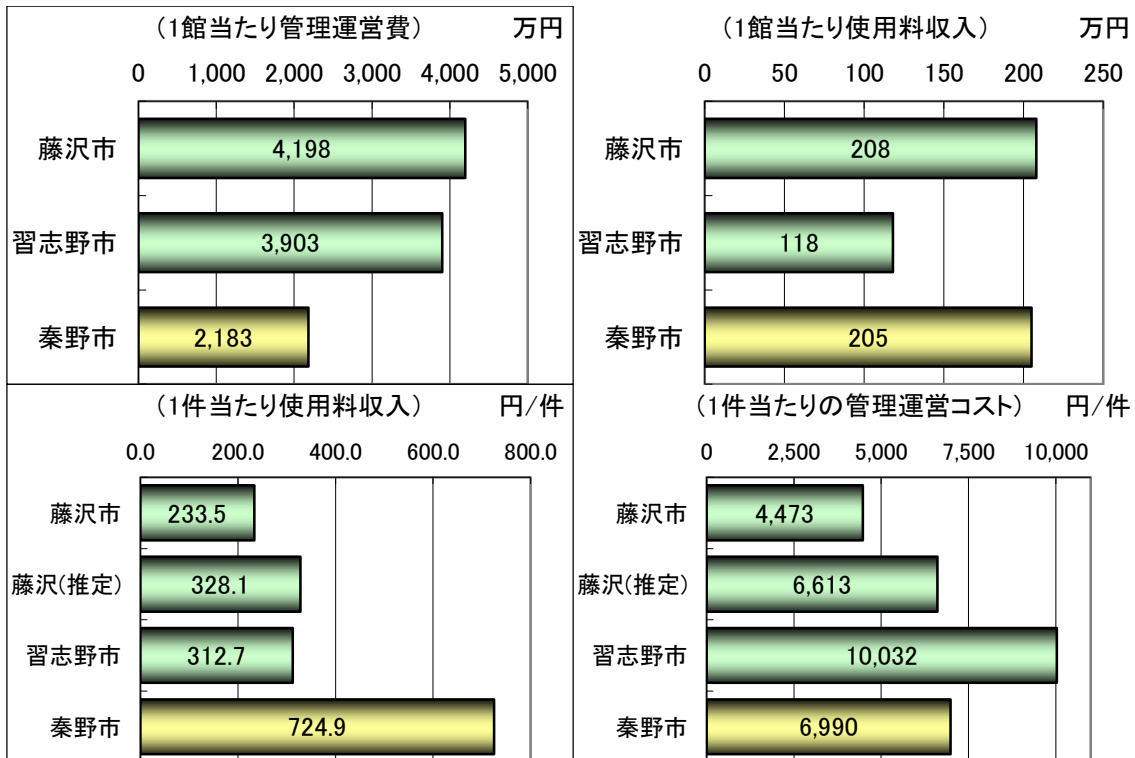
次ページの図を見ると、本市の公民館は、正規職員を館長1名のみとし、他の2市では、複数の正規職員を置いていることから、管理運営費の総額は、本市が最も少なくなっています。これに対して、1館当たりの使用料収入も、本市は2倍以上の利用件数のある藤沢市と肩を並べ、1件当たりの使用料収入は、3市の中で最も多くなり、最も受益者負担の適正化が図られているということになります。

しかしながら、せっかくの管理運営費の削減努力や、受益者負担の適正化が図られていても、利用状況がよくなければ、その効果が薄れてしまいます。

※ 藤沢市は、2時間単位の利用を連続した場合、件数及び人数を重ねてカウントしている(10人が4時間利用した場合、利用件数2件で20名が利用となる)ことから、平均稼働率44%(藤沢市公共施設マネジメント白書)とほぼ同じ稼働率である本町公民館(35ページの図参照)の平成20年度利用者の数値を基に、推定値として置き換えたデータも表しました。

$2,078 \text{ m}^2$ (藤沢平均面積)/ $1,614 \text{ m}^2$ (本町公面積) \times 87,637人(H20本町公人数) = 112,831人
 $2,078 \text{ m}^2$ (藤沢平均面積)/ $1,614 \text{ m}^2$ (本町公面積) \times 4,932件(H20本町公件数) = 6,349件

【公民館の管理運営状況の比較】



「ハコモノ」が存在することに意義を求め、それがあある種のステータスであるかのように、全ての自治体に全ての施設、全ての地域に同じ施設をつくる時代には、別れを告げなければなりません。

公民館を例にとって論じてきましたが、公民館のような公共施設とそのスペースが不要だということではありません。地域住民同士のつながりや、様々な場面での行政と住民の協働など、これからの高齢社会下では、ますますその存在意義が問われる場面もやってこないとは限りません。

しかし、これらのデータからいえることは、本市の11館という公民館の数量が適切であるのか否か、また、社会教育法に基づく制約がある公民館という運営形態が市民の求めるサービス形態と合致しているのか否か、改めて議論する必要があるということではないでしょうか。

公共施設の存在意義を数で推し量ることに対して、異論を唱える意見があることも事実です。しかし、公共施設の利用頻度が低い市民も納税者であり、その意見が、こうした市民にとっても説得力のあるものであるのか否か、また、将来市民に対しても責任ある意見であるのか否か、ここであらためて議論を行い、公共施設の再配置についてより多くの市民が考えていく必要があります。

4 税金は安い

[受益者負担の適正化]

「税金は安い」と言う人は少ないと思います。公共施設の管理運営には多くの税金が使われていますが、義務教育施設以外の施設は、全ての市民が利用しているわけではありません。

しかし、「〇〇館」や「□□センター」などの公共施設の一部は、利用する方から使用料をいただいています。施設の管理や運営に必要な費用の大部分は、税金で賄われています。

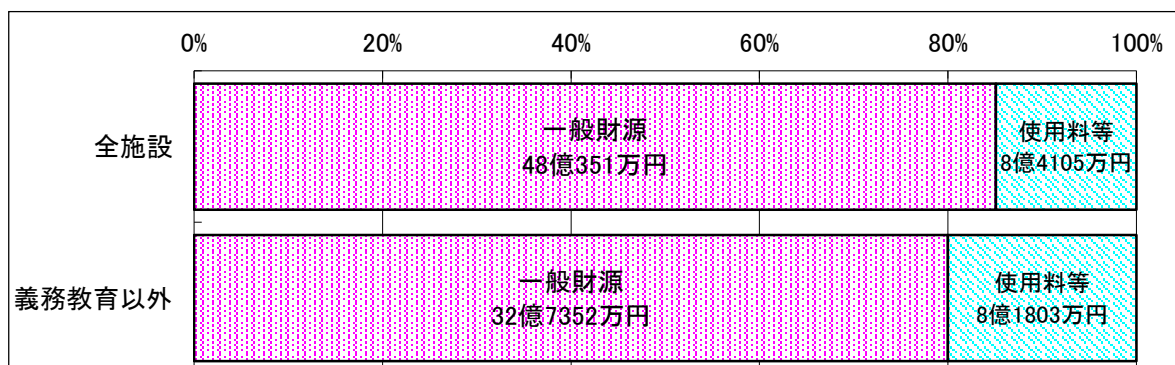
施設を利用する方から見れば、税金を払っているから当たり前と思うことでも、利用しない方からはどう見えるのでしょうか。少なくなる税収で、多くのサービスを実現していかなければならない時代は、すぐそこにやってきました。

ハコモノの管理運営を行っていくためには、多くの費用が必要であり、また、そのためには、多くの税金が使われています。

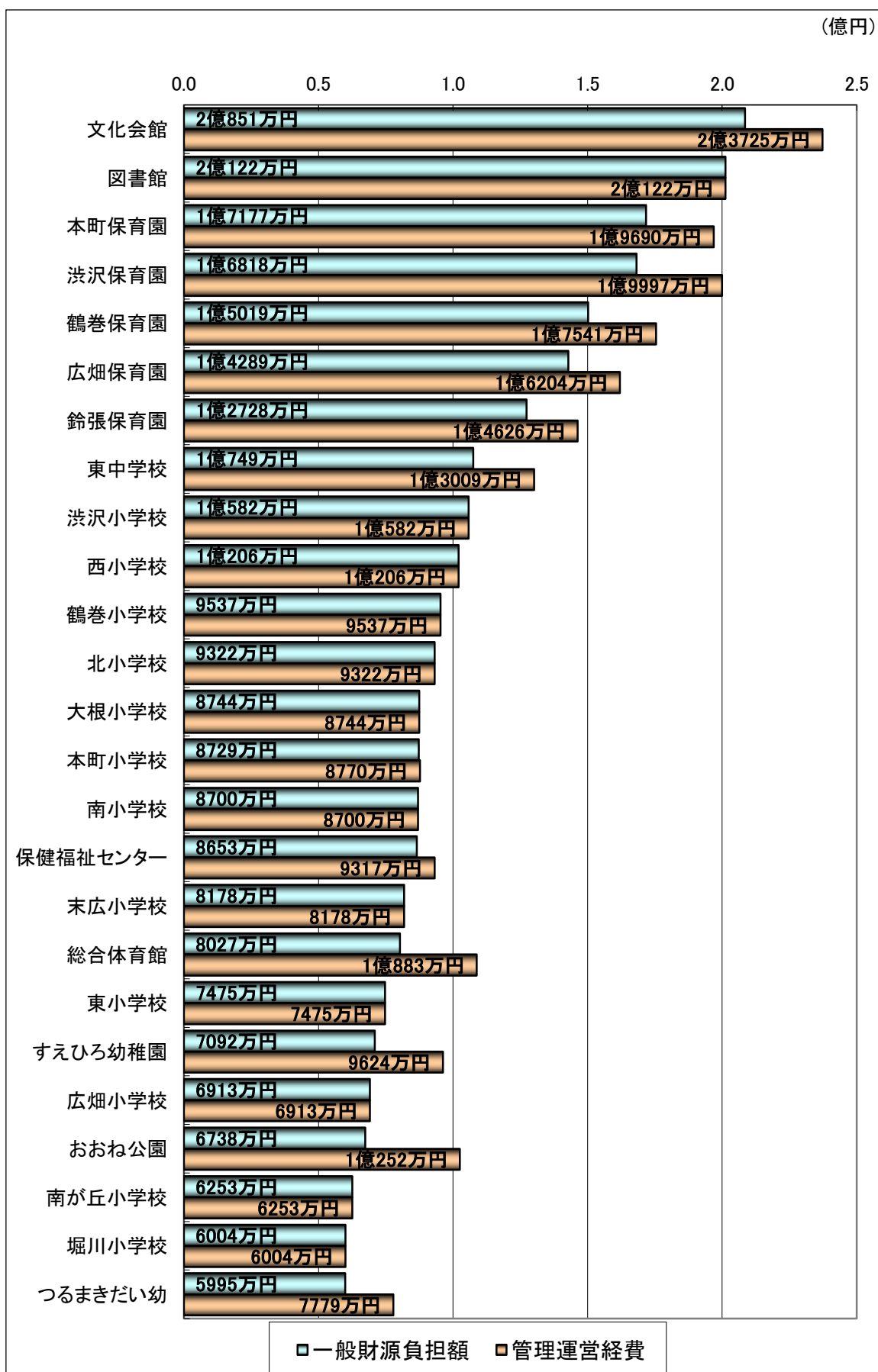
次図に表したとおり、一般会計で管理運営が行われている施設には、およそ 56 億 4 千万円の費用がかかっていますが(平成 19(2007)年度実績)、そのうちの約 85 パーセントに当たる 48 億円強が一般財源(利用者からの使用料、国・県からの補助金等を除く額)の負担、すなわち税の負担で賄われています。

もちろんこの中には、無償でサービスを受けることが憲法により保障されている義務教育施設も含まれていますが、それを除いても、約 80 パーセントに当たる 32 億円近くが一般財源で賄われています。これらの施設は、行政事務のためのハコモノも含まれていますが、その大半は、義務教育施設とは異なり、誰もが等しくそのサービスの恩恵を受ける性質のものではありません。次ページの図を見てもわかるとおり、義務教育施設以外の施設が管理運営費(平成 19(2007)年度実績)の上位施設の 7 位までを占め、それ以外にも多くの施設が上位に含まれています。

【管理運営費用の財源内訳】



【公共施設の管理運営経費上位施設 (H19 一般財源負担額上位順)】

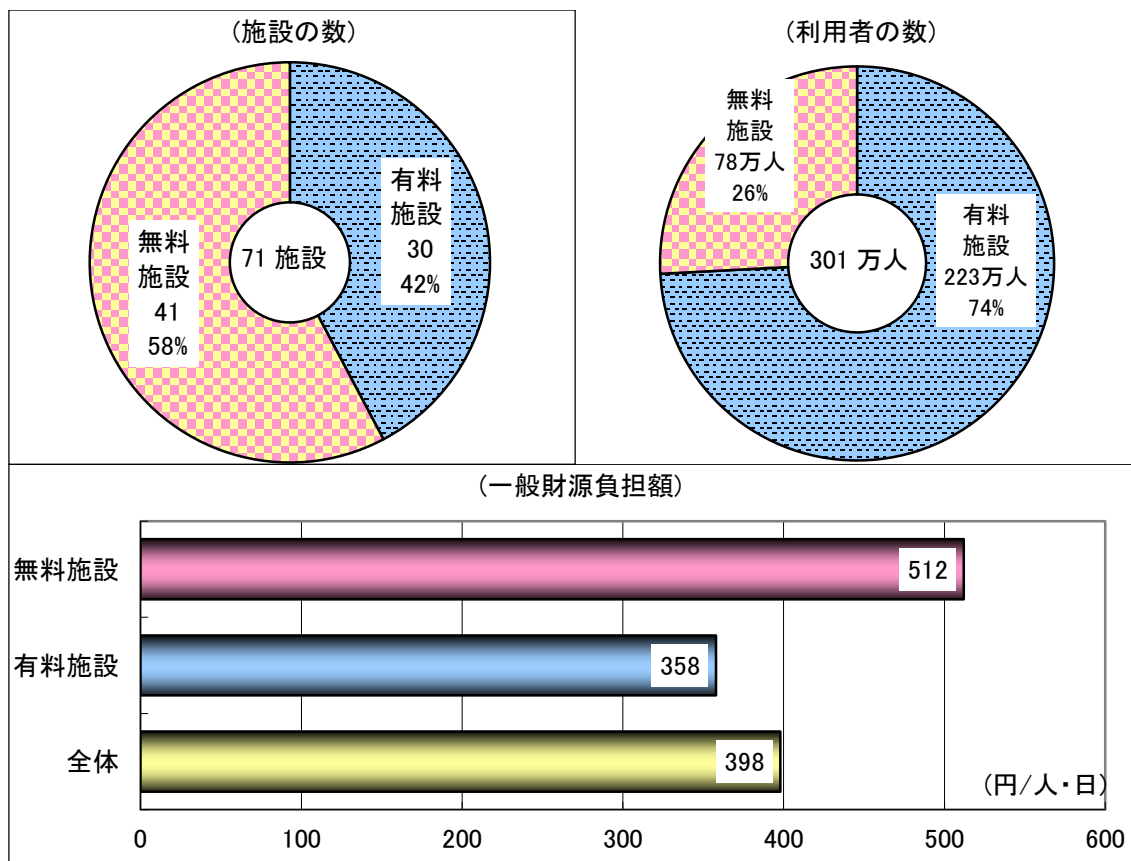


また、公民館、図書館、文化会館、体育館など、不特定の市民が生涯学習活動等の余暇活動に利用できる公の施設(利用人数がカウントできない公園等の施設を除く。)は、本市には全部で71施設あります。

次図にも表したとおり、平成19(2007)年度におけるこれらの施設の年間利用者は、延べ300万人を超えていますが、1施設当たりの平均利用者数は、42,373人となり、利用者一人当たりのコスト(単年度一般財源負担額)は、398円/人・日となっています。

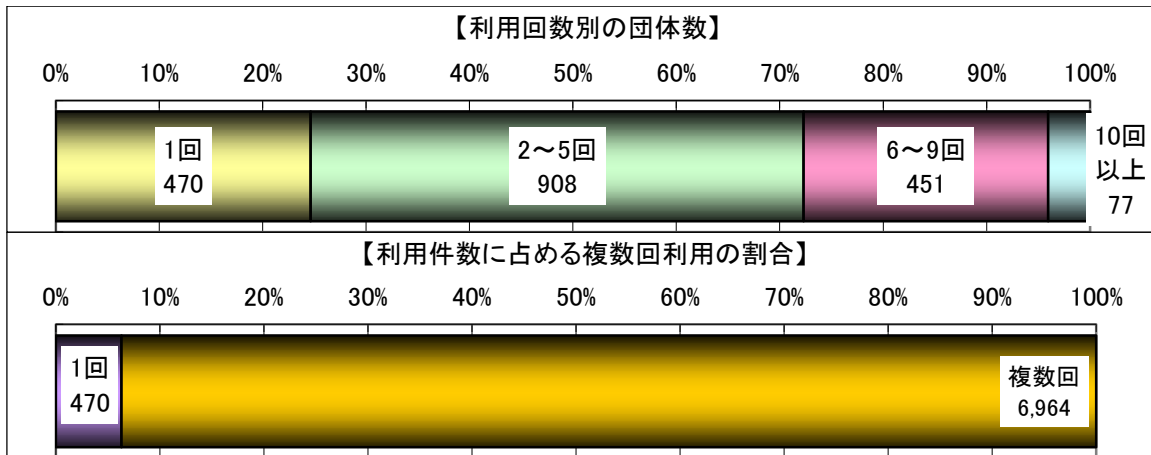
71施設のうち、利用者から使用料を徴収している施設は30施設あります。これらの施設の利用者が全体のおよそ4分の3を占めていますが、この有料施設の利用者一人当たりのコスト(単年度一般財源負担額)は、358円/人・日となり、無料施設の利用者一人当たりのコスト(単年度一般財源負担額)の512円/人・日を大きく下回っています。

【有料施設と無料施設の比較】



公共施設は、多くの市民に利用されています。しかし、利用状況を見れば、特定の利用者が繰り返し使っているという特徴があります。公民館を例にとれば、次ページの図のとおり、3か月の間に複数回利用した団体が7割以上を占め、これらの団体が利用件数の9割以上を占めていますが、定期的にこうした施設の恩恵を受けている市民の数は、3分の1程度と推測することもできます。

【公民館の3か月間における反復利用の状況】

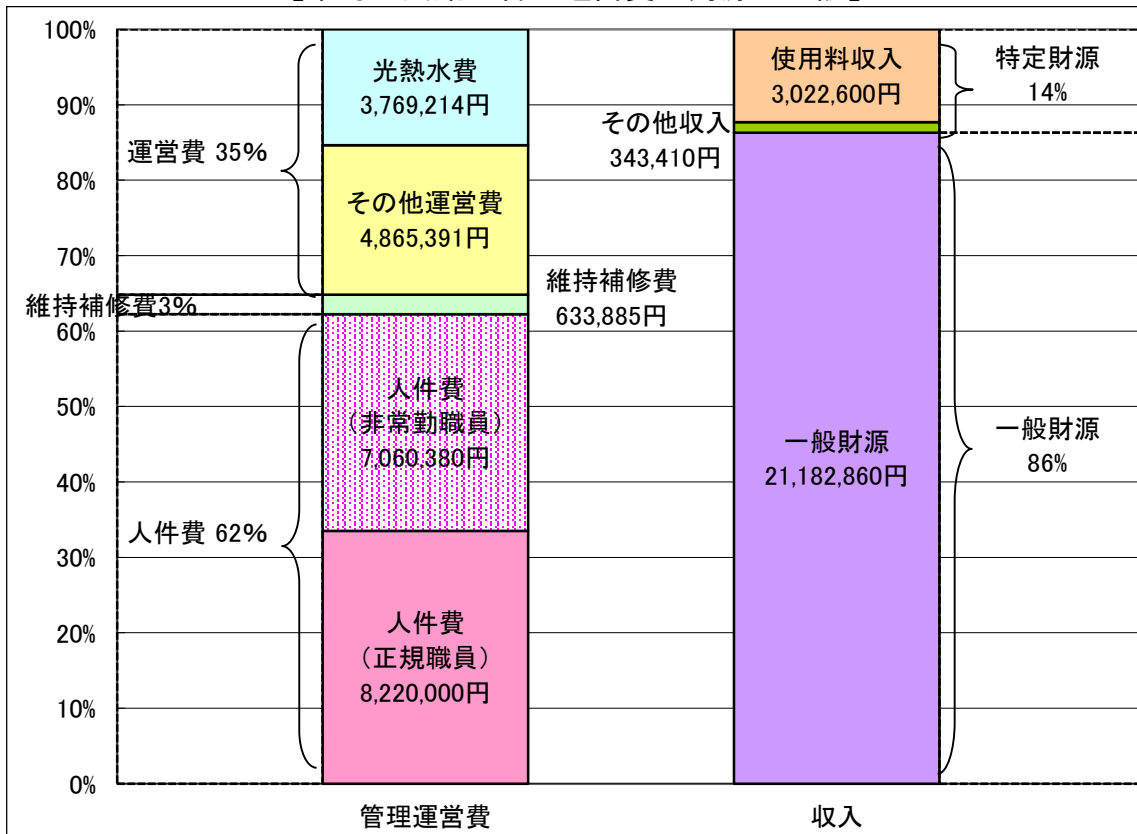


※ 平成 20 年 9 月から 11 月の 3 か月間の利用者データから算定した数値です。

公民館は、中央運動公園を中心としたスポーツ施設とは異なり、過去には無料で利用することができましたが、はだの行革推進プラン(平成 16(2004)～20(2008)年度)により、平成 17(2005)年 7 月から有料化されました。

しかし、平成 19(2007)年度における実績からその効果を見てみると、次図に表すとおり最も利用者が多い本町公民館でさえ、特定財源は、約 14 パーセントであり、使用料収入では光熱水費すら賄えないことがわかります。

【本町公民館の管理運営費と財源の内訳】



これに対し、おおね公園では、管理運営経費のおよそ 34 パーセントが使用料収入で賄われている(平成 19(2007)年度実績)こと、また、前述の特定の利用者が繰り返し使う傾向が高いことなどを考え合わせると、現在の料金形態が、利用頻度の低い市民にも理解が得られるものであるかあらためて検証が必要です。

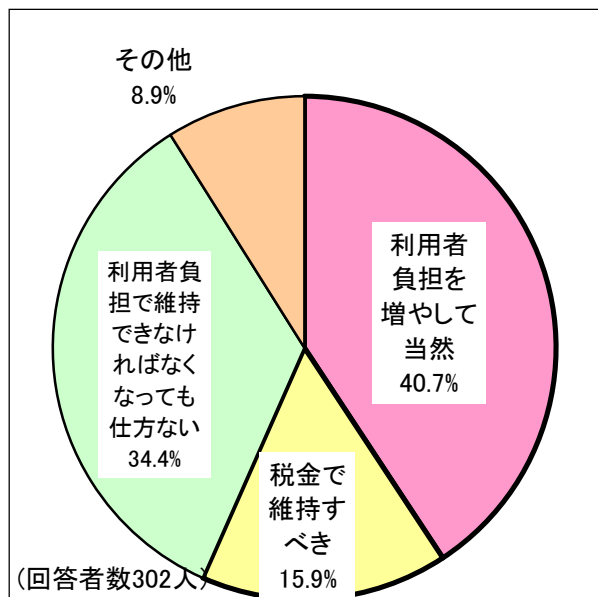
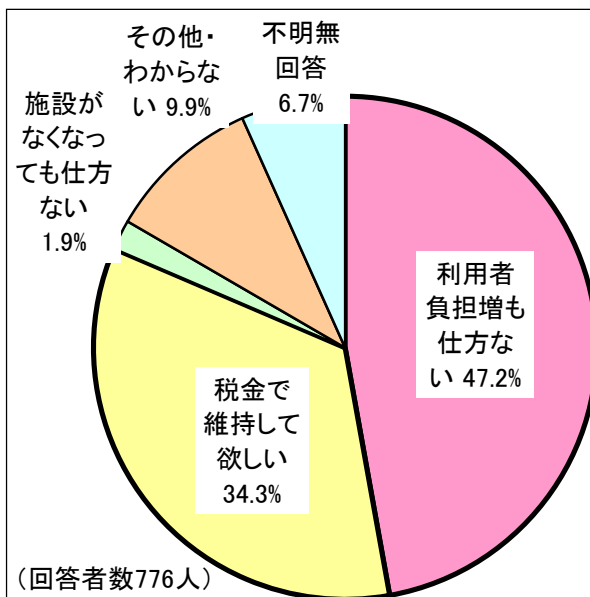
また、平成 21(2009)年 4 月から 5 月にかけて実施した公共施設利用者アンケートの結果では、およそ半分弱の利用者が、少子高齢化に伴う人口と税収の減少を前提として、「施設を維持するためには、利用者の負担がある程度増えることは仕方がない。」と回答しています。

さらに、平成 21(2009)年 6 月にインターネットを利用して行った公共施設に関するアンケート調査では、同様の設問に対し、「施設を維持するためであれば、利用者の負担を増やすことは当然である。」とする回答者が 4 割強を占め、中でも、公共施設を定期的に利用している人たちにこの傾向は強く出ています。

【利用者の負担に対するアンケート結果】

(利用者アンケート)

(利用者以外も含むアンケート)

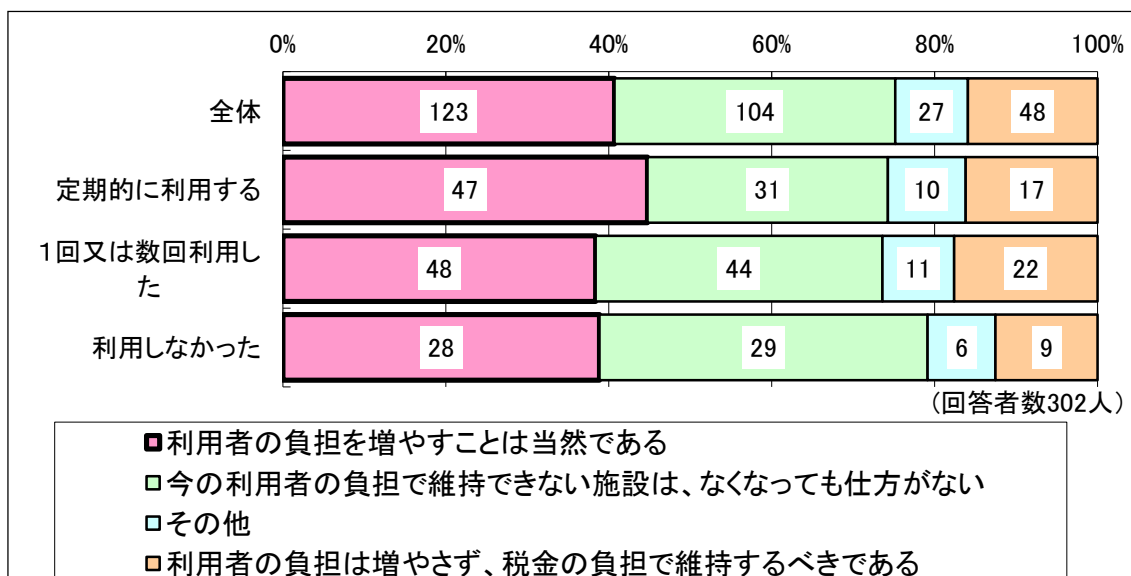


※ 施設利用者に回答用紙を配付し、記入していただく方式により調査しました。

※ インターネットを用いたアンケート調査を実施する民間会社に委託して調査しました。



【利用頻度別の利用者の負担に対する考え方(インターネットアンケート)】



前述のとおり、平成 19(2007)年度に一般会計で管理する公共施設の管理運営経費に対して、充当した一般財源は、約 48 億 351 万円となりましたが、これは、市民一人当たり約 28,300 円の負担となります。

さらに、単年度の支出に建物の減価償却費^(※)を加えて試算すると、1 年間の負担は、約 61 億 6,210 万円となり、市民一人当たりの負担は、およそ 1.3 倍の約 36,100 円になると試算されます。

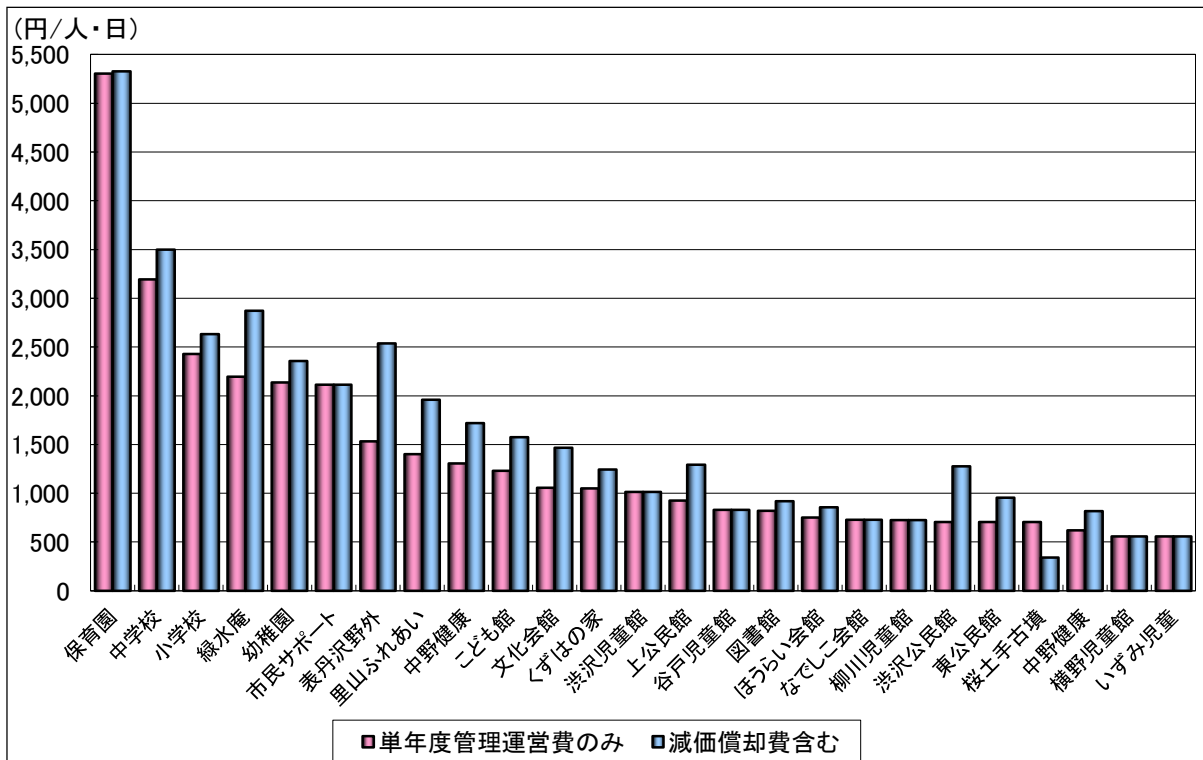
利用者一人につき 1 日あたりに要する管理運営コスト(使用料等を除いた単年度一般財源負担額及び減価償却費を加えた負担額)の上位 25 施設を次図に表しましたが、義務教育施設以外は、全ての市民がほぼ等しく恩恵を受けられる施設ではありません。

施設使用料の値上げとなれば、利用者を中心とした反対の声が届くはずですが、しかし、財源には限りがあり、改善の努力は怠らないにせよ、歳出削減にも限度があります。公共サービスの選択と集中を一層進めなければいけない中で、公共施設の管理運営に充てている一般財源が減らせないとするならば、それは何らかの公共サービスを削らなければならないということです。仮に、削られるサービスが、より多くの市民にとって必要なサービスであるとしたら、それが正しい選択といえるのでしょうか。公共施設を利用する市民も、利用しない市民にも納得が得られる公平な負担制度にすることが必要です。

※ 建物の 1 年分の価値を表す金額(概念としての説明)。市有物件災害共済会による再調達価格(建て直した場合の価格)から算定した。

また、相対的に利用者数が少ない施設ほど、利用者一人当たりのコストが高い傾向が現れています。このような施設については、事業内容の見直しや他施設との統廃合を積極的に検討する必要があります。さらに、同種の施設間でもコストのばらつきが大きく、その原因を分析し、管理運営方法を改善するとともに、施設存続の必要性や受益者負担のあり方について検討することが急務です。

【公共施設の利用者一人当たりの管理運営コスト】



※ 小中学校には、県費負担教職員の人件費(中学校 2,721 円・小学校 1,845 円)を含んでいます。また、臨時的な耐震補強等の工事費用を差し引いています。なお、共用スペースの利用等、人数を正確に把握できない利用者は、計算に含まれていません。



5 ハコモノもメタボになる

[対症療法的な維持補修]

建物も人の体と同じで、定期的に検査をしていないと、知らないうちに見えないところが傷んでいたり、手遅れになる前に治しておかなければならない場所を見過ごしてしまうことがあります。

今まで、壊れたら直す、傷んだら直すということを繰り返してきましたが、財政状況が悪くなれば、それすらもできなくなり、あってはならないことです。最後には、突然、施設の使用を中止しなければならなくなるということも起きてしまうかもしれません。

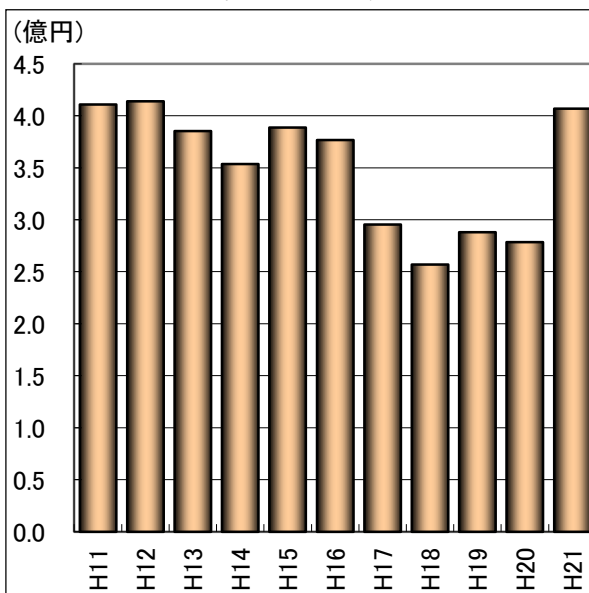
多くの施設が年をとりました。できるだけ長生きし、たくさん仕事をもらうためには、病気を予防し、重症になる前に治療しなければいけません。

現在、本市の公共施設の多くは、その維持補修について対症療法的な補修が行われていますが、財政状況の悪化とともに維持補修費は年々減少しています。

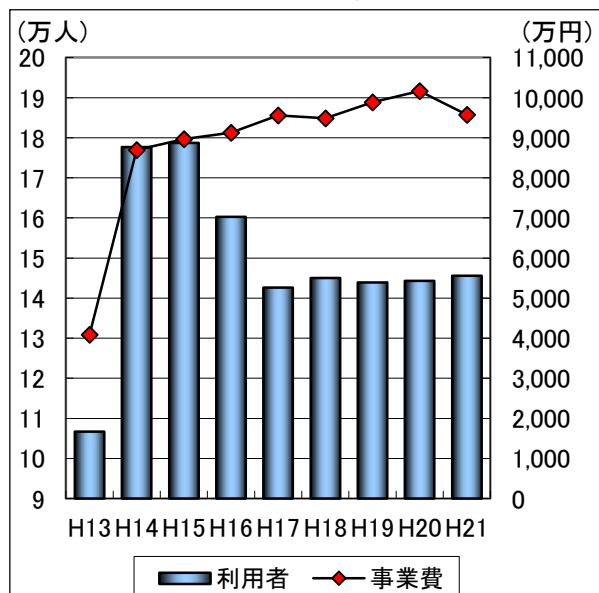
しかし、一例として次図に示した弘法の里湯の事業費(管理運営費から正規職員の人件費を除いたもの。)の推移からもわかるとおり、施設が古くなれば、利用者が増えていなくても、経年変化や劣化により維持管理費がかかるようになります。

本市の公共施設は、総量が減らない中で、相対的に老朽化が進行し、維持補修を行うべき箇所は逆に増えています。

【維持補修費(歳出決算額)の推移】



【弘法の里湯の事業費の推移】



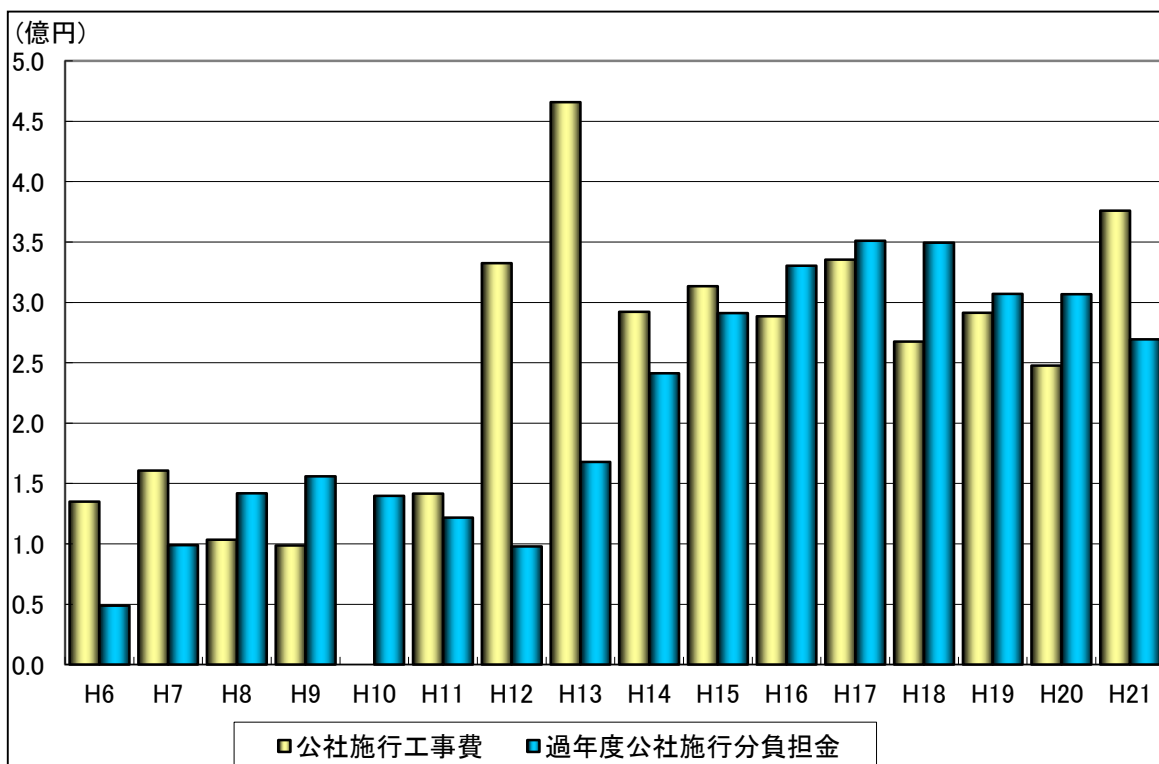
※ 市の決算統計によるものであり、施設白書で区分している維持補修費(30ページを参照)とは異なります(後述の学校建設公社施行分も除いています)。

中でも、公共施設の建物の 6 割以上を占めている学校教育施設は、規模の小さい維持補修工事まで秦野市学校建設公社による立替施行^(※)に頼る現状が続いています。

しかし、これを繰り返してきた結果、過去の公社施行の工事費用に対する各年度の負担金も、その年に公社に施行依頼する工事の額とほぼ同額の 3 億円近くになり、結果として、公社施行とする意義が薄れてしまっているところか、金利負担という余分な支出まで行う結果となっています。

この先、小中学校の校舎の多くは、一気に老朽化が進みます。公社を有効に活用するためにも、綿密な維持補修計画を立てておく必要があります。

【学校の改修工事の施行主体等】



※ 給食調理室関連工事、耐震補強事業費を除きます。

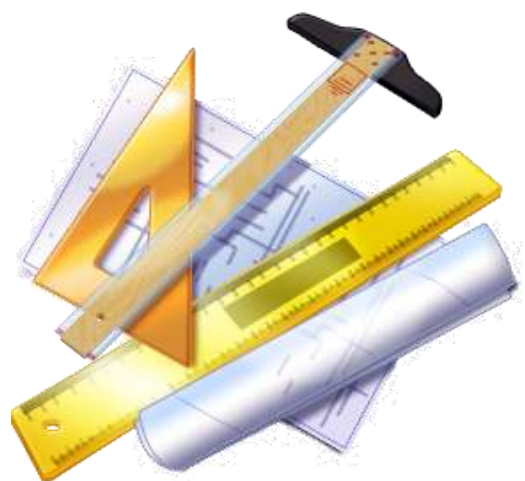
※ 学校建設公社は、人口急増期における学校施設建設ラッシュに対する自治体及び国の負担を軽減することを目的として、昭和 40 年代から 50 年代に主に首都圏の自治体が設立した旧民法第 34 条による財団法人ですが、秦野市では昭和 48 年に設立されました。

立替施行とは、公社が借入金で工事を発注し、後年度に市が利息分を含めて公社に工事代金を分割して支払い、公社は借入金を償還することをいいます。このことにより、自治体の単年度支出は少なくなり、国においても補助金等を分割して交付(現在では、公社施行分には国からの補助金等は交付されません)し、負担を平準化できるというメリットがありました。

今では学校建設が集中することはなく、多くの自治体で公社は役目を終え解散していますが、秦野市では、建設が集中すれば改修時期も集中して財政負担が大きくなることを見越し、平成 6 年度に改修工事を公社の事業目的に加え、以来、改修工事を中心として事業を行っています。

また、今後は、本市の公共施設全般にわたり、対症療法的な維持補修から予防保全的な維持補修に改め、施設の長寿命化を図るとともに、維持補修に要する負担の平準化も図る必要があります。

しかし、施設管理を行う所管課の多くは、管理台帳等を十分に備えていない現状がうかがえます。このような状況下では、計画的な維持補修を行っていくことは、厳しい財政状況のもとではなおさら難しいものと思われ、中期的な視野に立った改修計画を作成するなど、今後一層の努力が必要となります。



6 足元を見れば

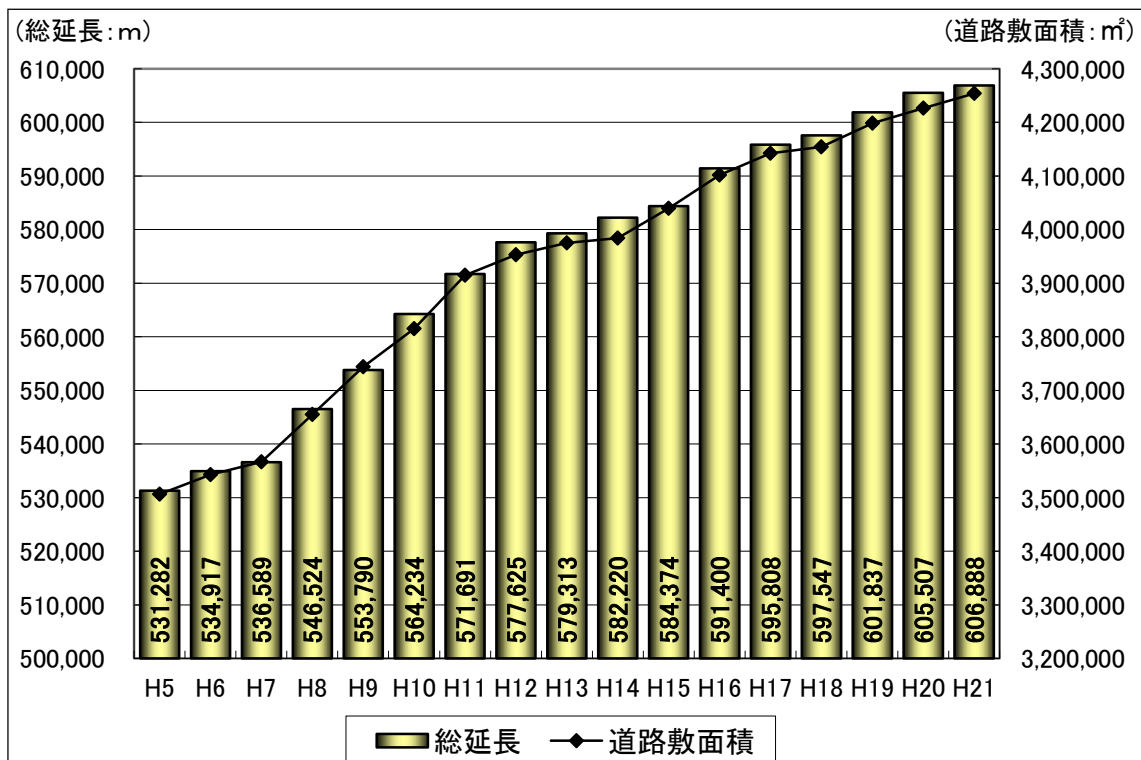
[インフラの老朽化]

いわゆる「ハコモノ」といわれる建物の公共施設以外にも、上下水道や道路など、いわゆるインフラ系と呼ばれる多くの公共施設が市民の生活を支えています。そして、これらインフラ系の公共施設の多くも、ハコモノと同様に本市の都市化の進展に伴い整備されてきました。^(※)

まず、市道の総延長は、平成 21(2008)年 4 月 1 日現在、約 607 キロメートルに達し、維持管理を行っている道路敷の面積は、約 425 万平方メートル、車道部だけでも、約 299 万平方メートル(市域の面積のおよそ 2.9 パーセント)となっていますが、次図にも表したとおり、新設・改良工事の実施、開発行為に伴う新設道路の寄付などにより、その数量は、年々伸び続けています。

また、この中には、174 箇所、およそ 3,000 メートルの橋りょうも含まれています。この橋りょうの劣化は、全国各地で問題になりつつあり、本市も現況調査を進めていますが、橋りょうの劣化が進めば、万が一、崩落した場合、市民の生命の危険につながる重大な事故がおきる恐れもあり、その老朽化問題は、より深刻なものとなります。

【市道延長等の推移】



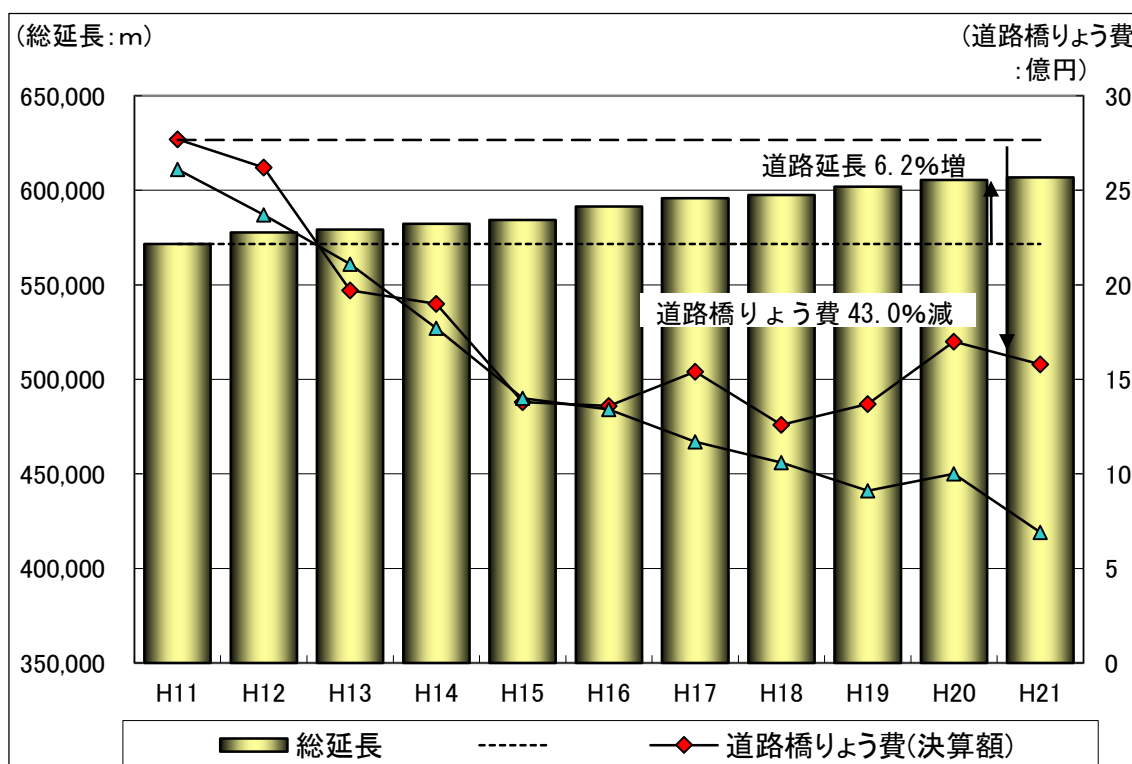
※ 本市の水道事業は、将来計画において一般会計からの繰入れ(赤字の補填)を想定していないため、この方針では取り上げていません。

しかし、道路延長は増え続けているにもかかわらず、道路橋りょう費の歳出総額は減り続けています。

平成 21(2009)年度における道路橋りょう費の決算額は、約 15 億 8 千万円となっていますが、それまでの 10 年間に、道路延長は、およそ 35,000 メートル(6.2 パーセント)増えているにもかかわらず、道路橋りょう費は、およそ 11 億 9 千万円(43.0 パーセント)減っています。

このような状況の中で、橋りょうの維持・整備費を賄うこと、また、今後も道路延長が増える見込みがあることなどからは、道路の新設、改良費等をやり繰りして、舗装を含めた維持補修工事費の確保に努めてはいるものの、現状のままでは、耐用年数に応じた必要最低限の舗装替えも賄えない状況にあることがわかります。

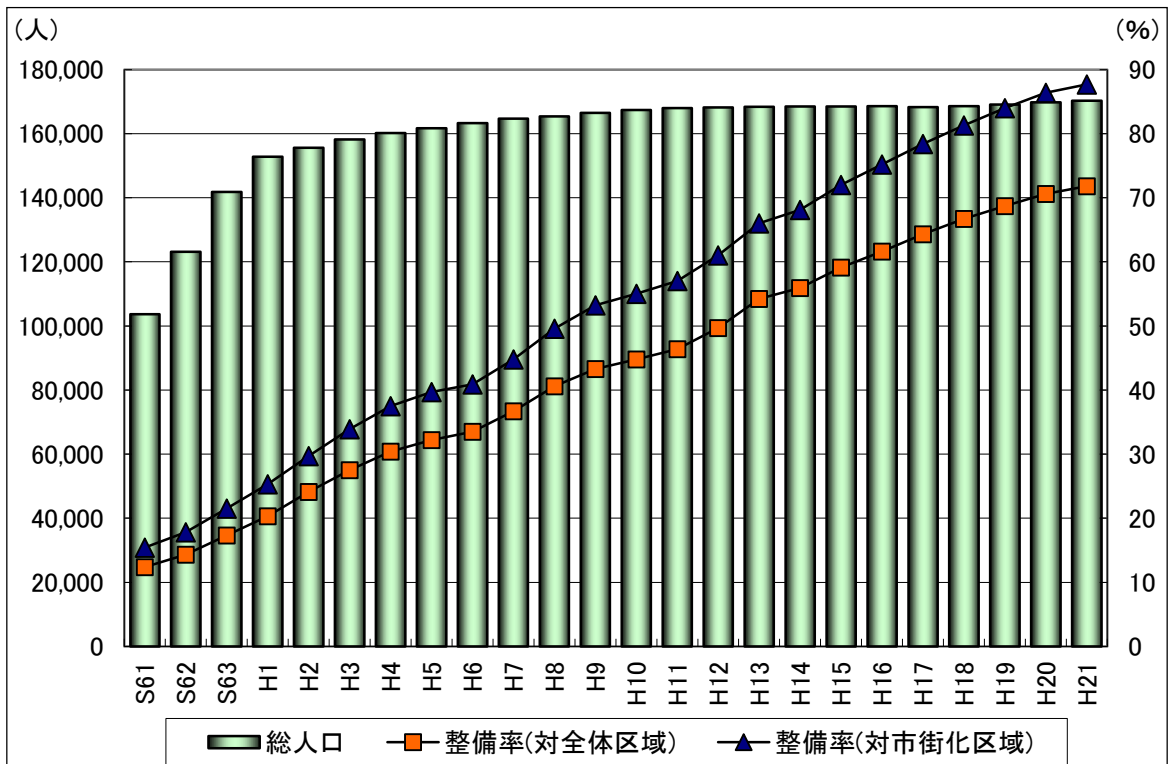
【道路橋りょう費の推移】



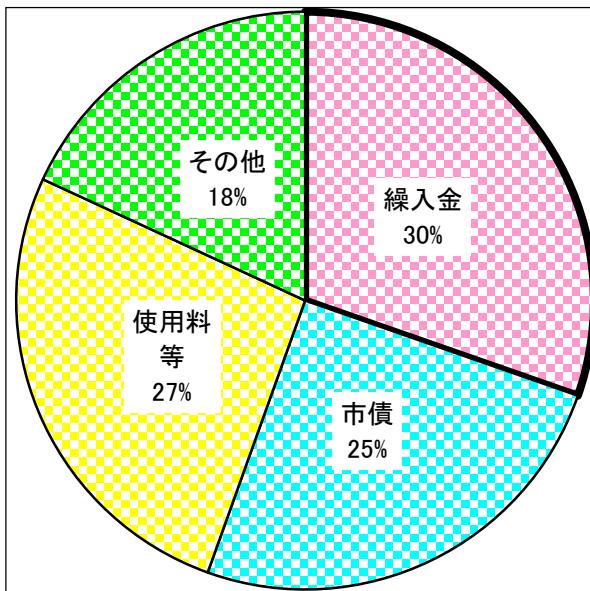
さらに、下水道に目を転じると、平成 21(2009)年度末現在の管きよの整備延長は、污水管が約 453 キロメートル、雨水管が約 45 キロメートルに達していますが、公共下水道の污水整備率は 71.8 パーセント(市街化区域内に限ると 87.7 パーセント)、雨水管の整備率は、幹線に限ると 77.4 パーセントであることから、これらの管きよの延長は今後もさらに伸びていきます。

下水道事業には、雨水処理経費は税(一般会計からの繰入金)で負担し、污水処理経費は、使用料収入で賄うという原則があります。しかし、平成 21(2008)年度決算では、一般会計からの繰入金のうちおよそ 4 分の 1 程度が污水処理経費に充てられ、繰入金に頼らざるを得ない状況にあることがわかります。

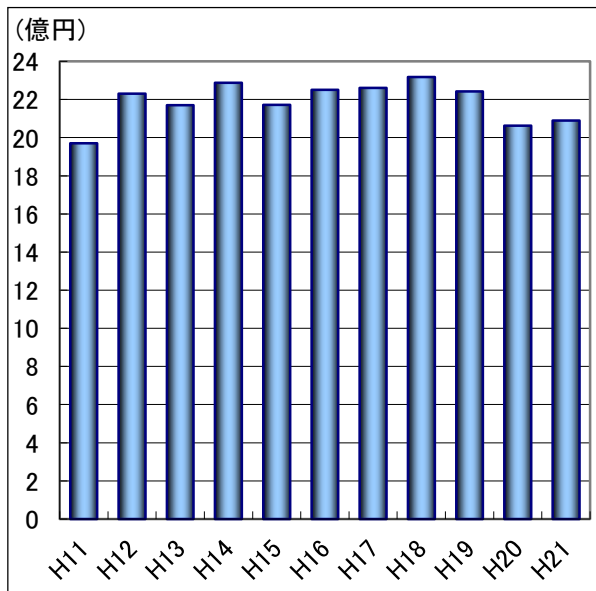
【人口と下水道整備率の推移】



【下水道事業決算状況(H21 歳入)】



【一般会計から下水道事業への繰出金の推移】



また、終末処理場である浄水管理センターは、昭和 56(1980)年 2 月に供用を開始し、約 30 年を経過しようとしています。

第一期に整備した機械・電気設備については、すでに更新が必要な時期が到来し、今後、管理棟・水処理施設なども改築が必要になってきます。これに加え、すでに一部の管の更新が始まっていますが、管きよの更新作業は、これから本格化するこ

とになります。

検討委員会の試算結果を基にすると、道路、橋りょう、下水道を耐用年数に応じて更新していくと、およそ年 20 億円程度の更新費用が必要になることが見込まれます^(※1)。また、同委員会の試算では、道路と橋りょうの更新費用^(※2)をハコモノの管理運営費の中で賄おうとすれば、義務教育施設も維持できなくなることが提言されています。

いわゆるインフラ系の公共施設は、ハコモノとは異なり、統廃合による更新費用や管理運営費用の削減効果を生み出しにくい公共施設です。ハコモノのみならずインフラ系の公共施設の更新問題も、早期に検討を始める必要があります。

この他にも、秦野市が伊勢原市と共同処理しているごみ焼却施設の更新に伴う分担金の増、地域還元施設^(※3)の建設なども見込まれており、ハコモノ施設のみならず、インフラ系やプラント系の公共施設の維持管理に要する負担も重くのしかかってくることについて、認識しておかなければなりません。



※1 道路、橋りょうに関する更新計画等は、今後検討が進められていくものであり、この数値は確定しているものではありません。特に橋りょうについては、上部・下部工の構造形式、基礎杭の有無、径間数、仮設の規模等の要因により事業費は大きく異なるため、提言の試算のように平均単価×数量で事業費を把握することは非常に困難です。現在、橋りょうの長寿命化修繕計画の策定作業を行っていますが、今後必要となる橋りょう更新費用は、提言内容とは、大きく異なる場合があります。

※2 現在の下水道建設費の大半は、新設費用に充てられていることから、整備完了後には、更新費用に充当することが可能であり、更新を行うことにより、現在の一般会計の負担水準を大きく上回る見込みはありません。

※3 清掃工場や斎場など、いわゆる迷惑施設と呼ばれる公共施設を設置する地域のまちづくりに寄与するための施設をいいます。

第3章 ハコモノを描く

[公共施設の再配置に関する方針]

方針1	基本方針	P56
方針2	施設更新の優先度	P56
方針3	数値目標	P60
方針4	再配置の視点	P66



方針1 基本方針

第1章及び第2章において示した本市を取り巻く社会経済状況、公共施設の現状と課題、そして、検討委員会からの提言内容を踏まえ、次の4点を基本方針として掲げます。

① 原則として、新規の公共施設(ハコモノ)は建設しない。建設する場合は、更新予定施設の更新を同面積(コスト)だけ取りやめる。

② 現在ある公共施設(ハコモノ)の更新は、できる限り機能を維持する方策を講じながら、優先順位を付けたうえで大幅に圧縮する。

③ 優先度の低い公共施設(ハコモノ)は、すべて統廃合の対象とし、跡地は賃貸、売却によって、優先する施設整備のために充てる。

④ 公共施設(ハコモノ)は、一元的なマネジメントを行う。

方針2 施設更新の優先度

① 優先度設定の視点

公共施設の再配置を考えるうえで、最も重視しなければならないことは、公共施設は単に市民にサービスを提供する場所ということではなく、市民の『生命』と『生活』を『護(まも)る』施設であるという視点です。

少子・高齢社会が進行する中で、将来にわたって現状の施設を維持していくことは、経済状況だけでなく、機能面においても意味のないことであることはいうまでもありませんが、効率面だけを重視するのも過ちです。

そのなかで、本市の現状を考えると高齢社会への対応を優先することが急務であることは、統計的データ等からも明らです。真の高齢社会対策は高齢者が安全で安心できる人の「和」を育む環境を整備することであり、子ども達との共生を創生で

きる環境を整備することを最優先させる必要があると考えます。

つまり、子育てが安全で安心できる環境を整備することが、同時に高齢者も安全で安心な環境になり、多世代が日常的に交流できる場を創って行く視点で公共施設の再整備を考え、現状の無駄を省くことはもちろんですが、今後の本市の総合的環境整備も考慮する中で、必要なものには積極的に投資することも大切です。

また、次期総合計画の策定に当たり、基礎資料とするために実施した市民へのアンケート調査では、43 の項目(施策内容)について「現状についての感じ方(満足度)」及び「施策としての今後の期待(期待度)」をたずねています。

その結果を見ると、次表のとおり「子育て・教育環境」に分類された三つの項目は、いずれも期待度の順位が上位となり、これに対して、満足度は 3 項目中 2 項目が下位にランキングされています。これらのことから、子育て・教育環境に対する市民の意識は、現状の水準維持、あるいは優先的に取り組むべきと考えている傾向が高いことがわかります。

【市民アンケート結果に見る子育て支援への期待度・満足度】

項目	分類	期待度順位	満足度順位
身近な医療体制の充実	健康、福祉、医療	1	28
ポイ捨て、不法投棄防止対策	自然環境・生活環境	2	43
地域の防災体制の整備	市民生活の安全・安心	3	29
防犯体制の充実	市民生活の安全・安心	4	31
幼、小、中の教育や環境の充実	子育て・教育環境	5	17
道路などの交通安全対策	道路交通や交通安全	6	38
いじめ、不登校などの相談や支援	子育て・教育環境	7	36
河川や里地里山の再生や保全	自然環境・生活環境	8	22
子育て環境の充実	子育て・教育環境	9	34
高齢者のための施設やサービス	健康、福祉、医療	10	27

※ 平成 21(2009)年 1 月 10 日から 1 月 30 日にかけて実施した市民意識調査の結果です。調査は、住民基本台帳から無作為で抽出した 2,000 人を対象に郵送により行われ、有効回収数は 1,296 通、有効回収率は 64.8%でした。

さらに、平成 21(2009)年 6 月にインターネットを利用して実施した公共施設に関するアンケート調査では、都市公園等を除く不特定の市民が利用できる 22 施設について、「あなたが将来にわたり優先的に維持するべきと考える公共施設を 5

つ選び優先順位を付けてください。」との質問を行いました。

その回答について、回答者ごとに優先順位 1 位の施設については 5 点、2 位の施設については 4 点…5 位については 1 点として得点を付け、集計した結果は、次ページの表のとおりとなりました。

【アンケート結果に見る市民の考える優先度】

(n=302)

順位	施設名	得点	備考
1	図書館	878	
2	中央運動公園	662	
3	文化会館	630	
4	総合体育館	622	更新は 2051 年以降
5	公民館	495	2050 年までに更新を迎えるのは、6 館(ほうらい会館を含めます。)
6	おおね公園	298	
7	保健福祉センター	285	更新は 2051 年以降
8	鶴巻温泉弘法の里湯	107	更新は 2051 年以降

※ 公民館、総合体育館、図書館、保健福祉センター、文化会館、おおね公園、中央運動公園、児童館、鶴巻温泉弘法の里湯、田原ふるさと公園、広畑ふれあいプラザ、サンライフ鶴巻、末広ふれあいセンター、なでしこ会館、曾屋ふれあい会館、曲松児童センター、桜土手古墳展示館、表丹沢野外活動センター、宮永岳彦記念美術館、はだのこども館、中野健康センター、くずはの家、里山ふれあいセンターの 22 施設の中から、得点が 100 点以上となった 8 施設を表記

平成 62(2050)年までに建替えを迎える施設を見ると、中央運動公園とその周辺の施設が上位 3 位までを占め、次いで公民館、おおね公園となっています。

また、平成 63(2051)年以降に建替え時期を迎える総合体育館、保健福祉センター、鶴巻温泉弘法の里湯も上位となりましたが、いずれにしても全市的な利用を図る施設であり、かつ利用者数でも上位を占める施設の多くが、優先して維持すべき施設の上位を占める結果となっています。

② 施設更新の優先度

前述の優先度設定の視点を踏まえ、施設更新の優先度を次表のとおりとします。ただし、この優先度は、「ハコモノ」として維持するという意味ではなく、あくまでもその機能を存続させることを優先的に考えるという意味です。

なお、総合体育館、保健福祉センターなど、平成 63(2051)年以降に更新時期

を迎える施設については、第 1 ステージ(80 ページを参照)では優先度を定めていません。第 1 ステージの進ちよくや社会経済情勢の変化を踏まえ、あらためて試算等を行ったうえで、平成 32(2020)年度までに定める予定である第 2 ステージ以降の基本方針において定めるものとします。

【施設更新の優先度】

区 分	施設の機能	更新の考え方(方向性)
最優先 機能維持を最優先するもの(ただし、公設公営の維持を意味するものではない。以下同じ。)	義務教育	① 少子化による統廃合は必要です。 ② 更新に当たっては、スケルトン方式を採用し、地域ニーズに的確に対応した施設の複合化を進めます。 ③ 地球温暖化防止や高齢社会下における複合施設としての利用に配慮した仕様とします。
	子育て支援	① 幼稚園、保育所、児童ホームの機能の統合を前提に、上記原則に基づいて更新する学校施設への統合を基本とします。
	行政事務スペース	① 事務事業の廃止や PPP(15 ページの脚注参照)の大胆な導入による行政のスリム化を検討します。 ② 民間との合築、民間ビルへの入居などを検討します。
優先 その他の施設に優先して機能維持を検討するもの	アンケート結果など、客観的評価に基づく市民ニーズを踏まえ、計画の中で維持することを優先的に検討する機能	① 財源の裏づけを得た上で、実現の可能性を検証して決定します。 ② 施設の機能を確保することを前提に、最優先の施設の中で実現する方向で検討します。
その他	上記以外の機能	① 施設機能を維持すべきとしたものは、学校・庁舎等の空き空間を活用します。 ② 廃止施設の用地は、原則売却・賃貸し、優先度の高い施設の更新費用に充てるものとします。 ③ 施設廃止に伴うサービス低下を極力防止するため、交通手段の確保や近隣への代替施設の確保などの方策を検討します。

方針3 数値目標

検討委員会では、ハコモノの更新可能面積(理論値)を次のとおり試算しました。

【提言内容】

最近5年(平成16年度～20年度)平均の公共施設更新費用相当分2.5億円(道路・橋りょう等を除く)を今後もハコモノ施設の更新に充てられると仮定し、ハコモノ施設の更新量を50パーセントから100パーセントまでの10パーセント刻みとした場合、今後10年平均(2020(H32)年まで)、20年平均(2030(H42)年まで)、30年平均(2040(H52)年まで)、40年平均(2050(H62)年まで)では、それぞれの更新等経費がどれだけ不足するかを試算し、次表に表しました。

20ページに掲載した今後40年間における起債を活用した場合の負担額446億円(年平均11.2億円)を基にすると、100パーセント更新した場合2.5億円の40年分を差し引き、346億円(年平均8.7億円)が不足し、50パーセントしか更新しない場合でも、20年以上経てば不足が生じることになります。ハコモノの二つに一つの更新を断念するという“痛みを伴う決断”をしても完全に解決ができません。事態はそれほど深刻であるということがわかりいただけるとと思います。

【ハコモノ施設の更新等経費の不足見込み額】

金額 更新量	更新等経費所要額 (億円：A)				差し引き不足額 (億円：A-2.5億円)			
	10年 平均	20年 平均	30年 平均	40年 平均	10年 平均	20年 平均	30年 平均	40年 平均
100%更新	4.2	5.9	7.3	11.2	1.7	3.4	4.8	8.7
90%更新	3.8	5.3	6.6	10.0	1.3	2.8	4.1	7.5
80%更新	3.3	4.8	5.8	8.9	0.8	2.3	3.3	6.4
70%更新	2.9	4.2	5.1	7.8	0.4	1.7	2.6	5.3
60%更新	2.5	3.6	4.4	6.7	0.0	1.1	1.9	4.2
50%更新	2.1	3.0	3.6	5.6	△0.4	0.5	1.1	3.1

※ 建設費35万円/m²で建て替え、従来方式(国県支出分以外は、一定割合で市債を発行し、金利2%で元金3年据置き後、25年元金均等償還)による起債償還額及び一般財源支払額。改修費は、小中学校は学校建設公社への負担金支払額。その他の施設は一般財源の各年度支払額。

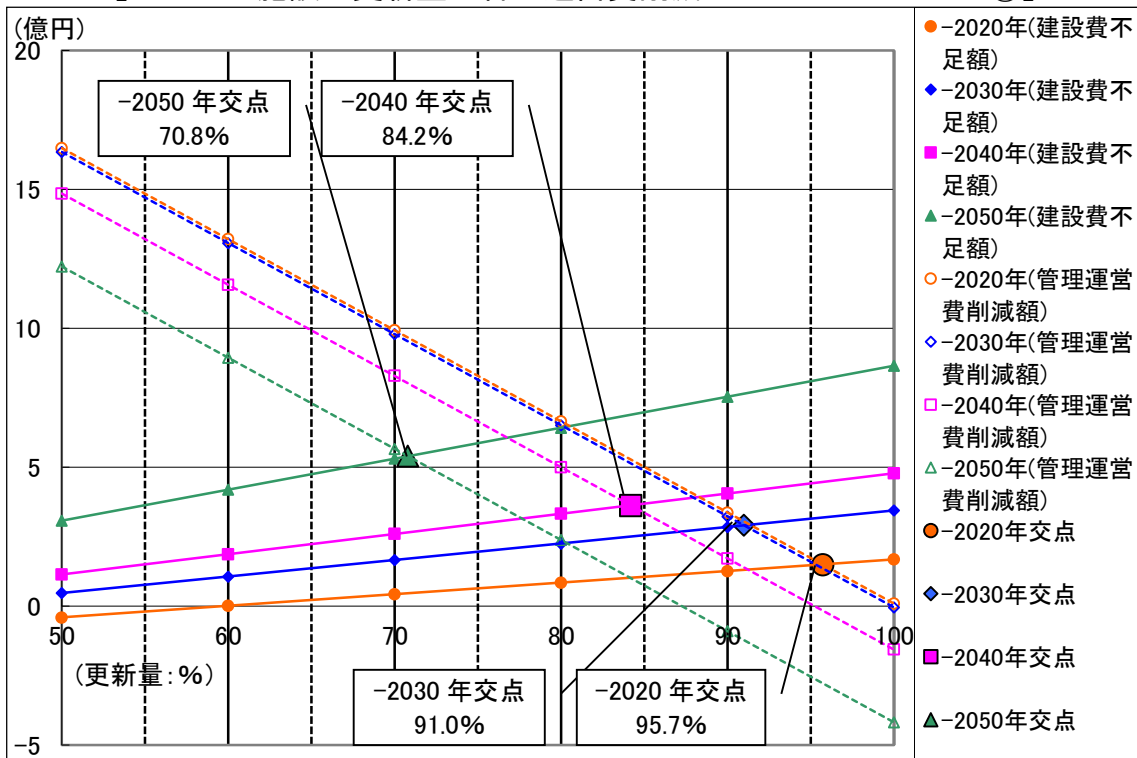
そこで、あくまでもハコモノ施設の更新費用は、現在の管理運営費(H19一般財源負担額約48億円)の中で賄うとの仮定の下、小中学校の校舎を耐用年数どおりに、その時期の児童生徒数に応じて建て替えることを優先し、いつまでにどれくらいの

ハコモノ施設の更新量を削減すれば、削減した施設にかかっていた管理運営費用で他のハコモノ施設の更新費用を賄えるのかをシミュレーションしたものが、次図になります。

実線は、今後10年間(～2020(H32)年)、20年間(～2030(H42)年)、30年間(～2040(H52)年)、40年間(～2050(H62)年)での施設の更新量(50、60、70、80、90、100%の6段階。以下同じ。)に応じた年平均の更新等費用の財源不足額を表したものであり、点線は、それぞれの期間までにおける施設更新量の削減により見込まれる管理運営費用の年平均の削減額(小中学校 8,547 円/㎡・その他の施設 28,379 円/㎡)の合計を表したものです。

この実線と点線の交点が、両者の数字が一致する点であり、その横軸の値が、その期間までにおける更新量の目安とすることができると考えられますが、結果は、次図のとおり、2020(H32)年までの更新量 95.7 パーセント(4.3 パーセント削減)、2030(H42)年までの更新量 91.0 パーセント(9.0 パーセント削減)、2040(H52)年までの更新量 84.2 パーセント(15.8 パーセント削減)、2050(H62)年までの更新量 70.8 パーセント(29.2 パーセント削減)となりました。

【ハコモノ施設の更新量と管理運営費削減のシミュレーション①】



※ 建設費不足額：更新量による建設費用財源不足額(年平均額)
 管理運営費削減額：面積削減による管理運営費用削減効果
 (年平均額：削減面積×H19実績単価(総額/総面積)/2)

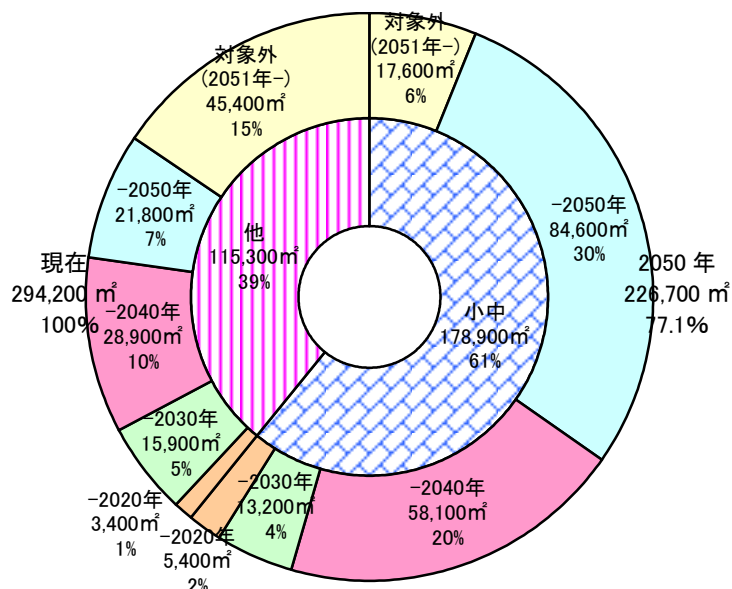
このシミュレーションの結果のとおりハコモノ施設を更新した場合の現在の施設量と、2050(H62)年の施設量とを比較したものが次図になります。

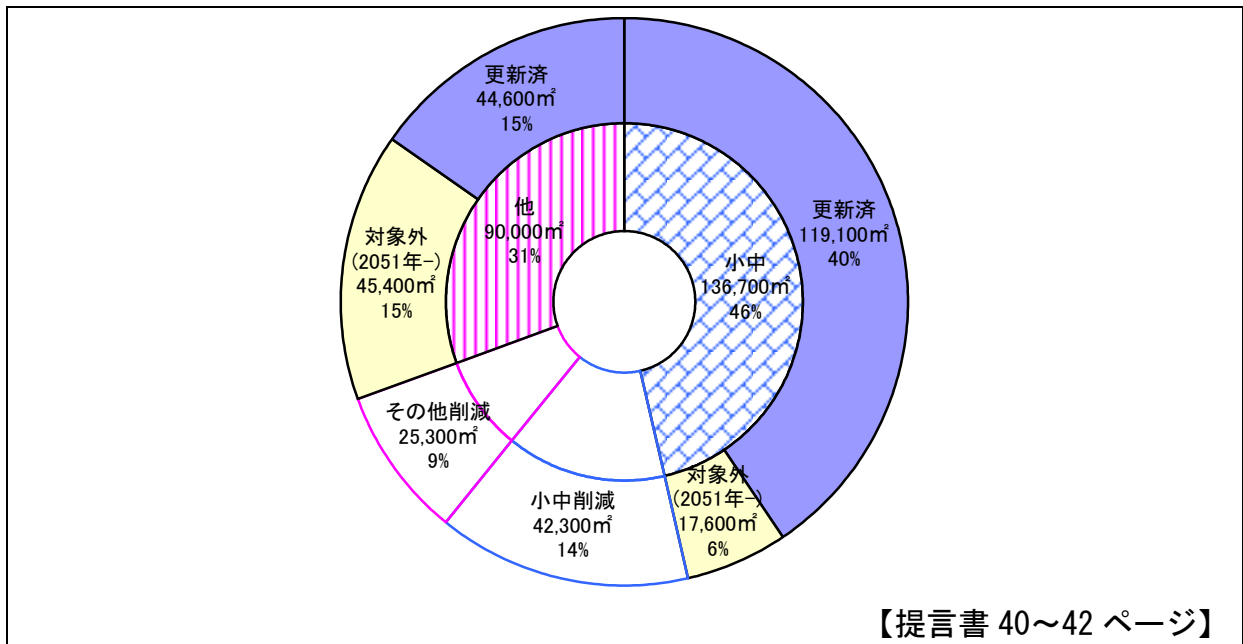
今のとおりの管理運営を続けていけば、小中学校の建替えを優先すると、小中学校以外の施設の 69,900 平方メートルのうち、25,000 平方メートル以上(およそ 36 パーセント)、全体としては 23 パーセントを削減していかなければならなくなりますが、2050(H62)年までに建替えを迎えるハコモノ施設の中には、市役所や消防本部を始めとして、幼稚園や保育園、文化会館、図書館、公民館など、多くの市民の生活に影響を与える施設がたくさん含まれています。

このうち、文化会館、図書館、公民館(ほうらい会館を含む 6 館)、おおね公園の 4 施設を合わせると、年間延べ 80 万人以上の利用者がいますが、この施設だけで約 20,300 平方メートル、全体のおよそ 29 パーセントを占め、これに市役所や消防の庁舎を加えると約 35,700 平方メートル、全体のおよそ 51 パーセントとなります。さらに幼稚園・保育園を加えれば、その総面積は 51,400 平方メートルとなってしまう、シミュレーションの結果による更新が可能な施設量の 44,600 平方メートルを上回ってしまうこととなりますが、これが現実です。

秦野市が保有する現在のハコモノ施設の 60 パーセント以上は、義務教育施設が占めています。それを優先的に維持しなければならないことを考えれば、すでに、ハコモノ施設は維持すべきものという方針が現実的にはありえなくなっていることが理解できると思います。

【シミュレーションの結果によるハコモノ施設削減イメージ】
 《現在》 《2050(H62)年》





この提言内容による更新施設の削減量を目安とし、方針 2 に定めた優先度に従いながら、あらためて削減目標を計算したものが次ページの表となります。

結果として、提言内容にある試算結果よりも削減量が多くなりますが、本方針では、これを数値目標として設定することとします。

提言内容と比較して削減量が多くなった理由は、提言では、義務教育施設以外の優先順位は考慮せずに、床面積当たりの管理運営費を平均額でシミュレーションしていますが、優先度に従って更新する施設を想定した場合、子育て支援施設などの優先度の高い施設は、実績による床面積当たりの管理運営費が平均額より高い施設が多く、それらを将来にわたり維持するためには、より多くの金額が必要となる見込があることから、理論値よりも多くの面積の削減を進める必要があるためです。

ただし、理論値よりも多くの更新面積の削減を行ったとしても、委員会からの提言の中では見込めていた目標達成により生まれる 63 億円は、まったく見込めない状況になっています。したがって、税込減による財源の減少等に対応するためには、数値目標の達成に加えて、再配置の視点 4(72 ページ参照)で後述する更新する施設の管理運営費の削減努力は、行わなければならないことは必須条件となります。

【公共施設(ハコモノ)更新量の削減に関する数値目標】

項目			年次				合計
			2011-20	2021-30	2031-40	2041-50	
削減目標 【※1】	学校	面積(㎡)	△900 (※5)	1,400	15,200	26,500	42,200
		割合(%)	△0.5	0.9	9.4	16.5	26.2
	その他	面積(㎡)	2,200	5,100	13,300	9,600	30,200

		割合 (%)	3.2	7.3	19.0	13.7	43.2
	合計	面積 (㎡)	1,300	6,500	28,500	36,100	72,400
		割合 (%)	0.6	2.8	12.3	15.6	31.3
①	建設費等削減効果見込額 (億円)【※2】		4	7	26	51	88
②	管理運営費削減効果見込額 (億円)【※3】		29	32	72	126	259
③	現状での不足見込額 (億円)【※4】		17	52	75	202	346
	目標達成による過不足 (億円：①+②-③)		16	△13	23	△25	1

※1 削減目標の割合は、2050年までに建替え時期を迎える施設面積に対する割合です。

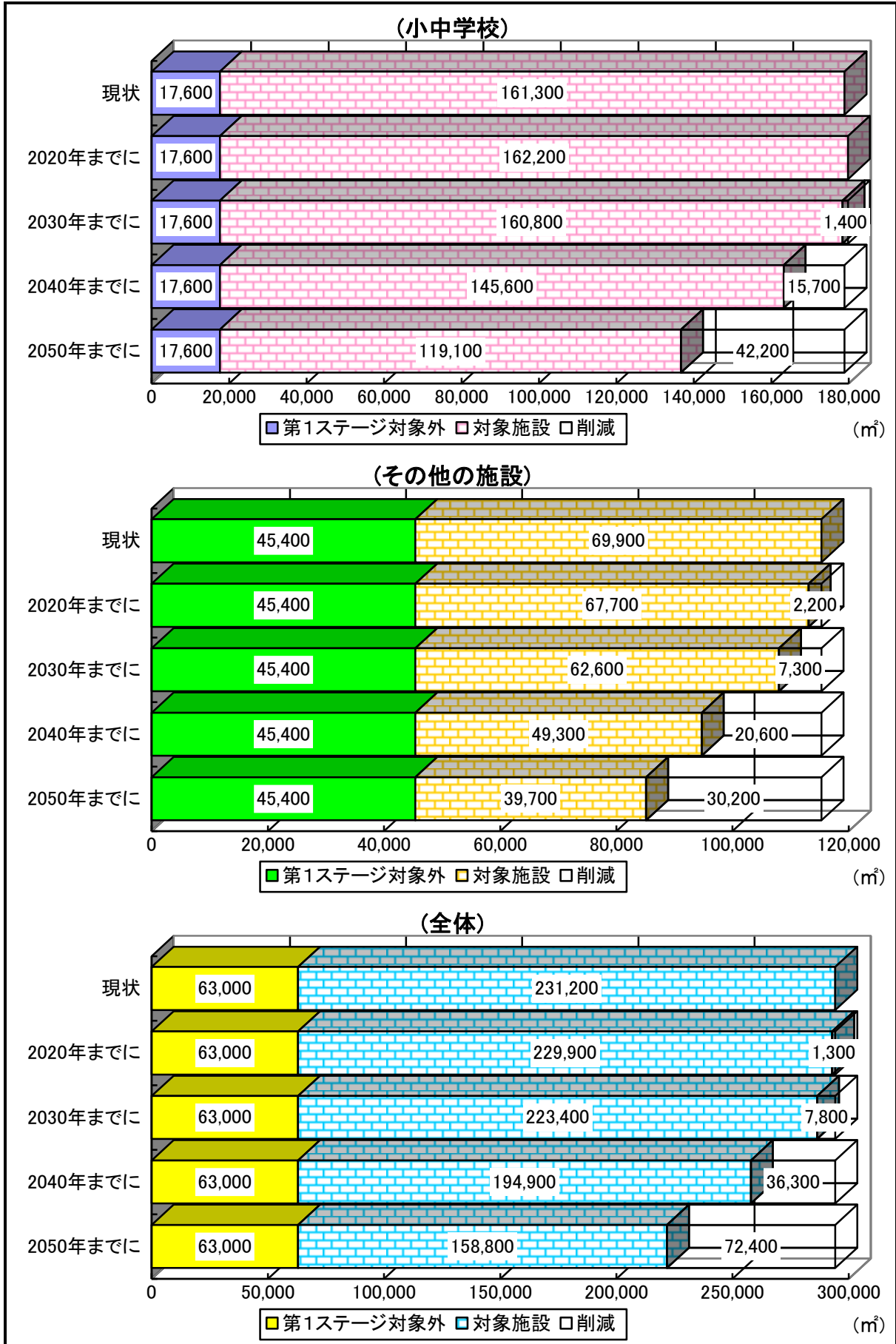
※2 全ての施設の建替えを行った場合と更新する面積だけの建替えを行った場合(ともに単価は35万円/㎡)の公債費等の差額です。

※3 更新しない施設にかかっているH19年度の管理運営費の平均額(小中学校8,500円/㎡、その他の施設28,400円/㎡)を基にした算定です。

※4 全ての施設を35万円/㎡で建替えた場合の公債費等の不足額です(28ページの図参照)。

※5 この間に3校の小中学校の体育館が建替え時期を迎えますが、文部科学省が定めている標準面積は、現在の体育館の面積より大きいため、児童生徒数の減少分を差し引いても、建替えにより面積が拡大するものです。

【数値目標によるハコモノ施設削減イメージ】



【2050年までに建替え時期を迎える義務教育施設以外の主な施設】

種別	施設名	床面積(m ²)	面積計(m ²)
生涯学習	文化会館	8,300	31,200
	図書館	3,700	
	おおね公園	2,000	
	公民館	6,300	
	曾屋ふれあい会館	800	
	児童館	2,600	
	表丹沢野外活動センター	1,900	
	はだのこども館	1,500	
	曲松児童センター	700	
	サンライフ鶴巻	1,400	
	中野健康センター	700	
	桜土手古墳展示館	900	
宮永岳彦記念美術館	400		
庁舎	秦野市役所	10,000	15,400
	消防庁舎	3,300	
	車庫・待機室	1,600	
	清掃事業所	500	
幼稚園・保育園		15,700	15,700
福祉	老人いこいの家	700	2,900
	広畑ふれあいプラザ	1,600	
	末広ふれあいセンター	600	
市営住宅		1,300	1,300

方針4 再配置の視点

公共施設の再配置は、検討委員会による提言の内容、本市の置かれている現状や将来の行財政運営に関する各種の推計、秦野市公共施設白書に記載している各施設の現状と課題等を踏まえ、次の5つの視点に基づき進めるものとします。

再配置を進めるための5つの視点

「備えあればうれいなし」

視点1 将来を見据えた施設配置を進めます

「三人寄れば文殊の知恵」

視点2 市民の力、地域の力による再配置を進めます

「三方一両得」

視点3 多機能化等によるサービス向上と戦略的経営を進めます

「無い袖は振れぬ」

視点4 効率的・効果的な管理運営を進めます

「転ばぬ先の杖」

視点5 計画的な施設整備を進めます

「備えあればうれいなし」

視点 1 将来を見据えた施設配置を進めます

1 量から質への転換

本市の公共施設は、拡大する行政需要や市民ニーズに対応して整備を進めてきましたが、時代とともに市民ニーズは変化し、施設に求められる機能も変化します。

今後は、一つの機能のために一つの施設が必要という従来の考えから脱却（施設と機能を分離）し、「施設の維持」から「機能の維持」に発想を切り替えるとともに、「市が施設を設けなければ提供できないサービスであるのか」の視点から、必要な施設の規模と機能を確保した中で、提供する市民サービスの質の向上に努めます。

2 柔軟な施設の配置区分

施設の再配置に当たっては、合併前の旧町村の行政区域や小中学校区、大字などに基づき、すべての地域に等しく配置するという考え方を切り替え、施設の機能や性質、施設間の距離や交通利便性、地形等から施設の過不足や配置バランスを検討します。さらに、市域を超えた広域的な利用範囲も視野に入れた柔軟な配置を検討します。

3 施設評価に基づく再配置の方向性

公共施設白書を定期的に更新しながら、施設の利用状況に基づく費用対効果や老朽化・耐震性の状況、改修・建替え等の将来負担などの分析、さらに施設規模のスケールメリット(規模を大きくすることで得られる効果)や提供サービスの将来需要を含めた評価を行います。

そして、方針 2 で定めた更新の優先度及び方針 3 で定めた数値目標に従いながら、評価結果を加味して施設統廃合の時期や方法など、各施設の再配置の方向性を決定していくものとします。



「三人寄れば文殊の知恵」

視点2 市民の力、地域の力による再配置を進めます

1 市民とともに考える公共施設の未来

より多くの市民が、自らの住む街の現状をとらえ、そして将来の姿を自らが考え、その実現のために自らが積極的に行動する社会への転換が進みつつあります。

公共施設についても、公共施設白書などにより様々な情報を積極的に発信し、施設を支え、そのサービスを楽しむ市民自らが将来のあり方を考える機会の拡大に努めます。

2 地域対応施設の地域による運営

現在の全ての施設サービスを現状のまま維持し、継続していくことは、事実上不可能な時代がすぐそこまでやって来ています。

小規模な地域対応施設を中心とした施設サービスは、地域住民の自発的な意思による運営を可能とし、地域にとって必要となる公共施設サービスの提供・維持に努めます。

また、自治会館などのように、公の施設ではなくても、地域住民の活動のために利用されている施設については、公の施設としての役割を担えるよう支援を行うとともに、受益者が限定され、かつ全市的に利用又は配置されていない施設については、地域への移譲を進めるための関係条例等の整備を行います。

3 より多くの市民の声を活かした施設運営

公共施設は、多くの市民に利用されてはいますが、義務教育施設を除けば、その利用頻度は様々です。

公共施設のあり方を検討するに当たっては、公共施設を利用する市民はもちろんのこと、利用頻度の少ない市民の声も広く聴く機会を設け、より多くの市民が納得できる公平な施設運営を行うよう努めます。

また、「再配置」イコール「サービスの低下」となることのないよう、より多くの施設の利用者の声を活かした施設の運営に努めます。



「三方一兩得」

視点3 多機能化等によるサービス向上と 戦略的経営を進めます

1 既存の枠組みを超えた施設の多目的利用

既存の枠組みによる分類や仕分けをなくし、全市的、総合的な視点から、施設や設備等の共用による多目的な利用の可能性や効果について検討し、柔軟性を持った施設活用による多機能化を進めます。

特に、相当の規模がある公共施設(学校、庁舎等)を核として公共施設の複合化を進め、吸収される施設の共用部分を削減することにより、吸収される施設の面積を削減します。このことにより、機能を維持しながら更新面積を減らす効果を生み出します。

【提言内容】

② 複合化の効果

さらに、できるだけ多くの公共施設の機能を維持しながら、更新面積の削減を図るための手法として、その他の施設を小中学校に複合化することにより、共用部分等の削減がどれだけ図られるかをシミュレーションしてみました。

その結果は、次図に表したとおり、現状では、秦野市のハコモノ施設の面積は、学校とその他の施設が3対2の割合で存在します。そして学校には、低未利用のスペース(少子化により生まれた文部科学省の基準を上回るスペース)が現状で20パーセント存在していることから、その面積相当分のその他の施設をそのスペースに複合化することにより、理論上は共用部分の削減が図られ、その他の施設の面積が200から135(学校と共用している面積含む)に減少(約33パーセント減少)させることができるという試算結果が出ました。

【共用化の効果のシミュレーション】

		《現 状》			➔	《複合化後》			
		学校	その他	合計			学校	その他	合計
コア (※1)	利用中	120	100	220	コア	利用中	120	70	190
	低・未 利用	30	0	30		低・未 利用	30	0 (左を利用:A)	30
共用 (※2)	変動的	75	50	125	共用	変動的	75	35	110
	固定的	75	50	125		固定的	75	0 (左を共用)	75
合計		300	200	500	合計	300	105 (A含め135)	405	

※1 「コア」とはその施設の機能として使うスペース。学校であれば教室、公民館であれば貸部屋をいいます。また、「利用中」は現に利用しているスペース、「低・未利用」は現に利用していないなどの利用が低調なスペースをいいます。

※2 「共用」とは、施設の機能を活かすために必要なスペース。玄関、給湯室、階段、廊下、倉庫などをいいます。また、変動的とは、コアが増えれば同様に必要となるもの。固定的とはコアが増えても必要ないものをいいます。

※3 コアと共用の比率は50：50とし、共用変動的はコアの2分の1と仮定する。

【提言書50ページ】

また、利用者を限定していた施設については、法令等による制限や施設の運営状況から設置目的外の活用が不適当な場合を除き、施設の運用方法や利用要件等の見直しを行い、利用制限の緩和・廃止を進めます。

2 施設の統廃合

優先順位の低い施設については、原則的に統廃合の対象とします。その際には必要な機能を周辺公共施設等に確保することや代替サービスの提供によって、サービスが低下しないよう努めます。

なお、廃止する施設は、売却・賃貸や公共事業の代替地、又は公設公営に変わる民設民営のサービスのために活用します。また、地域の集会施設等としての利用が多く地域と密着した施設は、地元への譲渡を基本とします。

3 地域コミュニティ拠点の総合化

市民に最も身近な公共施設である小中学校や公民館等については、地域における役割、あり方を位置付けた上で、周辺の公共施設を積極的に取り込み、まちづくり支援機能や地域コミュニティの拠点とする総合化を進めます。

* 公民館の総合的な施設への移行

公民館においては、本来の生涯学習機能に加え、連絡所機能などの様々な機能が併設されています。今後は併設ではなく、施設形態を新たに、地域コミュニティのための総合的な施設への移行を検討します。

* 小中学校の多目的な利用

公民館の総合的な施設への移行と連携して、学校教育に支障のない範囲で学校開放事業の取組みを拡充し、地域施設としての利活用に取り組みます。

4 戦略的経営の推進

民間のノウハウを活かした新たな施設サービスを積極的に提供し、利用者の拡大を図るとともに、中長期的な資金計画に基づいた施設の経営基盤の確立を進めます。

「無い袖は振れぬ」

視点4 効率的・効果的な管理運営を進めます

1 効率的な施設サービスの提供

行政目的の達成のために必要性の高い施設サービスであっても、施設の設置や運営に必要な経費の多くが市民の税金によって賄われており、貴重な予算を際限なく投入するわけにはいきません。

多くの市民が利用しやすい施設とするため、利用者の意向や実態、費用対効果などを的確に把握し、開館時間や開館日などについて、柔軟かつ弾力的に対応することによって利用率や稼働率の向上に努めるとともに、施設の設置目的や業務内容等を整理した上で、民間活力の活用や受益者負担の適正化を推進します。

2 民間活力の積極的な活用

民間の知識やノウハウを活用することによって、サービスの向上やコストの削減が図られる施設については、民間事業者等を活用することによる効果と課題、公的関与の必要性等を検証した上で、指定管理者制度の導入や民間施設への移行など、PPP(公民連携:15ページの脚注参照)の活用を進めます。

特に、地域団体や公益法人、その他公的な団体の運営がふさわしい施設は、団体が主体となった運営や施設の譲渡等を積極的に進めます。

また、直営での運営が望ましい施設においても、民間委託すべき業務を抽出し、課題を整理しつつ業務委託を進めるとともに、広告やネーミングライツ(公共施設の命名権)の積極的な利用により、施設の管理運営費に充てる収入を得ます。

3 適正な受益者負担の推進

施設を多く利用する人と利用頻度の低い人との負担の公平性を保つ観点から、サービス提供に伴う経費と利用者負担を比較検討し、適正な受益者負担となるよう施設使用料や手数料等を見直します。なお、同一目的や類似の施設にあっては、原則として適用区分や基準等の統一化を図ります。

また、受益者が明らかな個別のサービスでありながら、無料又は減額としている使用料等については、その妥当性を検証し、負担の公平性を確保します。

4 低・未利用地の整理、既存の土地や建物の活用

将来的に行政需要が見込まれない市有地は、賃貸や売却等を行うことにより歳入の確保に努め、施設の改修や更新費用に充てることとします。

また、新たに用地確保が必要な施設整備や基盤整備を行う場合は、原則的に周辺施設を集約することによる跡地の売却益や未利用地を有効活用するなど、市有財産

の資産活用を図ることによって財源を捻出することとします。

5 未来を見据えた財政上の余力

上記 1～4 を踏まえ、PPP(公民連携:15 ページ脚注参照)や PRE(公的不動産の適切なマネジメント)の概念の積極的な導入等により、更新する(機能を維持する)施設であっても、建設費及び管理運営費の 10 パーセント以上に当たる 245 億円を削減し、この先 40 年間で次表のとおり 120 億円の余力を生み出します。

【財政上の余力を生み出す内訳】

区 分		金額
① 現状での施設維持費用不足見込額		△346 億円
② 数値目標の達成による建設費削減見込額		88 億円
③ 数値目標の達成による管理運営費削減見込額		259 億円
④ 目標達成による過不足【①+②+③】		1 億円
⑤ 生産年齢人口の減少による管理運営費減少見込額(※1)		△126 億円
⑥ PPP 等の概念の積極的導入、LCC 削減等による削減見込額	建設費(※2)	36 億円
	管理運営費(※3)	209 億円
⑦ 向こう 40 年間ににおける財政上の余力【④+⑤+⑥】 (41 年目以降も持続可能なサービスとするための財源)		120 億円

※1 H19 管理運営一般財源 48 億円/H19 自主財源歳入 302 億円＝15.9%

生産年齢人口減の影響△0.9 億円/年(P10 参照)×15.9%＝△0.14 億円/年減少と試算

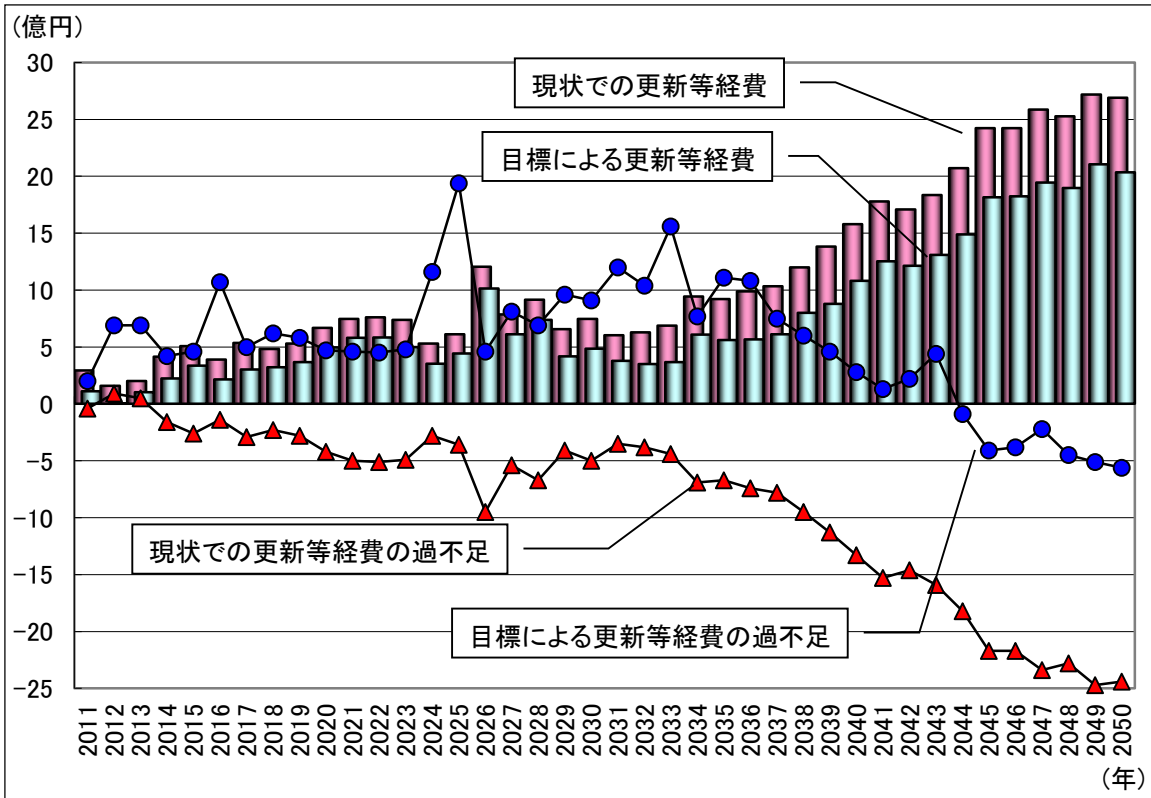
※2 (現状の更新等経費 446 億円－面積減による削減額 88 億円)×10%

※3 209 億円/現状の管理運営費 48 億円×40 年間＝10.9%≥10.0%

ただし、次ページの図を見ても明らかとなっており、目標を達成したとしても、平成 56(2044)年以降は更新等の経費に不足が生じる見込みです。第 1 ステージ(80 ページを参照)では、負担額のピークである 40 年先までを見据えた基本方針を立てていますが、その先も、平成 62(2050)年までに更新を行った施設の費用だけで 10 年以上は公債費の負担が高い状態が続きます。これに加え、総合体育館や保健福祉センターなど存続に対する市民のニーズが高く、床面積の大きい施設は、41 年目(平成 62(2050)年)以降に更新の時期を迎えます。

したがって、この財政上の余力は、50 年、60 年先を見据えて、また、現状では予期できない超高齢社会下における財政状況の悪化に備えるために必要となるものであり、この余力で優先度の低い施設を更新できるわけではありません。

【ハコモノ施設の維持・更新にかかる負担額の比較】



「転ばぬ先の杖」

視点5 計画的な施設整備を進めます

1 将来を見据えた計画的な維持補修

建替え等に伴う建設コストを軽減するためには、一つひとつの施設をできる限り長く利活用することが必要となります。

従来の老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う事後保全から、定期的な点検や耐震性・劣化度調査等に基づいた計画的な改修を行う予防保全に転換し、施設の安全性や快適性の確保も図ります。

なお、老朽化した施設は安易に補修や建替えをせずに、施設の存続期間や将来的な需要を踏まえたうえで、大規模なリフォームや施設廃止などを視野に含めた検討を行います。

2 建替え手法

増改築等による施設整備を行う場合には、多様なサービスを一つの施設の中で提供できるよう、施設の複合化・多機能化を進めることを基本とするとともに、将来の利用形態の変更に、柔軟に対応できる構造・仕様とします。

このため、複合化の核となる施設の建替えに当たっては、スケルトン方式による建替えを行います。

スケルトン方式とは、次ページの図に表したとおり、建物の柱や骨組みで構造を支え、仕切り壁などは簡易なものにすることより、必要に応じて、部屋の大きさや形を変更できる方式をいいます。

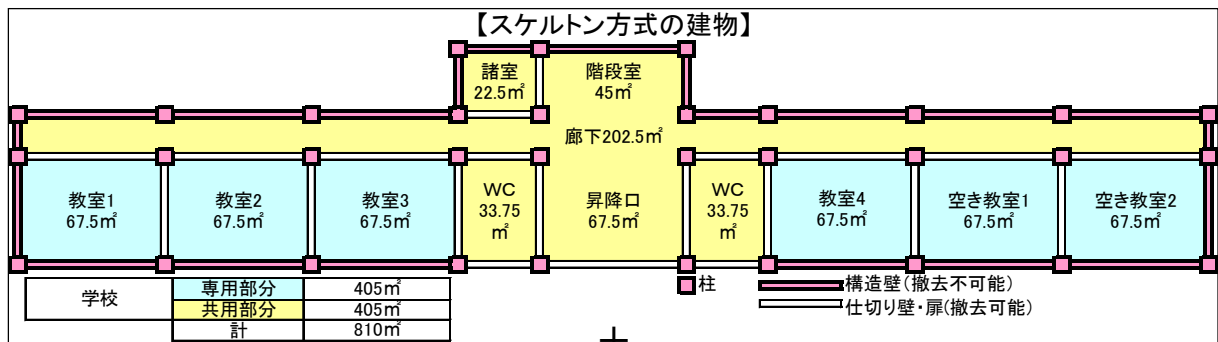
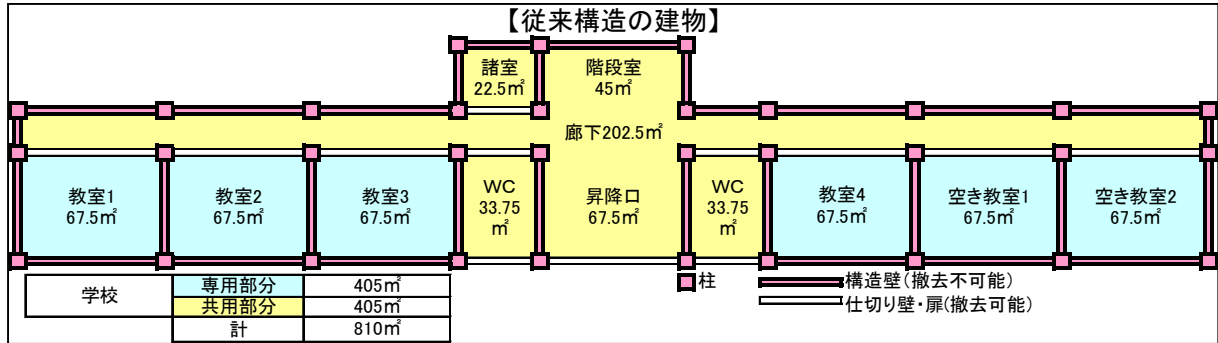
この方式を採用することにより、少子化の進行により生まれる学校などの核となる施設のスペースを、地域の実情や要望に合わせ、生涯学習、高齢者福祉や子育て支援の機能に変更していくことが低予算で可能となります。

3 計画的な大規模施設の改修や建替え

多額の費用が必要な学校施設や庁舎等の大規模な施設の改修や建替えについては、早い段階から個別に検討組織等を設置し、施設のあり方やPFI(15ページの脚注参照)等の整備手法、その後の管理運営手法などを含めた新たな事業手法について十分な検討を行い、計画的な施設の更新に取り組みます。

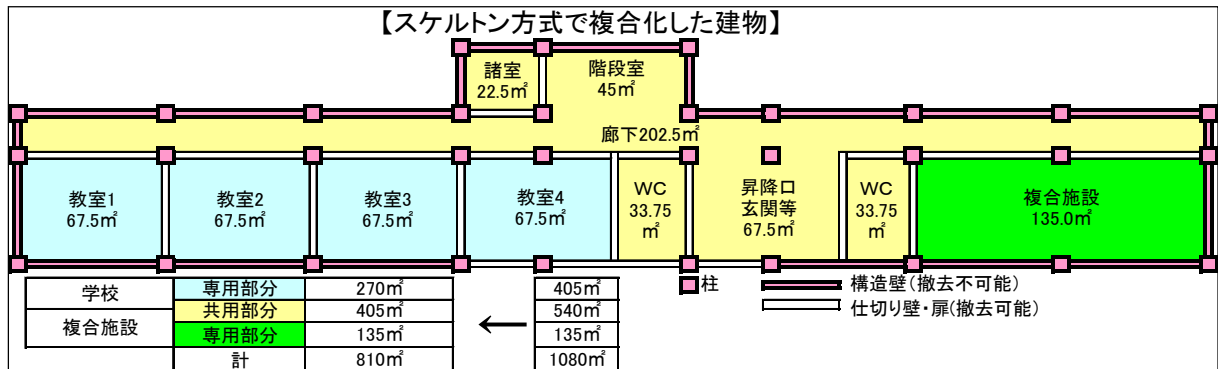
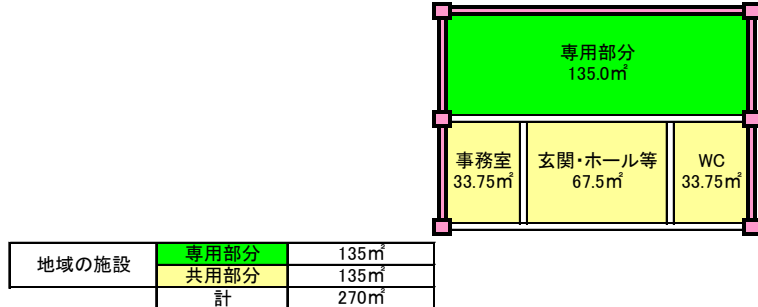
また同時に、財産の売却などで得られる収入や一般会計から一定額を施設整備基金として積み立てることなどにより、施設更新時の財源確保を図ります。

【スケルトン方式による複合化の概念図】



+

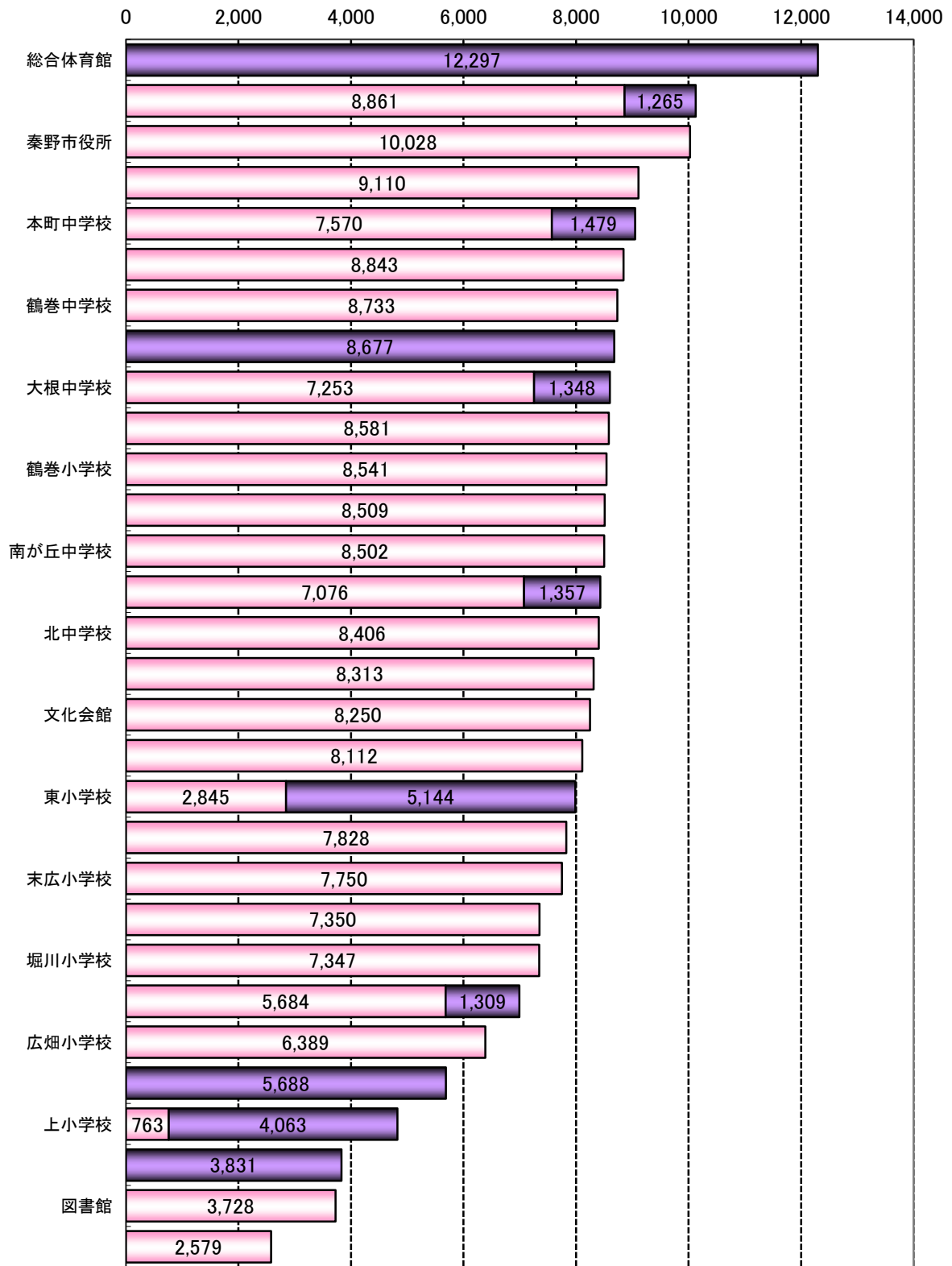
【上記建物に複合化される地域の施設】



※ あくまでも概念として描いたものであり、構造計算に基づくものではありません。

【延べ床面積上位施設】

(㎡)



□2050年までに建替え ■2051年以降に建替え

4 更新単価とコスト低減、環境性を優先した設計

単純に更新単価を引き下げれば、より多くのハコを残すことができ、できる限り現状どおりとすることができます。

しかし、前記のとおり、学校施設等の建替えに当たってスケルトン方式を採用し、多くの施設の機能が複合化された地域の核となることを想定したとき、そこには、従来の児童生徒に加え、乳幼児や高齢者が多く集まることとなります。

そうした施設が、効率的な更新のみに注目し、必要最低限の仕様しか備えていない施設であった場合、それが本当に多くの市民の望む姿であるかということには、疑問が残ります。

また、地球温暖化防止の視点も忘れることはできません。断熱性が低く、空調設備に頼り切りにならざるを得ないような仕様であった場合、それが果たして範を示すべき公共の建築物としてふさわしいものとはいえないと考えます。

そこで、施設の更新に当たっては、適正な建築性能と省エネ・低炭素性の高い設備を設置すると同時に、施設の更新単価は、35万円/㎡以下とします。

ただし、施設の建替え及び改修に当たっては、イニシャルコスト^(※1)及びランニングコスト^(※2)並びに環境性を常に意識するとともに、部材や機器は、将来においても入手が容易な市販規格品である省エネルギータイプを導入、さらには、将来普及が進み、コスト低減が見込める場合には新エネルギー^(※3)タイプも導入するなど、LCC(ライフサイクルコスト^(※4))の低減を優先するとともに、地球温暖化対策の促進の観点からLCCO₂(ライフサイクルCO₂^(※5))の低減にも取り組みます。

また、施設管理において蓄積したノウハウを取り入れた設計の標準仕様を作成し、長期にわたる全庁的な取組みとなるように努めます。

※1 「イニシャルコスト」とは、建築物などを建てる時にかかる設計料、建設工事費などの初期費用のことをいいます。

※2 「ランニングコスト」とは、保守点検や修繕の費用、光熱水費など、建物を維持管理していくのに必要なコストのことをいいます。

※3 「新エネルギー」とは、太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーを「新エネルギー」と呼んでいます。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」として、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されています。(経済産業省関東経済産業局HPより)

※4 「ライフサイクルコスト」とは、設計から建設、維持管理、解体までに要するすべての費用のことをいいます。

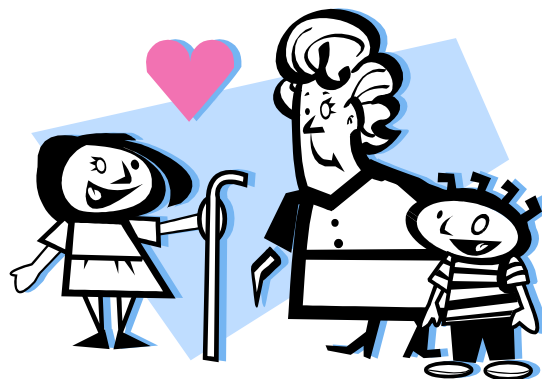
※5 「ライフサイクルCO₂」とは、建築に起因するCO₂排出量を算出するために、建物寿命1年あたりのCO₂排出量を評価する手法のことをいいます。

5 一元的な管理運営と計画の進行管理

この基本方針に基づき再配置を進めていくためには、前提として、所管省庁の違いによる組織の縦割り意識や、本市におけるハコモノ施設の管理運営にかかる人的あるいは物的資源の分散という課題を解決する必要があります。

そこで、今後定める再配置に関する計画の進行管理を行うことも含め、組織内に一元的な管理運営体制を築きます。

また、計画の進行管理には、第三者の視点は欠かせません。計画の進行状況をチェックし、内容の評価を行う第三者機関を設置し、定期的な進行状況のチェックを行います。



第4章 ハコモノを練る

[公共施設再配置計画(仮称)の策定]

- 1 構造及び期間 P80
- 2 計画のコンセプト P81
- 3 第1期基本計画 P81
- 4 実行プラン P82
- 5 計画の位置付け P82



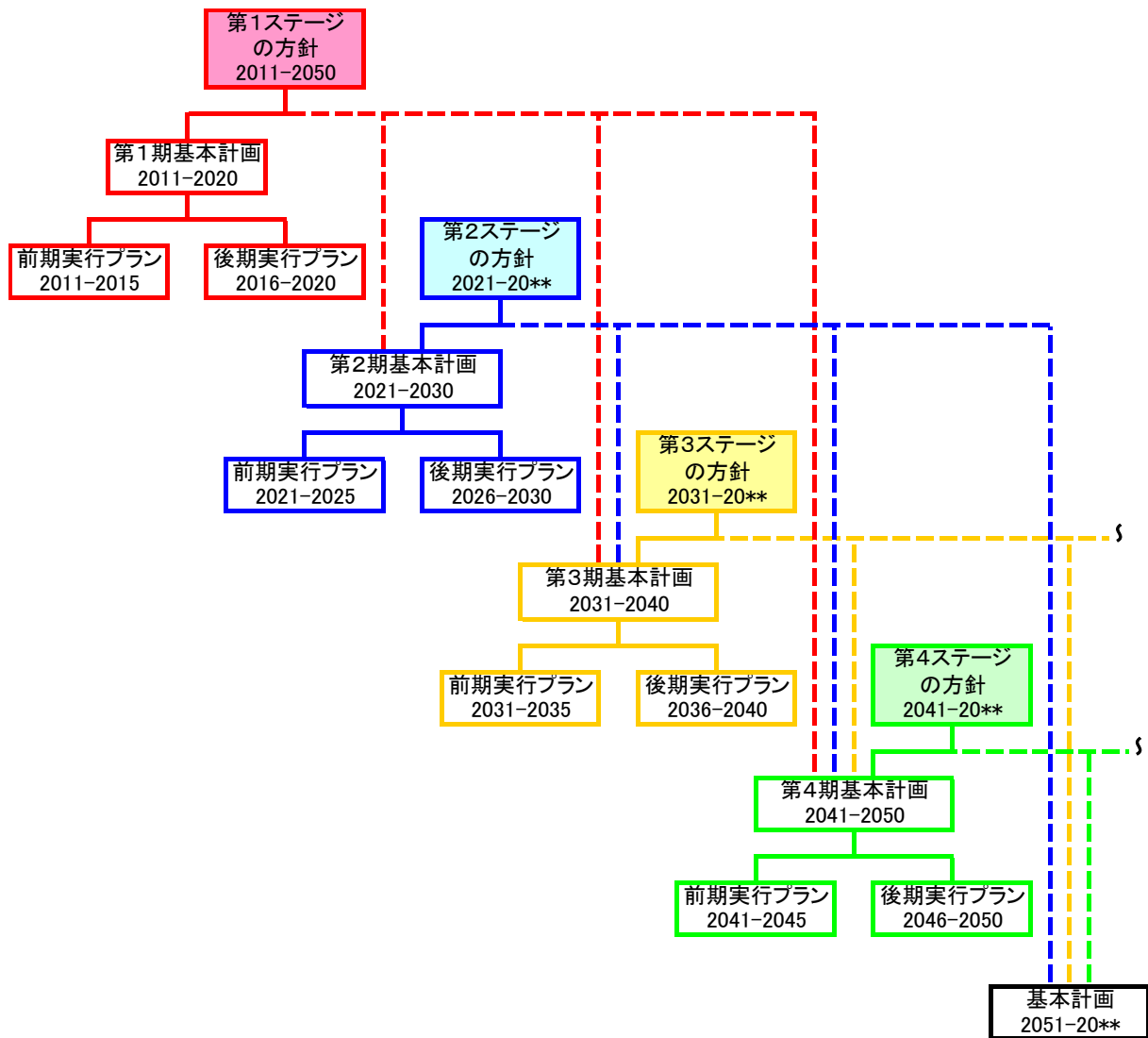
計画は、各種の試算結果や本市の公共施設の老朽化の度合い等を考慮すると、中長期的に、かつ継続的に見直しながらかつ取り組んでいく必要があります。

したがって、次図に表したとおり、第1ステージとして平成23(2011)年度から平成62(2050)年度までの40年間を見据えた方針を定め、10年ごとの基本計画と前後5年に期間を区切った実行プランの3層構造とし、方針は、時代の情勢に合わせて、10年ごとに見直します。

なお、第1期基本計画の策定に当たっては、検討委員会による議論とその結果に基づく提言を尊重するものとします。

さらに、これに加え、すでに実施したアンケート調査の結果はもとより、Eメール(電子メールを利用して計画検討に加わる市民委員)からの意見、出前講座等を通じ、税や使用料の負担、管理運営への協力や参画など、公共施設を支えているより多くの市民の多様な意見にも耳を傾けながら策定作業を進めるものとします。

【計画の構成図】



2 計画のコンセプト

第1ステージでは、第1期から第4期の基本計画に、人口推計を基に次のコンセプトを置き、計画の全体像を明らかにするものとします。

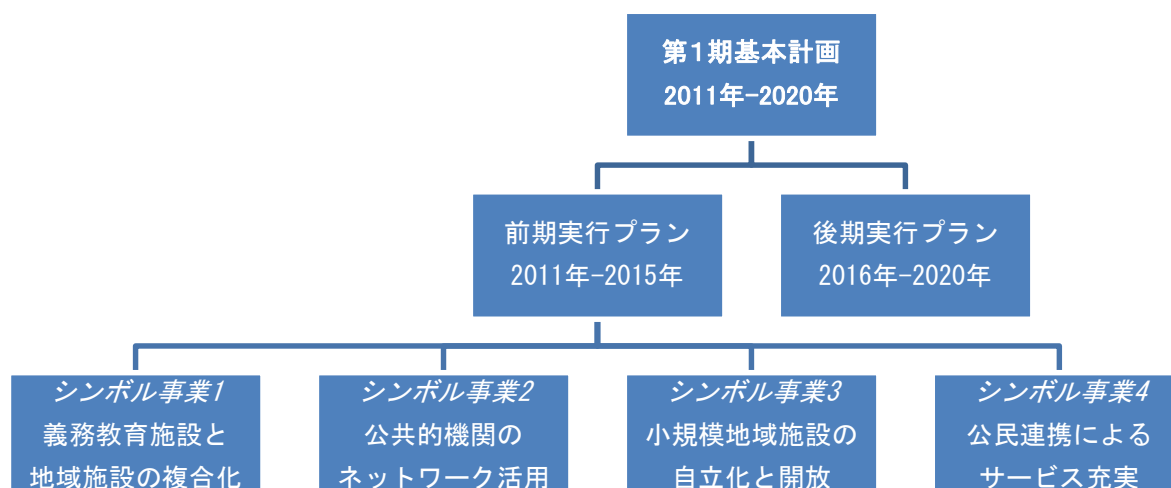
機能はできるだけ維持しながら量を減らし
持続可能な行政サービスを実現する

3 第1期基本計

基本計画では、計画の対象となる施設の全てについて、個別にあるいは種別に、再配置を行うために必要となる事項を定めるものとします。

なお、再配置のシンボルとなる事業として、「義務教育施設と地域施設の複合化」、「公共的機関のネットワーク活用」、「小規模地域施設の自立化と開放」、「公民連携によるサービス充実」を掲げ、前期実行プランの期間内に重点的に取り組むものとします。

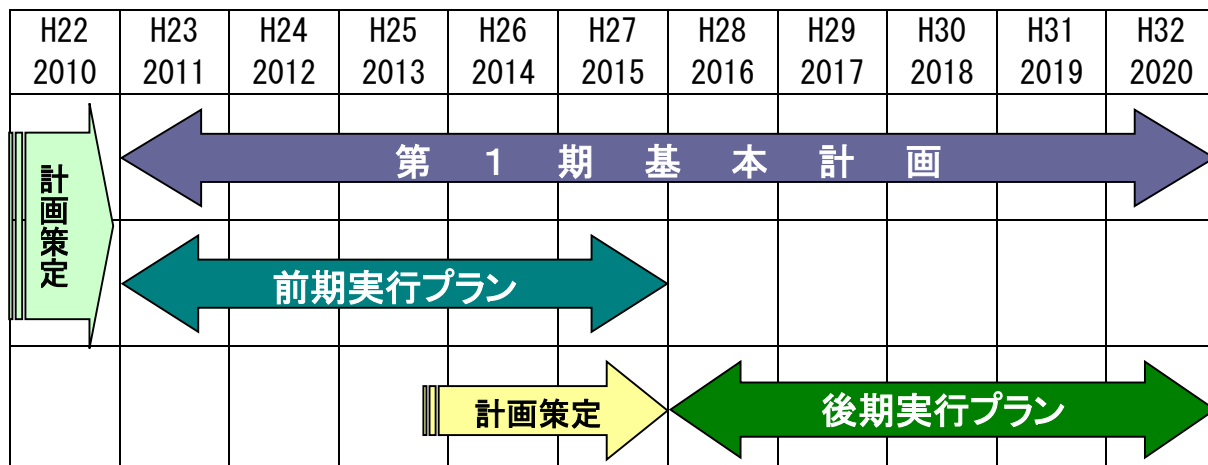
また、このことにより、公共施設の再配置が進むことが、一概に市民サービスの低下につながるものではないことを市民にアピールするものとします。



4 実行プラン

基本計画に掲げる事業について、前期 5 年の間に実行するものと、後期 5 年の間に実行するものを選別し、次期行革プランと合わせ、平成 22(2010)年度末までに、前期実行プランを定めるものとします。

また、後期実行プランは、前期実行プランの進ちょくや前期プランの実行により浮かび上がる課題を把握しながら、平成 27(2015)年度末までに定めるものとします。



5 計画の位置付

再配置を進めるに当たり最も重要なことは、実行性の確保にあるといえます。

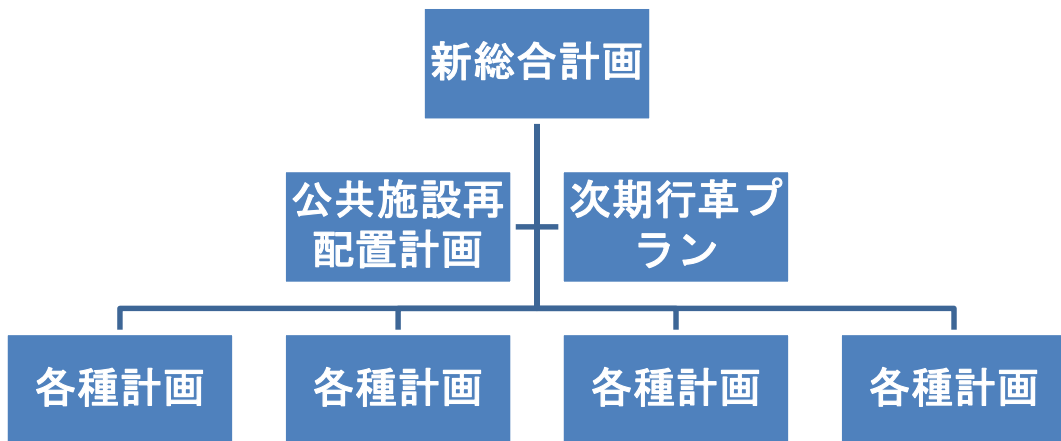
そこで、平成 23(2011)年度を初年度として策定を予定している秦野市の最上位計画である「新総合計画」、及び公共施設の再配置と密接な関係にある「次期行革推進プラン」の中に本計画を位置付けるものとします。

これに加えて、施設所管部局が定める施設整備や運営などに関する計画等との整合を図りながら、その上位計画として位置付け、実効性を確保するものとします。

また、基本計画及び実行プランの最終年には、計画の実行内容について、第三者による検証及び評価を行い、その結果は、次の基本計画又は実行プラン内に活かすものとします。

なお、計画内容の検討に当たっては、具体的な地域、施設、機能、時間軸を考慮して行うとともに、総合計画に基づく市の政策の方向性に沿うものとなるよう十分に注意を払います。また、計画の進行途中であっても、再配置に有効となる新たな施策については、随時計画に組み込めるようにします。

【再配置計画の位置付け】



年度	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	
新総合計画	← 基本構想 →										
	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →					
次期行革プラン	← 重点実行期間 →										
公共施設再配置計画 (仮称)	← 第1期基本計画 →										
	← 前期実行プラン →					← 後期実行プラン →					
					検証 評価					検証 評価	

【市の木】

【市の花】

【市の鳥】

《さざんか》



《こぶし》



《なでしこ》



《あじさい》



《うぐいす》



■ 市民憲章

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。

(この市民憲章は、秦野市の発展を願って昭和44年10月1日に制定したものです。)

■ 秦野市平和都市宣言

私たち秦野市民は、平和への限りない願いをこめて「平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。」と市民憲章に定めた。

私たちの責務は、この精神にのっとり永遠の平和を希求し、愛する郷土を守り次代へ引き継いでいくことである。

しかし、武力紛争は世界各地で絶え間なく続き、際限のない軍備拡大と核兵器の増強は、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

世界の恒久平和は、すべての人々の切なる願いである。私たち秦野市民は、国際平和年に当たり非核三原則を堅持するとともに、永久の平和とあらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を願い、ここに「平和都市」を宣言する。

(昭和61年3月27日)

附属資料

I 方針検討の経過	86
II 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会	88
III 方針の内容に対する市民の意見	97

I 方針策定の経過



(平成 22 年 9 月 30 日現在)

年	月	内 容
平成 20 年	4 月	企画総務部に公共施設再配置計画担当を設置
		公共施設概要調査に着手
	6 月	公共施設概要調査結果報告
	9 月～10 月	公共施設の管理・運営に関するヒアリング調査実施
	11 月	公共施設の管理・運営に関するヒアリング調査結果報告
	12 月	公共施設白書の作成に着手
平成 21 年	4 月～5 月	公共施設利用者アンケート実施
	6 月	インターネットによる公共施設に関するアンケート調査実施
	10 月	秦野市公共施設白書《本編》及び《施設別解説編》の内容を部長会議に報告
		白書を公表
		議員連絡会において白書の内容を報告
12 月	秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会設置	
	第 1 回検討委員会開催	
平成 22 年	1 月	第 2 回検討委員会開催
	2 月	第 3 回検討委員会開催
	3 月	第 4 回検討委員会開催
	4 月	第 5 回検討委員会開催
	5 月	第 6 回検討委員会開催
	6 月	第 7 回検討委員会開催
		「秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】“ハコに頼らない新しい公共サービスを！”」を検討委員会が提出
	7 月	第 1 回計画策定調整会議開催
		部長会議において提言の内容を報告
		議員連絡会において提言の内容を報告
		教育委員会議において提言の内容を報告
		社会教育委員会において提言の内容を報告
		第 2 回計画策定調整会議開催
	第 8 回検討委員会開催	
	8 月	部長会議において「秦野市公共施設再配置に関する方針“未来につなぐ市民力と職員力のたすき”」案の内容を協議
広報特集号において方針案のフローを公表		
議員連絡会において方針案の内容を報告		
平	8 月	ホームページ等で方針案を公表

年	月	内 容
成 22 年		方針案に関するパブリック・コメント手続き開始
		北地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		本町地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		教育委員会議において方針案の内容を報告
		南地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		西地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		鶴巻地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		上地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		第9回検討委員会開催
		大根地区市政懇談会において方針案の概要を説明
	9月	東地区市政懇談会において方針案の概要を説明
		方針案に関するパブリック・コメント手続き終了
		第10回検討委員会開催



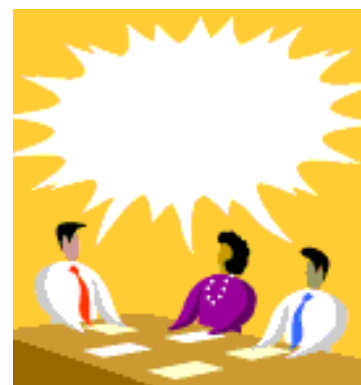
Ⅱ 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会

1 委員名簿

(平成22年9月30日現在)

	氏名	所属及び役職
委員長	ねもと ゆうじ 根本 祐二	東洋大学経済学部教授
副委員長	こばやし まさとし 小林 正稔	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
委員	くら かす りょうこ 倉斗 綾子	首都大学東京大学院都市環境科学研究科客員研究員
委員	ささき よういち 佐々木 陽一	(株)PHP総合研究所政策総合研究部主任研究員
委員	しお はら ひでお 塩原 英雄	パシフィックコンサルタンツ(株) 行政マネジメント部技術部長
委員	なか の ともこ 中野 智子	中央大学経済学部准教授
委員	ふじ ぎ ひであき 藤木 秀明	(株)浜銀総合研究所地域戦略研究部研究員
委員	ふる ぎ さわ やすひさ 古澤 靖久	プライスウォーターハウスクーパース(株) ディレクター

(委員五十音順：敬称略)



2 検討委員会開催経過

(平成 22 年 9 月 30 日現在)

回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第 1 回	<p>平成 21 年 12 月 25 日(金) 午前 10 時から午後 0 時 15 分まで 秦野市役所本庁舎 3 階 3A 会議室</p> <p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none">1 公共施設の現状と課題について2 委員会の運営及び検討手順について3 次回委員会の日程及び内容について4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料 1 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会の運営について(案)</p> <p>資料 2 秦野市公共施設再配置計画(仮称)の検討フロー(案)</p> <p>資料 3 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討組織</p>
第 2 回	<p>平成 22 年 1 月 28 日(木) 午後 2 時から午後 4 時まで 秦野市文化会館 2 階第 1 練習室</p> <p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none">1 E-メンバーの募集について(報告事項)2 秦野市公共施設の再配置に関する方針(案)について3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料 1 秦野市の人口動態等について</p> <p>資料 2 公共施設の管理運営に係る人件費の内訳</p> <p>資料 3 公共施設の建物の減価償却について</p> <p>資料 4 地区別の主な公共施設の種別配置</p> <p>資料 5 インフラ関連の更新に要する費用の単純試算等</p> <p>資料 6 秦野市市民意識調査報告書</p> <p>資料 7 秦野市公共施設の再配置に関する方針(事務局素案)</p> <p>資料 8 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会 E-メンバー募集のお知らせ</p>



回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第 3 回	平成 22 年 2 月 24 日(水) 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで 秦野市なでしこ会館 4 階 A 会議室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長あいさつ 2 E-メンバーの選任について 3 秦野市公共施設の再配置に関する方針(案)について 4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E-メンバー候補者感想文</p> <p>資料2 歳入歳出の県下各市との比較(平成 20 年度決算ベース)</p> <p>資料3 県下各市の公共施設使用料の比較</p> <p>資料4 他市の公民館との比較</p> <p>資料5 公共施設の管理運営に係るフルコスト(分類別)</p> <p>資料6 公共施設の管理運営に係るフルコスト(施設別)</p> <p>資料7 将来負担比率から見る起債の限度について</p> <p>資料8 地区別の主な公共施設の種別配置(改訂版)</p>
第 4 回	平成 22 年 3 月 25 日(木) 午前 10 時から午前 11 時 45 分まで 秦野市役所本庁舎 5 階 5A 会議室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E-メンバーの選任について(前回委員会以降受付分) 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針(案)について 3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E-メンバー候補者感想文(2 月 24 日以降受付分)</p> <p>資料2 実質公債費比率の試算</p> <p>資料3 公民館の管理運営コストの比較(全館合計)</p> <p>資料4 公共施設の災害時避難所としての利用計画</p> <p>資料5 地区別の主な公共施設の資産価値等</p> <p>資料6 公共施設を維持するために必要となる費用の試算</p> <p>資料7 秦野市職員の年齢構成</p> <p>資料8 秦野市公共施設の再配置に関する方針の策定にあたっての委員会意見(案)</p> <p>資料9 秦野市公共施設の再配置に関する方針《委員会案》(平成 22 年 3 月 25 日現在事務局素案)</p>

回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第5回	平成22年4月19日(月) 午後1時55分から午後3時50分まで 秦野市立南が丘公民館2階セミナー室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E-メンバーからの意見について(報告事項) 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針(委員会案)について 3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E-メンバーからの意見①(4月15日現在受付分)</p> <p>資料2 公共施設建設にかかる起債償還額とリース料金支払額の比較</p> <p>資料3 公共施設の建替え費用不足額から見た更新量の試算</p> <p>資料4 秦野市公共施設の再配置に関する方針(委員会案抜粋)</p>
第6回	平成22年5月26日(水) 午後2時5分から午後3時55分まで 秦野市立上公民館2階大会議室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E-メンバーからの意見について(報告事項) 2 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】(案)について 3 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E-メンバーからの意見②(5月25日現在受付分)</p> <p>資料2 公共施設の建替え費用不足額から見た更新量の試算②</p> <p>資料3 公共施設の維持・更新費用不足額の試算に関するバリエーション</p> <p>資料4 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】(案)</p> <p>参考資料 秦野市の公民館が今後果たすべき役割及び組織・運営体制について(提言)[社会教育委員会議から市長及び教育長への提言]</p>



回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第7回	<p>平成 22 年 6 月 30 日(水) 午後 2 時から午後 3 時 20 分まで 秦野市広畑ふれあいプラザ 2 階学習室 2</p> <p>会議次第 1 E-メンバーからの意見について(報告事項) 2 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】“ハコに頼らない新しい行政サービスを！”(案)について 3 その他</p> <p>配付資料 資料1 E-メンバーからの意見③(6月25日現在受付分) 資料2 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】“ハコに頼らない新しい行政サービスを！”(案) 参考資料 スケルトン方式による学校の活用事例(倉斗委員提出資料) ※ 会議終了後、市役所3階市長応接室に移動し、委員会からの提言書を市長に提出しました。</p>
第8回	<p>平成 22 年 7 月 29 日(木) 午後 2 時から午後 3 時 55 分まで 秦野市立宮永岳彦記念美術館ギャラリー</p> <p>会議次第 1 E-メンバーからの意見について(報告事項) 2 提言内容の各機関等への報告結果について(報告事項) 3 秦野市公共施設の再配置に関する方針案について(経過報告) 4 秦野市公共施設再配置計画(案)について 5 その他</p> <p>配付資料 資料1 E-メンバーからの意見④(7月26日現在受付分) 資料2 提言内容の各機関等への報告結果について 資料3 秦野市公共施設の再配置に関する方針案のフロー図(未定稿) 資料4 今年度における計画検討作業について 資料5 西中学校配置図・平面図 資料6 西公民館平面図</p>



回	開催日時及び場所
	会議次第及び配付資料
第9回	平成22年8月27日(金) 午後2時30分から午後4時20分まで 秦野市立西公民館1階視聴覚室
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E-メンバーからの意見について(報告事項) 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針案について(経過報告) 3 秦野市公共施設再配置計画(案)について 4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E-メンバーからの意見⑤(8月25日現在受付分)</p> <p>資料2 方針案の内容の各機関等及び市民への説明の結果について</p> <p>資料3 秦野市公共施設の再配置に関する方針案</p> <p>資料4 第1期基本計画の期間中に建替え時期を迎える公共施設</p>
第10回	平成22年9月27日(月) 午後2時40分から午後4時20分まで 秦野市保健福祉センター3階第4会議室1
	<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 E-メンバーからの意見について(報告事項) 2 秦野市公共施設の再配置に関する方針案について(経過報告) 3 秦野市公共施設再配置計画(案)について 4 その他 <p>配付資料</p> <p>資料1 E-メンバーからの意見⑥(9月23日現在受付分)</p> <p>資料2 方針案の内容の各機関等及び市民への説明の結果について②</p> <p>資料3 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会における検討素材の募集に関する要項(案)</p> <p>資料4 西中学校区の特性について</p> <p>資料5 西地区の都市計画図等</p> <p>資料6 シンボル事業の内容について</p>



3 秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会設置要綱

（平成 21 年 12 月 4 日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本格的な人口減少社会を迎え、公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため、中長期的視点に立った公共施設の再配置に係る計画を策定するに当たり、秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 行政財産である本市の施設のうち、道路、橋りょう、上下水道の設備及びごみ収集所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- (2) 公共施設の再配置 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することをいう。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 公共施設の再配置の方針に関すること。
- (2) 秦野市公共施設再配置計画（案）に関すること。
- (3) その他公共施設の再配置に関すること。

（組織等）

第4条 委員会の委員は、8名以内とし、公共施設に関する政策又は研究の分野における実績のある学識経験者及び有識者の中から市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を委員会に加えるものとし、市民の中から市長が委嘱する。
- 7 臨時委員の任期は、委嘱の日から委員会への出席が終わるまでの間とする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、議決を要する場合で、委員長が必要と認めるときは、書面による表決を行うことができるものとする。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数（前項後段の規定により書面表決としたときは、委員の過半数）により決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じてその会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見

を聴くことができる。

5 委員会は、必要に応じて市民モニターを募集し、公共施設の再配置に関すること
その他委員会が定めることについて意見を聴くことができる。

6 委員会の会議の結果は、その会議の都度、公表し、その内容に関する市民からの
意見を募集するものとする。

(報告)

第6条 委員長は、委員会における検討結果を提言書として取りまとめ、市長に報告
する。

(報償の支給)

第7条 委員が委員会の会議に出席したとき又は市民モニターが意見を提出したとき
は、予算の範囲内で報償を支給する。

(調整会議)

第8条 委員会の検討内容の実現性及びその実施方策等の検討を行うため、主要な公
共施設の管理所管課及び行財政運営に関する関係課で組織する秦野市公共施設再配
置計画(仮称)策定調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

2 調整会議の構成員は、別表第1に掲げる職にある者を充てる。

3 調整会議の司会進行は、企画総務部公共施設再配置計画担当課長が行うものとす
る。

4 調整会議は、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、又は会議に構成員以外
の職員の出席を求めることができる。

(庶務等)

第9条 委員会及び調整会議(以下「委員会等」という。)の庶務は、企画総務部公
共施設再配置計画担当において処理する。

2 委員会等の円滑な進行を支援し、その指示する事項について調査等を行うため、
委員会等に補助スタッフを置くものとし、別表第2に掲げる部課等の長の推薦によ
り、その所属する課長補佐級以下の職員を充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員
長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行し、平成23年3月31日限り、その
効力を失う。

別表第1 (第8条関係)

職 名
企画総務部企画課長

企画総務部行政経営課長
企画総務部公共施設再配置計画担当課長
財務部財政課長
財務部財産管理課長
くらし安心部市民自治振興課長
福祉部高齢介護課長
こども健康部保育課長
こども健康部こども育成課長
環境産業部環境保全課長
環境産業部観光課長
建設部建築住宅課長
都市部都市計画課長
教育総務部教育総務課長
生涯学習部生涯学習課長
生涯学習部スポーツ振興課長

別表第2（第9条関係）

部等名	課等名	人数
企画総務部	企画課	各1名
企画総務部	行政経営課	
財務部	財政課	
福祉部	部等の長が推薦する課	
こども健康部	部等の長が推薦する課	
建設部	建築住宅課	
都市部	部等の長が推薦する課	
教育総務部	教育総務課	
生涯学習部	部等の長が推薦する課	



Ⅲ 方針の内容に対する市民の意見

1 パブリック・コメント手続きの結果

- (1) 意見募集期間 平成22年8月18日(水)～9月17日(金)
- (2) 意見募集の周知方法
 広報はだの8月15日特集号及び市ホームページ並びに地区別市政懇談会の席上において周知
- (3) 方針案の公表の方法
 ア ホームページへの掲載
 イ 公民館及び駅連絡所における閲覧
 ウ 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 意見提出の方法
 郵送、FAX、電子メール及び持参
- (5) 提出された意見の内容及びその取扱い等
 ア 意見提出者数 6名
 イ 件数等の内訳及び対応状況

内容の分類	件数	意見への対応区分(※)			
		A	B	C	D
① 方針1「基本方針」について	3	0	2	1	0
② 方針2「施設更新の優先度」について	1	0	0	1	0
③ 方針3「数値目標」について	1	0	0	1	0
④ 方針4「再配置の視点」について	10	3	5	2	0
⑤ 計画等について	1	0	1	0	0
⑥ その他	3	0	0	0	3
計	19	3	8	5	3

※A：意見の趣旨等を方針に反映したもの

B：意見の趣旨等は既に方針案に反映されていると考えるもの

C：意見の趣旨等を方針に反映することは困難だが参考とさせていただくもの

D：感想等その他のもの

(6) 分類別の意見一覧

① 方針1「基本方針」について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>右肩下がりの日本経済が恐らく今後も続く状況において、今払えない負担を、利子まで付けて将来払えるわけがない。</p> <p>こういった観点で方針案を見ると、①新規の施設は作らない、②施設更新に優先順位を付ける、③第一優先としては教育施設、子育て支援施設、道路等インフラとすることについては賛成である。</p>	<p>必要性の高い施設サービスを将来市民にも享受してもらうためには、多くの市民の皆様には、御意見と同様の御理解をいただくことが必要不可欠です。</p> <p>引き続き、再配置の必要性については、説明を尽くしていきたいと考えます。</p>	B
2	<p>財政が緊迫し、打開策として考案されたもののだが、教育や文化、体育にしわ寄せが来るのは問題である。教養を高めるのに欠くことのできない図書館や公民館などはむしろ拡充して欲しいと思う。</p> <p>財源がないからとか、利用者が少ないから削減するのではなく、今あるものをもっと活用するように運動をすとか、もっと活用できる施設を設けるといったことを熟慮してほしい。</p>	<p>人口と税収が減る中で、義務教育を最優先とするためには、他の分野の施設の床面積は縮小せざるを得ないのが現実です。</p> <p>しかし、全市的利用を図っているような施設の機能は、多くの市民の皆様とともに知恵を出し合いながら、できるだけ維持し、より多くの市民に利用していただけるように工夫していきたいと考えています。</p>	C
3	<p>旧消防署、旧教育研究所など、市が管理している建物でそのまま放置しているものは多数あるはずだが、すぐに売却すべきである。</p> <p>また、曾屋ふれあい会館は、建て直すのではなく、売却すべきである。売却後は税収も見込める。同じく、なでしこ会館も方針が明確になっていないが、畳の大広間等年間の利用率はどのようになっているのか。近くには、ほうらい会館もあるし、利用率の低いハコモノは、1～2年以内に廃棄処分とし、売却すべきである。</p>	<p>方針 P56(方針案 P51)で、優先度の低い施設の用地は、売却、賃貸収入を得て、優先度の高い施設の更新費用に充てることを基本方針としています。</p> <p>なお、なでしこ会館の和室は、現在「適応指導教室いずみ」として常時利用されています。また、曾屋ふれあい会館は、自治会から土地を賃借、なでしこ会館は、秦野市農業協同組合から建物を賃借しているので、廃止した場合でも、賃借料の節減とはなりません。売却収入を得ることはできません。</p>	B

② 方針2「施設更新の優先度」について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>秦野市に引っ越してきて良い点は、福祉・教育関係の理解度が教職員を含めて深い点であると思う。これは無形のもので見えにくいのだが、とても質が高いと思う。うちの子供はいわゆる発達障害児であったためにたまたま気がついたことになるのだが、以前居た市は、表面上の対応ばかりで中身が無かったのに、秦野市立の幼稚園は、幼児教育の理念があり、「弘済学園」と協力していて、とても助けられた。ともすると親の関心は学力に偏りがちになるが、心の教育に力を入れていることは素晴らしいと思う。</p> <p>現実の大人は、私も含めて競争社会の中におり、個々人の生活を少しでも良くする視点に重点が行きがちである。子供の成長を考えた時に親は学力重視に偏るのは仕方がないのだが、これが行き過ぎると子供の社会性の成長に影響が出るように思う。社会性の成長には、心の教育が絶対に必要と思う。最近の私立幼稚園は、親に媚びるが故にその辺がおろそかにしている懸念がある。</p> <p>私は市立幼稚園であるからできている教育があったと感じている。最近の老人の孤独死、死の放置、親による虐待、ネグレクト、無差別殺人、日本は効率良い社会になったが、これらは効率を追い求め過ぎ、昔、日本人が持っていた「心」あるいは「恥」を忘れてきている結果がでてきているのかもしれない。政治家は「学力」を問題にするが、私には「心」の未発達の方が深刻に思える。</p>	<p>公教育の果たすべき役割も十分に認識した上で、再配置を行っていきたいと考えています。</p> <p>しかしながら、最優先とする義務教育などの施設機能を将来にわたり持続可能なものとするためには、公共施設の面積を縮小せざるを得ない状況にあります。</p> <p>このため、公設公営の施設の民営化などの様々な工夫を行い、その機能の維持に努めていきますので、御理解をお願いいたします。</p>	C



③ 方針3「数値目標」について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>秦野市には実に多くの公共施設があり、正直驚いている。でも、中には「いらなくな」と思うような施設もあり、現在の半分程度にしてもあまり支障はないように思える。</p>	<p>全ての公共施設は、それぞれの時代に応じた必要性の下に設置されてきましたが、個々の公共施設の必要性に対する考え方には個人差が大きく、将来にわたってどれが不要かの判断を行うことが難しいことも事実です。</p> <p>したがって、多くの市民の意見を取り入れ、できるだけ多くの施設サービスを残したいのですが、人口減少社会を迎える中では、それが許される状況にはありません。そこで、この方針では、まず客観性の高い施設更新の優先度を定め、それを基準にしながら更新可能な面積を算定しました。その結果、現在の見込みでは、更新時期を迎える施設面積の約 31 パーセントを削減すれば、多くの市民がより必要性が高いと考える施設サービスの維持が可能であるとの結論を得たものです。</p> <p>なお、第 1 ステージにおいては、この削減量を目標といたしますが、今後 10 年ごとに、社会経済情勢の実態にあわせた方針の見直しを行いますので、目標値については、変化する可能性もあります。</p>	C

④ 方針4「再配置の視点」について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>秦野を決して夕張のようにしてはならない。また、子どもたちに返済する当てのない借金を背負い込ませてはならない。そのためには、「身の丈に合った施設整備」を出発点にしなければならないが、身の丈以上のことをしようとするときは、金銭的にも、施設運営の労力面でも、新たな市民負担を求める必要がある。</p>	<p>方針 P71(方針案 P65) 視点 4 の中で、「適正な受益者負担の推進」を掲げ、方針 P68(方針案 P62) 視点 2 の中で、「地域対応施設の地域による運営」を掲げています。なお、現状と課題(方針 P44)に公民館管理運営費の財源内訳等を追記しました。</p>	B
2	<p>複合施設案に賛成する。義務教育施設以外の施設は、複合施設の整備を視野に入れ、予算的に厳しいかもしれないが、長寿命化に向け計画的に手入れを行い、粘れるだけ粘り、いよいよの時は更新案について市民の負担を新たに求めることを前提に市民の意見を集約するしかないと思う。ただし、PFIには反対である。年度ごとの費用の平準化、民間活力の導入など、表面的にはメリットを感じるが、「施設を造り、運営し、取り壊す」費用は市民が負うのに加え、企業の利益や資金調達のための利子負担も負わなければならない。いわば隠れ借金のような性格のものだと思う。「いつもニコニコ現金払い」、これが大原則です。</p>	<p>民間活力の導入に当たっては、PFI方式に固執するものではありませんが、PFI方式をはじめとする民間活力を導入した施設整備の採用に当たっては、VFM効果(支払いに対して最も高い価値を供給するという考え方)について検証し、従来の公設方式より明らかに費用負担が少なくなることを市民に明示した上で、進めていきたいと考えています。</p>	C
3	<p>これからは、市長のマニフェストにある「市民が主役のまちづくり」が基本である。今までのように何かあると市役所をお願いするではもたない。この方針案を読んで、市民が汗をかくことが必要であることを感じている。私もあと2年で定年だが、定年後は、可能な範囲で継続的に秦野市の公共を支える部分の活動を始めたいと考えている。同じような考え方の人も多いと思うので、力を合わせるとかなりのパワーになる。市役所としては、インターネットを活用するなどにより、コーディネート役をしてほしい。</p>	<p>方針 P68(方針案 P62) 視点 2 の中で、地域対応施設の地域による運営を掲げています。 「市民の力」、「地域の力」による施設運営は、今後必要不可欠なものとなります。意欲のある市民に存分に力を発揮していただけるように努めていきたいと考えます。</p>	B

No.	意見の概要	市の考え方	区分
4	<p>高齢化がますます進めば、坂道の多い市内では、公共施設に足を運ぶのは大変である。それぞれの地区にどんなに小さい規模でもいいから集会所が持てるような施設を作ってほしい。当地区は、ぜひともいつかは施設を作ってほしいと願い、基金を自治会発足の頃から蓄えて今日に至っている。</p>	<p>方針 P68(方針案 P62) 視点 2の中で、自治会館などが公の施設の機能を担えるよう支援することを掲げています。</p>	B
5	<p>再配置の進行により利用されなくなる建物について、地域への譲渡を進める場合、古い建物が多いので、耐震性などの欠陥があることが考えられる。被害が起きた場合に、建物の瑕疵(かし)による責任論が起きないように協議や取り決めが重要な課題である。</p> <p>しかし、後ろ向きになることなく、瑕疵のある建物であることを条件とした利用方法の徹底と責任所在の明確化を図ってこの制度を大いに展開していただきたい。</p>	<p>地域へ譲渡できるような施設については、すべて耐震補強を実施済みです。しかし、御意見のとおり古い建物なので、隠れた瑕疵が存在することも十分に考えられます。</p> <p>譲渡する場合には、関係法令等に則りながら、契約を取り交わしたいと考えます。</p>	C
6	<p>素人目で恐縮だが、古墳公園にある史跡紹介施設は図書館に移設しても良いかもしれない。発掘資料の保存にとどめて非公開にしても良いのではないかと。公民館、児童館、老人福祉施設などもやや多すぎる気がする。小学校などの施設に併設し集約する方が効率的と思う。結論として建物はできるだけ統廃合することは賛成。</p> <p>但し、くれぐれもソフト面で支障がでるようなことは注意してほしいと思う。</p>	<p>方針 P70(方針案 P64) 視点 3の中で、「施設の統廃合」を進めることや、小中学校や公民館等を核として「地域コミュニティ拠点の総合化」を進めることを掲げています。</p> <p>また、ソフト面についても十分な配慮を行いながら、複合化を進めていきたいと考えています。</p>	B
7	<p>視点 5 の 4 の内容は、温暖化防止(環境性)を含んだ内容であるため、表題を「4 更新単価とコスト低減、環境性を優先した設計」に改め、また、「イニシャルコストとランニングコストを常に意識する」の部分を、「イニシャルコストとランニングコスト及び環境性を常に意識する」としたほうが、訴求効果が高いと思われる。</p>	<p>方針 P77(方針案 P70) 中、表題については、御意見のとおり変更し、後段については、「イニシャルコスト及びランニングコスト並びに環境性を常に意識する」と変更します。</p>	A

No.	意見の概要	市の考え方	区分
8	<p>視点 5 の 4 の内容は、課題認識、現状分析を受けると、決して「安かろう・悪かろう」のハコモノを作ろうとするのではないと考えられる。35 万円/㎡で実現しようとするハコモノの性能について明記したほうが、市の考えを適切に伝えられると考える。</p> <p>そこで、更新単価の目標値に加え、課題を踏まえた目指すべき方向性として、「そこで、施設の更新に当たっては、適正な建築性能と省エネ・低炭素性の高い設備を設置すると同時に、更新単価は 35 万円/㎡以下とします。」と記載してほしい。</p>	<p>方針 P77(方針案 P70)中、該当箇所について、御意見のとおり変更します。</p>	A
9	<p>視点 5 の 4 の内容のうち、LCC の低減を優先することに賛成する。本方針案でも記載されているとおり、公共施設は、一旦建築されると、その後長年にわたって維持管理を市が行うことになる。建設価格だけにとらわれて、目先の安さを追求すると、その後の維持管理において市民に大きな負担を課すことになりかねないと考える。</p> <p>特にハコモノの設備方式などを選定する際は、その後のランニングコストに直結することになるため、LCC 削減の視点に立った評価をお願いしたい。</p>	<p>多くの市民に同様の御理解がいただけるよう、説明に努めていきたいと考えます。</p>	B
10	<p>視点 5 の 4 に記載されている「範を示すべき公共の建築物」については、積極的に温暖化対策への貢献をしてもらいたいと考える。</p> <p>したがって、「LCC の低減を優先することに取り組みます。」の後に、「また、LCC の削減に加えて、地球温暖化対策の促進の観点から LCCO₂(ライフサイクル CO₂)の低減にも取り組みます。」と追記してほしい。</p>	<p>方針 P77(方針案 P70)中、該当箇所について、「LCC の低減を優先するとともに、地球温暖化対策の促進の観点から LCCO₂(ライフサイクル CO₂)の低減にも取り組みます。」に変更します。</p>	A

⑤ 計画等について

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	公共施設の再配置に真剣に対峙しようとする市の姿勢に賛意を表す(もっと早くに手をつけていたほうがよかったかもしれないが)。市長は、厳しい政治判断を求められると思うが、絵に描いた餅で終わらせないでほしい。	方針 P78(方針案 P70) 視点 5 の中で、第三者による評価を行いながら、計画を着実に進めることを掲げています。	B

⑥ その他

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	この方針案は、市の職員全員に読んでもらいたい。市の今後の方向性、市職員として必要とされる能力、そういったことを再確認するよい機会になると思う。	既に多くの職員が内容に目を通していると思いますが、さらに広く呼びかけていきたいと思っています。	D
2	こういう問題は、細案ができれば、決定する前に公表して市民の声を聴いていただきたい。	公共施設再配置計画(仮称)の策定作業に当たっては、公共施設白書作成の段階から全ての情報をホームページ上で公開してきました。また、方針案に対するパブリック・コメント手続を開始するに当たっては、8月15日に方針案のフロー図を広報はだの特集号に掲載するとともに、8月18日から9月1日にかけて実施した地区別市政懇談会において内容を説明し、広く周知を図りました。 計画案の作成に当たっても、同様のポリシーで望むとともに、パブリック・コメントの手続を経て決定します。	D
3	弘法の里湯の1日平均の利用者は何人か。年間収入はどうか。	日平均利用者は約460人、年間の収入は、約1億4,600万円です(いずれも平成19年度実績:公共施設白書より)。	D

2 地区別市政懇談会の結果

8 地区において行われた市政懇談会において、新総合計画素案及び次期行革プラン骨子案とともに、方針案の内容を説明し、質疑応答等を行いました。結果は、次表のとおりでした。

地区名	開催日時	開催場所	出席者
質疑応答等の内容			
北地区	8月18日(水)午後7時から午後9時まで	北公民館	約40名
<p>① 優先順位の最終決定はどのように行うのか。 [回答] 委員会からの提言に基づいて、方針案として示した。最優先以外は、現段階では明確になっていないが、アンケート結果等の市民ニーズを見ながら計画に位置付けていきたい。</p> <p>② 地区ごとの施設の多い、少ないによって残る施設が決まってしまう恐れがある。地域の意見も聴きながら決めてほしい。 [回答] 地区ごとの現状にばらつきがある。現状を把握しながら地区の実情に合わせて考えていきたい。いずれにせよ、納税者である市民も利用者である市民も同じテーブルで議論することが大事である。全てを公開しながら検討を進めていきたい。</p>			
本町地区	8月19日(木)午後7時から午後9時まで	本町公民館	約70名
<p>① ハコモノが厳しい状況にあることがわかった。しかし、公共施設白書を見ると、曽屋ふれあい会館は、平成19年度には約3万5千人の利用がある。この数は、上や渋沢公民館よりも多く、南公民館や大根公民館に匹敵し、混雑する本町公民館の補完的役割も果たしているとする。見直し対象かもしれないが、利用者は増加傾向にありコストも低いので、残してもらいたい。 [回答] 面積は3割減るが、共用化などの工夫により機能は維持できるように努力していく。具体的な部分は、計画の中で明らかにしていきたい。</p> <p>② ハコモノは増やさないという方針は明確であり、評価する。計画は、客観的データに基づき進めてほしい。ただし、総合計画、行革プランも含め、市として何の施策を優先するのかがわかりにくい。人づくりは大事である。教育には力を入れるべきではないか。 [回答] 高齢者も大事だが、あらゆるものを犠牲にしても、子どもたちをしっかりと育てていきたいと考えている。(市長答弁)</p>			
南地区	8月20日(金)午後7時から午後9時まで	南公民館	約80名
<p>① 他市で文化会館や公民館を休止するというニュースを見たが、秦野市でも大変な状況であることがよくわかった。</p>			
西地区	8月23日(月)午後7時から午後9時まで	西公民館	約80名
<p>① ハコモノの見直しが進むということだが、秦野市の特徴的なものは残してもいいのではないかと。例えば、幼稚園など。財政的には厳しいのだろうが、市にそういう特色があってもいいのではないかと。</p> <p>② 現在の公民館の機能を存続させてほしい。公民館は地域との接点である。常勤の課長補佐クラスの館長も存続させてほしい。</p>			

鶴巻地区	8月25日(水)午後7時から午後9時まで	鶴巻公民館	約40名
<p>① 新しいハコモノは作らないという方針であるならば、今ある施設をどのように使うのかが大事だ。公民館などは、子育てに必要な学習、高齢者のための学習の機会をもっと実施するなどして、生涯学習の拠点として積極的に活用してほしい。</p> <p>[回答] 公民館の利用は、現状では貸館が中心である。今日は概要の説明にとどめているが、方針案の中には、学校も含め、公民館機能は地域コミュニティの拠点として位置付けているので、公民館機能の積極的活用を検討していきたい。</p>			
上地区	8月26日(木)午後7時から午後9時まで	上公民館	約30名
<p>① ハコモノやインフラに寿命があることは当然だろう。また、財政状況が厳しいこともわかる。ハコモノが一番手をつけやすいのだろうが、上地区のようなところでは経済性だけで物事を考えてほしくない。上小学校、上幼稚園、上公民館がなくなれば、ますます地区が衰退する。</p> <p>[回答] 修繕すら先送りになっているような現状の中で、こういう方針案を作った。義務教育は最優先としているので、現状では上小学校をなくすつもりはないが、将来にわたって絶対であるかといえ、そうとはいえない。なんでも費用対効果や数字で一律に考えるつもりはないが、財源を生むためには効率化も必要である。地区の皆さんと一緒にできるだけ不便にならないように考えていきたい。</p> <p>[回答] 40年先までのシミュレーションを基に方針案を作っており、明日すぐにそうなるというわけではない。納税者と利用者が同じテーブルについて、納得できるような結論を出していきたい。ハコモノだけではなく、道路、橋、下水道もある。このシミュレーションを基にして一緒に議論していきたい。(市長答弁)</p> <p>② 義務教育施設を最優先するとのことだが、学校の空いている教室を利用することで、解決できるものもあるのではないか。借金を増やさずに再配置を行えないのか。</p> <p>[回答] 借入金を増やさずに必要性の高い施設の更新を行っていくことは不可能である。必要な負担は、次世代にもしてもらわなければならないが、返せなくなるほどの負担を残したり、何も手をつけないまま先送りにするようなことはしないというのが再配置である。また、フロー図のキーワードにもあるように、ご提案いただいたような視点で、共用化などにより空いているスペースは積極的に利用するように考えていきたい。</p> <p>③ この計画は画期的だと思う。また、利用者一人当たりのコストなどを市民に示すことも大切だ。しかし、この地区に図書館や消防を復活させることはできないかということも検討してほしい。そのためには、新しい税財源を作るようなことまで検討しなければならないだろうが、そのくらいのことをしなければ、地区の前進はないと思う。</p> <p>[回答] こうした議論が起きることを目指して、白書の段階から一貫して、わかりやすく数字で情報を明らかにしてきた。増税と言うのは、非常に勇気ある発言だと思うが、まずは出を制していきたい。そのために公開の事業評価も行うものだが、入を図るのは、その後として考えたい。</p> <p>④ 再配置を考える前に、先に仕分けがあるべきだ。例えば、老人いこいの家など限られた地域だけにある施設は、地域に渡して、地域で運営していくような体制をとるべきではないか。</p>			

大根地区	8月30日(月)午後7時から午後9時まで	大根公民館	約60名
<p>① 再配置という言葉には、今ハコモノがない地域にハコモノを作ると言う意味はないのか。説明を聞いていると、再配置計画ではなく、更新計画のように感じる。再配置という言葉の意味は何か。また、遊休地のようなものはどうしていくのか。</p> <p>[回答] ハコモノのあり方の見直しを第一とし、適切な配置と効率的な管理運営を考えることを再配置とする市独自の定義である。遊休地については、計画を進める中で、適切に活用していきたい。</p> <p>② 大根地区には公共施設が少ない。少ないところには増やしてもいいのではないか。</p> <p>[回答] 全市的な利用を図る中央運動公園などが、市の中心部に配置されているため、大根、鶴巻地区には少ないと感じるのかもしれないが、おおね公園などもあり、小中学校も含め決して少ないとは思っていない。</p> <p>[回答] 大根川のポンプ場は、35億円をかけて整備を進めている。ハコモノにかけているお金は少なくとも、公共施設にかけられるお金は決して少なくはない。(市長答弁)</p> <p>③ 計画はよく考えられていると思うが、新たなハコモノは作らないとっているのに、温泉掘削に億単位の投資をするのは疑問である。</p> <p>④ 活用されていない土地は売るとのことだが、日赤病院の隣は、1,000万円の利息を毎年払っていると聞いた。早く何とかしてもらいたいが、こういう経済情勢では買う人がいるのか。</p> <p>[回答] 利息は年800万円くらいになる。この他にも、事業の計画があって取得したが、事業が進まなくなり遊休地になっている土地がある。地価は低い、有効に活用できるようにしたい。しかし、逆ザヤになることは避けられない。</p>			
東地区	9月1日(水)午後7時から午後9時まで	東公民館	約40名
<p>① 老人いこいの家を使う人が増えている。二間続きの部屋を区切れば、もっと多くの方が利用できるし、光熱水費の節約にもつながる。少しの工夫で管理運営費の削減を行えるのではないか。</p> <p>[回答] 再配置の方針案では、小規模な地域対応施設は、地域に運営を委ねていけるようにしたいと考えているので、協力をお願いしたい。また、公民館で行えば有料になる活動が老人いこいの家では無料で行えるというのも、見直しを行う必要があると考えている。</p>			

※ 主な質疑・意見等の欄は、公共施設再配置計画担当の職員が説明員として出席した際のメモを基に作成したものであり、各会議の事務局が作成する会議録の内容とは表記が異なる場合があります。

秦野市公共施設の再配置に関する方針は、平成 21 年 10 月に公表した「秦野市公共施設白書」(以下「白書」といいます。)を基礎資料として検討を進めてきました。また、方針内に掲載されているデータは、人口や予算・決算額等、本市の統計及び予算・決算資料等により定期的に公表されている場合は、できるだけ最新のデータを追加していますが、基本的には、個別の施設の管理運営費や稼働率など、白書に掲載しているデータ(平成 19 年度実績値)をそのまま掲載しています。

白書は、積極的に公開されていなかったデータも含め、多様な分析を行っていることから、その改訂作業には多くの時間を要します。本来であれば、方針の検討に当たっては、常に最新のデータを用いることが理想ですが、前記の理由から、方針決定までは、特別の作業を必要とするデータの改定は行わずに、白書に掲載されているとおりに用いることとしました。

なお、利用者数や稼働率、管理運営費のデータについては、現在、平成 21 年度実績に改定する作業を行っており、個別の施設についての取扱いを具体化する計画の策定に当たっては、最新データを参考にしながら検討を進める予定です。

秦野市公共施設の再配置に関する方針

“未来につなぐ市民力と職員力のたすき”

平成 22 年 (2010 年) 10 月

編集・発行

秦野市企画総務部公共施設再配置計画担当

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

TEL0463-82-5122(直通) FAX0463-84-5235

E-Mail koukyousisetu@city.hadano.kanagawa.jp